

富 山 市 の 環 境

令和 4 年度版

富 山 市

は じ め に

本市は、富山湾から 3,000m 級の山々まで広大な面積と豊かな自然を有しており、私たちはきれいな水や澄んだ空気など自然の恵みを受け、良好な生活環境を享受しています。

しかし、近年では化石燃料の使用で発生した温室効果ガスによる地球温暖化が原因とされる大規模な災害が頻発するなど、地球環境を守り、人・まち・自然が調和した都市の持続性を高めるための取り組みが一層緊急性を増してきており、国民・事業者・行政など、様々な主体の参加と連携による対策が求められています。

本市は平成 20 年 7 月に「環境モデル都市」に選定され、二酸化炭素排出量を大幅に削減するための「富山市環境モデル都市行動計画」を策定し、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり並びにコンパクトなまちづくりと一体となったエコライフ・エコ企業活動を推進することで、本市における二酸化炭素排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指しております。

また、平成 30 年 6 月には、内閣府より「SDGs 未来都市」に選定され、同年 8 月に、「富山市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。この計画では、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取り組みを「経済」・「社会」・「環境」の 3 つの価値の統合による都市構造のスパイラルアップの視点から発展させることで、コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現を目指すこととしており、新たに令和 3 年 3 月に策定した「第 2 次富山市 SDGs 未来都市計画」においては、目標のひとつとして、「コンパクトシティ戦略」と「包括的なエネルギー政策」の融合による「経済成長と環境負荷の低減の同時実現」を通して、地域活性化・地方創生に貢献する旨を掲げております。

さらには、気候変動対策への取組を一層推進するために「2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、令和 3 年 3 月には、「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、官民が連携し、地域が一体となって「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を推進するために、方針・施策・温室効果ガス削減目標等を掲げる「富山市エネルギービジョン」を策定し、具体的な各方策について取組を進めているところであります。

本書は、令和 3 年度の本市の環境や施策の実施状況などをとりまとめたものです。本市の環境の現況をご理解いただき、環境意識の高まりと環境保全活動の輪が一層広がることを期待します。

目 次

は じ め に

第 1 部 富山市の環境施策

第 1 章 富山市の環境の概況

第 1 節 富山市の特性	1
--------------	---

第 2 節 環境の概況	4
-------------	---

第 2 章 環境の現況と講じた環境保全施策

第 1 節 総合的な環境保全施策の推進	9
---------------------	---

第 2 節 大気汚染の現況と対策	24
------------------	----

第 3 節 水質汚濁の現況と対策	48
------------------	----

第 4 節 土壌汚染の現況と対策	65
------------------	----

第 5 節 ダイオキシン類汚染の現況と対策	69
-----------------------	----

第 6 節 騒音の現況と対策	73
----------------	----

第 7 節 振動の現況と対策	84
----------------	----

第 8 節 悪臭の現況と対策	90
----------------	----

第 9 節 地下水の現況と対策	92
-----------------	----

第 10 節 産業廃棄物の現況と対策	96
--------------------	----

第 11 節 富山市が進めるエコタウン事業	106
-----------------------	-----

第 12 節 自然環境保全等の現況と対策	111
----------------------	-----

第 13 節 公害苦情の現況と対策	112
-------------------	-----

第 14 節 公害健康被害者の救済制度	114
---------------------	-----

第 15 節 脱炭素化推進に関する支援	116
---------------------	-----

第 16 節 衛生管理	118
-------------	-----

第 3 章 環境関連事務事業	123
----------------	-----

第2部 清掃事業

第1章 総説

第1節	ごみ処理基本計画	132
第2節	富山市一般廃棄物処理実施計画	138
第3節	廃棄物処理の沿革と現況	146

第2章 経理

第1節	清掃事業決算	148
第2節	清掃事業予算	149
第3節	ごみ処理総合原価計算	150

第3章 施設

第1節	収集基地	151
第2節	中間処理施設	152
第3節	最終処分場	152

第4章 ごみ処理事業

第1節	ごみの排出及び処理の状況	153
第2節	富山市のごみ処理フロー図	154

第5章 ごみ減量化・資源化推進事業

第1節	事業内容	155
第2節	事業実績	161

第6章 その他実績

		162
--	--	-----

第7章 生活排水処理

第1節	生活排水処理の必要性	163
第2節	生活排水処理の現況	163
第3節	し尿処理の沿革と現況	168
第4節	街路公衆便所施設設置一覧表	171

第 1 部 富山市の環境施策

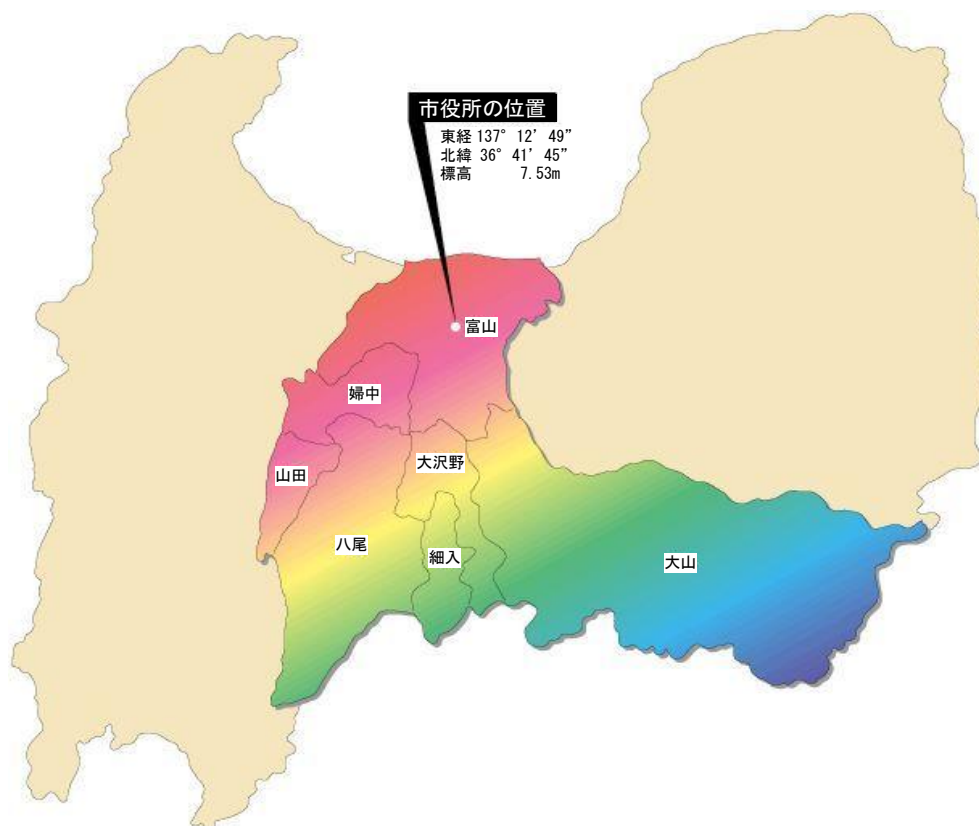
第 1 章 富山市の環境の概況

第 1 節 富山市の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は富山県の中央部に位置し、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。総面積は 1,241.74 km² と富山県の約 3 割を占めています。



(2) 気 象

気候の特徴は、日本海型気候に属し、冬の降雪が多いため全国的にも降水量が多くなっています。

令和 3 年の平均気温は 15.1℃（平年値 14.1℃）で、年間降水量は、2,609.5mm（平年値 2,300.0mm）でした。また、さくらの開花は平年より 10 日早い 3 月 24 日でした。

（富山地方気象台 HP より引用）

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は令和4年3月末現在で410,214人、世帯数は182,725世帯です。

(住民基本台帳)

(2) 都市計画区域の状況

都市計画法に基づく都市計画区域の状況では、用途地域が指定されている面積は8,506.2ha、そのうち住居系地域が5,338.9ha、工業系地域が2,428.2ha、商業系地域が739.1haとなっています。

都市計画区域の面積

区域	線引き都市計画区域		非線引き都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	白地地域	
面積 (ha)	7,363.9	15,665.1	1,142.3	11,864.7	36,036.0
構成比 (%)	20.4	43.5	3.2	32.9	100.0

※白地地域：非線引き都市計画区域の用途地域が指定されていない地域

資料「令和3年度富山市の都市計画」

(3) 産 業

本市には19,817の事業所があり、234,154人が従事しています。事業所数は「卸売業・小売業」が4,790事業所で最も多く、次いで「建設業」で2,082事業所となっています。また、従業者数は「製造業」が42,869人で最も多く、次いで「卸売業・小売業」で39,423人となっています。

産業別事業所数と従業者

(令和3年6月1日現在)

産業	事業所数	従業者数 (人)	産業	事業所数	従業者数 (人)
農 林 漁 業	149	2,211	学術研究、専門・技術サービス業	969	7,312
鉱 業	7	53	宿泊業、飲食サービス業	1,958	15,055
建 設 業	2,082	16,832	生活関連サービス業、娯楽業	1,664	7,757
製 造 業	1,305	42,869	教育、学習支援業	936	13,725
電気・ガス・熱供給・水道業	42	3,376	医 療、 福 祉	1,580	29,231
情報通信業	256	6,083	複合サービス事業	119	1,494
運輸業、郵便業	408	9,591	サ ー ビ ス 業	1,753	19,879
卸売業・小売業	4,790	39,423	公 務	212	7,068
金融業・保険業	451	7,463	(他に分類されないもの)		
不動産業、物品賃貸業	1,136	4,732	総 数	19,817	234,154

資料「経済センサス-活動調査」

(4) 公共下水道の普及状況

令和3年度末における汚水処理人口普及率は99.3%(公共下水道93.3%、地域し尿0.2%、農業集落排水4.2%、合併浄化槽1.6%)でした。

第2節 環境の概況

1 生活環境

(1) 大 気

大気の汚染は、工場、ビルなどの固定発生源や自動車などの移動発生源から汚染物質が多量に排出されることによって起こります。これらの原因となる汚染物質には、二酸化硫黄や二酸化窒素などがあります。

本市では、平成4年度から大気汚染常時監視テレメーターシステムを導入し、一般環境大気観測局5局と自動車排出ガス観測局2局で二酸化硫黄や二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素などの環境濃度を常時監視しています。

微小粒子状物質については、平成21年9月に環境基準が設定され、平成24年度より常時監視を開始しました。

令和3年度は、一般環境大気観測局において、光化学オキシダントを除いた物質については環境基準の長期的評価に適合していましたが、光化学オキシダントについては、環境基準に適合した観測局はありませんでしたが、注意報等が発令された日もありませんでした。

なお、光化学オキシダントによる被害を未然に防止するため、光化学オキシダント緊急時発令基準が定められており、緊急時には「注意報」等の発令が行われることになっています。また、発令が確かに伝わるよう毎年情報伝達訓練を行っております。

平成9年度から、富山芝園局でベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを実施しています。令和3年度は、ベンゼン等の21物質について測定を行いました。環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質はいずれも環境基準に適合していましたが、

平成13年度に環境省は、全国における地域の自然、文化、生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を、「かおり風景100選」と選定しており、本市の「富山の和漢薬のかおり」が選定されています。

(2) 水 質

市内の河川の水質は、産業系の公害防止対策や下水道の整備などにより全体として改善されてきています。

本市では、水質汚濁の状況を監視するため、神通川や常願寺川など9河川、3運河及び1湖沼（有峰湖）において、BOD、pH等の生活環境項目8項目、カドミウム、シアン等の健康項目27項目について、環境基準点15地点、補助測定点4地点で定期的に水質測定を行っています。

令和3年度の水質状況は、全ての環境基準点において水銀やカドミウム等の人の健康に関する項目及びBOD等の生活環境に関する項目が環境基準に適合していました。地下水については、水質汚染状況を監視するため、令和3年度は市内20地点で定期モニタリング調査を実施し、全ての地点で環境基準に適合していました。

海水浴場については、八重津浜で水質調査を実施したところ、水浴可能な水質となっていました。

平成20年度に環境省が、現在の「名水百選」に加えて、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水の水環境のなかで、特に地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを「平成の名水百選」として選定を行っており、本市の「いたち川の水辺と清水」が選定されています。

(3) 土 壌

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

令和3年度においては、同法に基づき、新たに形質変更時要届出区域及び要措置区域に指定された区域はありませんでした。

(4) ダイオキシン類

本市では、大気、河川水、底質、地下水、土壤の環境調査を行っています。

令和3年度は、大気4地点、河川水5地点、河川底質2地点、地下水8地点、土壤7地点の合計26地点で環境調査を実施した結果、富岩運河の萩浦小橋地点におい

て、河川底質で環境基準を超えていました。対策については、運河の管理者である富山県において、中島閘門より上流部について対策工法、公害防止事業に係る費用負担計画を定め、平成26年度から対策工事が行われています。また、中島閘門より下流部については、現在も引き続き底質の対策の検討が進められています。

(5) 騒 音

騒音は、感覚的、心理的要素が強く、とりわけ日常生活に関係の深い問題であるため、苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場、建設作業、自動車などの交通機関、一般家庭など多種多様です。

本市では、「騒音規制法」や「富山県公害防止条例」に基づき工場や事業場の施設の適正使用等について指導するとともに、騒音の状況を把握するため、市内32地点で騒音測定を実施しています。

その結果、環境騒音については、環境基準を昼間・夜間の両時間帯で適合している地点が94%でした。自動車交通騒音については、7地点で測定した結果、全ての地点で要請限度を超えていませんでした。新幹線鉄道騒音については、6地点で測定した結果、4地点で環境基準を超えていました。

平成8年度に環境省（当時環境庁）は、全国における地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境100地点を「音風景100選」と選定しており、本市八尾地域の「エンナカの水音とおわら風の盆」が選定されています。

(6) 振 動

振動は、騒音と基本的な性質やその影響などに多くの類似点があり、その発生源としては、工場・事業場・建設作業・交通機関などがあります。本市では、「振動規制法」に基づき工場や事業場の適正使用等について指導するとともに、振動の状況を把握しています。

また、自動車による道路交通振動については、市内11地点で測定を行っており、要請限度を超える地点はありませんでした。新幹線鉄道振動については、6地点で測定を行っており、全ての地点で指針値を超えていませんでした。

(7) 悪 臭

悪臭とは、人の臭覚を刺激して不快感、嫌悪感などを与える臭いのことで、悪臭を構成する物質は数十万種類にも及ぶといわれています。その発生源は家庭生活等の近隣の局地的なものから、工場・事業場に関するものまで多種多様であり、人によってその感覚に相違があることや、同じ臭いでも感じ方に違いがあることなどから、規制の方法や防止対策を困難にしています。

本市では、法に基づく立入調査や、工場・事業場の施設の適正な使用及び維持管理について指導を実施しており、令和3年度は延べ14工場・事業場に立入調査を行った結果、規制基準を超過した事業所はありませんでした。

(8) 地 下 水

近年、地下水の使用量の増加や涵養量の減少により、地下水位の低下、地下水の塩水化といった地下水障害が心配されるようになってきました。

地下水位については、市内にある地下水観測井13井（市管理7井、県管理6井）により地下水を常時観測しています。また、本市では、県地下水条例に基づく届出の受付け、地下水採取量の実態調査を行い、地下水の保全と適正利用について指導を実施しています。

令和3年度の地下水位状況については、降雪時の融雪装置の影響で一時的な水位低下がみられました。地下水位の経年変化をみると、全体的に大幅な変動はなく、おおむね横ばいに推移しています。

(9) 廃 棄 物

廃棄物は、社会経済活動の拡大と変化に伴って、種類や質が多様化しています。廃棄物には、家庭や事業所から排出される一般廃棄物と工場等の事業活動に伴って排出される産業廃棄物があります。

令和3年度の生活系並びに事業系ごみ（一般廃棄物）収集量は、122,317トンで、前年度と比較して2,221トン（1.8％）の減少となりました。その内訳は生活系燃やせるごみが80,229トンで前年度と比較して2,557トン（3.1％）の減少、生活系燃やせないごみが4,932トンで前年度と比較して774トン（13.6％）の減

少となり、事業系ごみは37,156トンで前年度と比較して1,110トン（3.1％）の増加となっています。また、空き缶や空きびん、古紙などの生活系資源物回収量は17,448トンで前年度と比較して355トン（2.0％）の減少、事業系資源物は12,437トンで前年度と比較して2,551トン（17.0％）の減少となっています。

産業廃棄物については、排出事業者が自ら責任を持って適正処理や有効利用を行うことになっています。令和2年度の産業廃棄物排出量は663千トンで、種類別では、有機性汚泥が231千トンで全体の34.8％を占め、がれき類が163千トン（24.6％）となっており、業種別では建設業が194千トン（29.3％）、電気・ガス・水道業が215千トン（32.4％）、製造業が193千トン（29.1％）で、これらの業種で全体の90.8％を占めています。

処理処分状況については、排出量663千トンのうち、無処理埋立処分されたものは6千トン、脱水・焼却・中和等の中間処理されたものは616千トン、無処理再使用されたものは41千トンとなっており、最終的には39千トンが埋立処分され、327千トンが循環利用、残り297千トンが減量化されています。

なお、減量化循環利用率は94.1％でした。

（10）公害苦情

市民から寄せられる公害苦情は、生活に密着したものが多く、原因及び被害状況は多種多様で、この中には生活モラルの問題もあり、法による規制だけでは十分に対処できないものが増加してきています。

令和3年度の苦情受理件数は66件で、苦情の種類別では騒音が23件で最も多く、水質汚濁が17件、悪臭が15件、大気汚染が10件、振動が1件でした。

本市では、これらの苦情を解決するために、発生源に対する適切な指導を実施し、快適な生活環境の保全に努めています。

第 2 章 環境の現況と講じた環境保全施策

第 1 節 総合的な環境保全施策の推進

1 第 2 期富山市環境基本計画

富山市環境基本計画は、富山市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として策定するものです。

本市には、おいしい水を育む豊かな自然環境、美しい街並みや良好な生活環境、300 年以上の伝統を有する薬都とやま、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりなどの特徴があります。

こうした特徴をいかし、これまでの取り組みを深化させ、将来を見据えた今後 10 年間の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 期富山市環境基本計画」を策定しました。

『環境から創る 活力と魅力あふれる都市 とやま』を基本目標に掲げ、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画の期間としています。



2 ゼロカーボンシティの表明及び富山市エネルギービジョン

本市では、これまで温室効果ガスの大幅な削減に向けた取組を推進するために、2005年度比で2050年に温室効果ガス排出量の80%削減を目指し、平成31年3月に「富山市環境モデル都市第3次行動計画」を策定しましたが、脱炭素社会の実現に向けて、取組を一層推進するために「2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明致しました。

あわせて、同月、官民が連携し、地域が一体となって「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を推進するために、方針・施策・温室効果ガス削減目標等を掲げる「富山市エネルギービジョン」を策定致しました。

(1) ゼロカーボンシティの表明の背景と今後の施策展開について

①国の動向として「グリーン成長戦略」の策定（令和3年6月）し、温暖化への対策を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、積極的な温暖化対策の推進が「経済と環境の好循環」を創出することとされました。

②本市の関連計画として、温室効果ガスについて、第2期富山市環境基本計画では、2005年度比で2030年に30%削減と定めており、富山市環境モデル第3次都市行動計画では、2005年度比で2030年に30%削減、2050年に80%削減と定めています。また、第2次富山市SDGs未来都市計画（令和3年3月策定）において「コンパクトシティ戦略」と「包括的なエネルギー施策」の融合により、「経済成長と環境負荷の低減の同時実現」を図り、地域活性化・地方創生に貢献することとしております。

(2) エネルギービジョンの基本事項

(目的)

本ビジョンは、本市がこれまで取り組んできた「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」のネクストステージを見据え、「持続可能なまちづくり」の深化を図るため、エネルギーの地産地消を促進する再生可能エネルギー／省エネルギービジネスの活性化を図るとともに、多様なステークホルダーの連携により、環境施策のさらなる強化を図り、ゼロカーボンシティの実現に向けた包括的なエネルギー政策を推進することを目的とします。

(計画期間)

富山市エネルギービジョンの計画期間は2050年を見据え、2021年度～2030年度の10年間とします。

(ゼロカーボンシティの実現に向けた目標設定)

計 画	温室効果ガス削減目標（削減量）	
	2030 年	2050 年
第 3 次環境モデル都市行動計画 (2019 年 3 月策定)	30% (75.3 万 t-CO ₂)	80% (248.9 万 t-CO ₂)
エネルギービジョン (2021 年 3 月策定)	据え置き	100% (329.8 万 t-CO₂)

※いずれも 2005 年度比の削減割合

(再生可能エネルギー導入目標及びエネルギービジョンの基本方針)

①中長期的な再生可能エネルギー導入目標

大規模水力発電由来の電力を除く再生可能エネルギーを 2019 年度比で 2030 年に 2 倍、2050 年に 5 倍の導入拡大を目指します。

※大規模水力発電由来の電力量 (18.1 億 kWh) は一定とする

・ 2030 年 :

22.1 億 kWh (2.0 億 kWh×2+18.1 億 kWh、電力需要に占める割合 : 約 47%)

・ 2050 年 :

28.1 億 kWh (2.0 億 kWh×5+18.1 億 kWh、電力需要に占める割合 : 約 65%)

②エネルギービジョンの基本方針

エネルギー事業者、金融機関、庁内関係部局から構成する「とやま地域循環共生圏モデル形成プラットフォーム(令和元年度設置)」での議論を踏まえ、次の 4 つの方針を掲げ、施策を展開していきます。

- 方針 1 : 再生可能エネルギーの導入拡大・活用推進**
- 方針 2 : 省エネルギーの推進**
- 方針 3 : エネルギービジネスの活性化**
- 方針 4 : ステークホルダーとの協働による事業推進**

(今後の方針)

なお、富山市における地方公共団体実行計画（区域施策編）について、現在「富山市環境モデル都市第3次行動計画」に位置付けておりますが、CO₂排出量の基準年度を国の掲げる基準と同一にするために、2005年度から2013年度に改めたうえで、富山市エネルギービジョンに示す基本方針及び各施策を基本としながら、ゼロカーボンシティの実現に向けた新たな地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を予定しております。

3 富山市環境モデル都市行動計画

平成 20 年 7 月に、本市は「環境モデル都市」に選定されました。その選定を受け、平成 21 年 3 月には、二酸化炭素排出量を大幅に削減する「富山市環境モデル都市行動計画 ～コンパクトシティ戦略による CO₂削減計画～」を策定し、また、平成 26 年には、「第 2 次行動計画」を策定し、平成 30 年度においては、地球温暖化防止の更なる深化を図るため、「温室効果ガス排出削減量の目標設定の見直し」、「再生可能エネルギーの利活用の加速化」、「気候変動適応方針」を盛り込む「第 3 次行動計画」を策定しました。本計画に基づき、取り組みを推進するとともに、毎年フォローアップを行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(1) 目標

『公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり』を基本方針とし、行政・市民・事業者が一体となって、CO₂排出量の削減に取り組むことで、本市における全体の CO₂排出量を基準年（2005年）比で、2030年に30%、2050年に80%削減することを目指します。

また、市民の皆様に、まちなかでの居住や郊外での居住など多様な住まい方が選択できる環境を提供しながら、中長期的にはまちなかや公共交通沿線の人口密度を高めるとともに、中山間地域での定住環境を維持し、都心・郊外・中山間地域のどの地域においても環境負荷が小さい脱炭素社会の実現を目指していきます。

(2) CO₂ 排出量の削減に向けた取り組みの方針

①持続可能な交通ネットワークの構築

公共交通の利便性の向上を図りつつ、公共交通の利用促進や自動車からの交通行動の転換を促すことにより公共交通の活性化を図ります。

○公共交通の利便性の向上

公共交通軸は、LRT ネットワークの形成など思い切った魅力化を図るほか、まちづくりに必要な公共交通活性化策については、公営民営などにより行政が積極的に関与します。公共交通以外においても、コミュニティバスの運行等を行い、シビルミニマムの公共交通を確保することで、

持続可能な公共交通の利便性を確保します。

○公共交通の利用促進・交通行動の転換

公共交通の利便性の向上による自動車から公共交通への転換を誘導するため、公共交通機関相互の乗換抵抗の軽減や高齢者を中心とした運転負担軽減策を実施します。また、温室効果ガスを全く排出しない交通手段である自転車や徒歩による移動を促進するための環境整備を図ります。

②コンパクトなまちづくりの推進

都心及び地域拠点の育成を図ることにより、都心及び公共交通沿線への居住、機能集積を実現します。

○都心及び公共交通沿線居住の推進

都心及び公共交通沿線で、住宅など個人財産に対して思い切った助成制度を導入することで、郊外部との差別化を図ります。

○都心及び地域拠点の育成

都市整備・商工・福祉・文化・教育行政等の政策連携を図りながら、歩いて暮らせる健康・福祉のまちづくりを一体的に推進します。

③コンパクトなまちづくりと市民生活の一体化の推進

コンパクトなまちづくりと合わせ、市民生活のエコライフへの転換を図ります。公共交通沿線において、戸建住宅から集合住宅への住み替え促進と合わせた戸建住宅の省エネ性能の向上を図るとともに、全市的に低炭素住宅の普及やエコライフの普及を促進します。

○低炭素化住宅の普及

まちなか及び公共交通沿線での集合住宅への住み替えと併せて、住宅ストックをより省エネ性能の高いものへ誘導します。戸建住宅についても、より省エネ性能の高いものへと転換させるため、まちなか及び公共交通沿線での誘導を図るほか、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の普及を促進します。

○エコライフの普及

市民が主体的に参加できる省エネ活動に参加できる環境を整え、市民

と行政が一体となって省エネ活動を推進します。

④コンパクトなまちづくりと企業活動の一体化の推進

市自身の率先行動や普及啓発等により、市内事業者のエコ企業活動への転換を図ります。また、脱炭素社会の実現に資する企業等の先進的な環境事業の立ち上げや実施について環境整備を行い、自律的な活動の広がりへの展開を目指します。

○市の率先行動

市役所業務において、率先行動を展開します。

○エコ企業活動の推進

日常の企業活動における低炭素化の取り組みを推進するとともに、生産活動における自然エネルギー、新エネルギー活用や脱化石燃料への取り組みを誘導します。また、民間事業者の自主的・自律的な取り組みへの展開を図り、それらの率先した取り組みを広く市内に周知することで、エコ企業活動の支援を図ります。

○地域内循環、資源効率性・3Rの推進

エコタウンやバイオマスタウン、各種リサイクル活動を継続するとともに、災害廃棄物や海岸漂着ごみなどの適正処理を推進し、地域内循環、資源効率性の向上を図ります。

○農林水産業の振興

森林ボランティア団体や企業による森林の保全活動を支援することにより、森林によるCO₂の吸収量の確保を図ります。また、富山市農林・農村振興計画に基づいた市内で生産される農林水産物の地産地消を進めるとともに、地域材や木質バイオマスの利活用など木質バイオマス資源の有効活用を進めます。

⑤気候変動の影響への適応による都市レジリエンスの推進

市民や事業者に対する適応に関する普及啓発や市域への影響の把握の調査研究を進めるなど、気候変動の影響への適応により、都市レジリエンスの向上を図ります。

○気候変動に適応した都市レジリエンスの推進

気候変動の影響に適応できる都市レジリエンスを推進します。

○気候変動への適応の啓発と調査研究

気候変動の影響への適応の啓発や調査研究を進めます。

⑥持続可能な付加価値を創造し続ける環境づくり

SDGs 未来都市として、環境的価値、経済的価値、社会的価値のより一層の統合的向上を図り、脱炭素社会の実現につなげていくことを目指し、持続可能な付加価値創造を推進します。

○セーフ&環境スマートシティの実現

公共交通沿線の低未利用地（小学校跡地）を活用し、エネルギー効率性の高い環境配慮型住宅を整備したスマートモデル街区においてエネルギーの「見える化」を図り、他地域における質の高いモデル住宅街区の整備を推進するとともに、公共交通沿線での利便性の高い暮らしや防災機能を高めて環境にも配慮した「セーフ&環境スマートシティ」を形成します。

○OLRT ネットワークと自立分散型エネルギーマネジメントの融合によるコンパクトシティの深化

持続可能な地域公共交通網の形成や、自立分散型エネルギーインフラ・ネットワークとの融合を図ることにより、コンパクトシティを深化させ、持続可能な付加価値創造都市を目指します。

○多様なステークホルダーとの連携による都市ブランド力の向上

国際的なネットワーク（世界銀行、JICA、JETRO、IGES、ICLEI 等）を活かした多様なステークホルダーとの連携やパートナーシップの構築により、都市ブランド力を高めた「選ばれる都市」を目指します。また、コンパクトシティ戦略のパッケージ化を図り、市内民間事業者の技術・ノウハウを活用して、東南アジアを中心とした都市・地域での国際展開を図り、現地のまちづくり支援や生活水準の向上を通して、SDGs の推進に貢献します。

4 富山市バイオマスタウン構想

バイオマス資源は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化ならびに戦略的産業の育成など幅広い潜在能力を有することから、この利活用を推進するため国においては関係府省が連携して「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月閣議決定）を策定しています。

本市においても、食品廃棄物や森林バイオマスなど、バイオマス資源の有効活用が課題となっており、その利活用を積極的に推進するため、「富山市バイオマスタウン構想」を平成 19 年 3 月に策定しました。

（1）目的

本市におけるバイオマス利活用の実態を把握し、今後のバイオマス利活用の方向性を示すことによって、バイオマスの利活用の重要性や意義についての認識を深めるとともに、利活用に向けた意識の醸成を図り、また、資源循環型産業の育成や農林漁業の活性化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資するものです。

（2）地域のバイオマスの利活用方法

- ① 生ごみ（一般廃棄物）によるバイオマス発電
- ② 廃食用油等によるバイオディーゼル燃料の製造
- ③ 製材工場廃木材、稲わら・もみ殻及び林地残材・未活用間伐材によるバイオマス発電やペレット、バイオ燃料の製造
- ④ し尿汚泥及び紙ごみの再生利用

（3）利活用目標

廃棄物系バイオマスの 90%以上、未活用バイオマスの 40%以上の利用を目指します。

（4）期待される効果

① 経済効果

- ・ バイオマス利用の「新たな産業」が生まれ、新たな雇用の創出が期待できます。

- ・バイオマス利活用を契機に、地域の異種企業間の連携・交流が進み、地域の連携の強化、地域の経済発展が期待できます。

②環境面での効果

- ・「カーボンニュートラル」な資源の利用により、ごみ焼却量が削減されるなど、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に寄与できます。
- ・「使い捨て社会」から「資源リサイクル社会」への移行を促進できます。
- ・地域住民の環境保全への意識が向上し、さらなる取り組みへつながります。
- ・周辺農家が堆肥原料として林地残材等を収集・運搬することなどによって、里山の保全への意欲を高める動機付けとなります。

③地域の活性化につながる効果

- ・これまでの食料や木材の供給に加えて、「エネルギーや素材の供給」という新たな役割が期待できます。
- ・地域材の利用により、地球温暖化の防止のみならず、国土保全や水源のかん養など森林の有する多面的機能を維持増進することにつながります。
- ・生ごみから堆肥への製造等を契機に、農作物の給食用食材、リサイクル教育・食育等への利用が始まり、農家の環境保全型農業への意欲の向上と地産地消による農作物の流通につながります。
- ・都市部の学校の給食残渣を堆肥化→農村部で野菜等の栽培に活用→野菜は都市部で販売、というように、都市部と農村部の地域間の交流が生まれます。

5 富山市地球温暖化防止実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「富山市地球温暖化防止実行計画」を策定し、市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取り組みを計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ります。

平成18年3月に策定した「富山市地球温暖化防止実行計画」では、計画期間の平成18年度から平成22年度までの5年間で温室効果ガスの総排出量を平成16年度比で6%削減することを目標としていました。

平成23年度からは「第2期富山市地球温暖化防止実行計画」に移行し、平成23年度から平成27年度までの5年間で、平成21年度を基準として温室効果ガス排出量を毎年度1%削減することを目標としていました。

平成28年3月には「第3期 富山市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成26年度を基準年として、平成28年度から令和2年度までの5年間で計画期間としていました。

こうした中、国が閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、市役所等の事業所が該当する「業務その他部門」について、2030年度までに2013年度比で40%減とする高い目標が掲げられたことなどを踏まえ、本市では、平成31年3月に地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を改定し、計画期間を2019年度から2030年度までの12年間で、温室効果ガス総排出量を2013年度比で約40%減とする目標の見直しを行いました。

温室効果ガス総排出量の削減目標

項 目	基準年度 (2013 年度実績)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガス 総排出量	94, 109t - CO ₂	56, 207t - CO ₂

6 環境保全活動の推進

(1) 海洋プラスチックごみ等流出抑制対策事業

平成31年3月に、公益財団法人日本財団と海洋ごみ対策に係る連携協定を締結し、増加し続ける海洋ごみ問題に地域から貢献していく先進的な取組を進めています。海洋ごみの削減モデルを作り、国内外に発信する日本財団のプロジェクト「CHANGE FOR THE BLUE」の中で、全国の地方自治体に先駆けて連携し①調査・分析、②教育・啓発、③行動・実施の3つを柱として、海洋ごみ削減に

向け取り組んでいます。

① 調査・分析

海洋ごみの削減に向け、市内の小中規模河川や用水路において、網場を長期間設置したほか、網場の安全な運用のため、センサーネットワークを活用した水位監視システムを設置しました。

② 教育・啓発

市民等に海洋プラスチックごみに関する問題意識を高め、プラスチックごみ削減に向けた具体の行動につなげることを目的に、富山駅構内や路面電車に海洋プラスチックごみ対策の啓発用サイン等を設置し、富山城にはプロジェクションマッピングを投影しました。また、子どもたちが海洋ごみ問題を理解し、問題意識を家庭内で共有するとともに、自発的な行動に繋げていくことを目的に、小学校等で海洋ごみ問題を学ぶモデル授業を実施しました。

③ 行動・実施

市民が一斉にごみ拾いをする機会を設け、企業と連携し、海洋ごみ削減に向けたモデル事業や啓発商品を作成しました。また市内中心部で開催されるイベントや商業施設と連携し、ごみ拾いや啓発の機会を創出することや、市内の農業組合を対象にフォーラムを開催することで海洋ごみの削減につながるよう活動しました。

(2) チームとやまし

温室効果ガスの削減に取り組む市民総参加による地球温暖化防止行動の愛称を「チームとやまし」とし、団体・事業者などが自主的にチームを結成し、具体的な地球温暖化防止行動とその目標を掲げ、「チームとやまし」のメンバーとなって行動するとともに、温室効果ガス削減の成果を上げていきます。令和 4 年 4 月 1 日現在、1,284 チーム、26,566 人が「チームとやまし」へ登録しています。

① 緑のカーテン事業

朝顔やゴーヤなどのつる性の植物で窓を覆い、日差しを防ぐとともに室内温度の上昇を抑える「緑のカーテン」を市内の保育所、幼稚園に設置し、子

どもへの環境教育と夏場の省エネルギーを推進します。令和 3 年度は 2 か所の保育所で実施しました。

また、家庭での緑のカーテンの普及啓発のため、緑のカーテン育て方講習会を開催予定でしたが、コロナ禍のため実施することが出来ず、参加予定者に苗を配布しました。

② COOL CHOICE 普及啓発事業

チームとやましの活動と国の地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を連携させ、効果的に事業を実施しています。

【令和 3 年度実施事業一覧】

- ・エコバッグデザイン大募集！！
- ・地域資源を活用した COOL CHOICE 料理を作ろう！
- ・家族で楽しむ地球温暖化スマホクイズラリー i n ファミリーパーク
- ・ヨガ×漢方×ハーブでウォームビズ
- ・図書館と連携した地球温暖化防止の啓発
- ・エコケロと学ぼう！STOP！地球温暖化すごろく
- ・エコキッズ環境教室（燃料電池自動車教室、海洋ごみ教室）
- ・通年型 COOL CHOICE 情報発信事業

（3）エコキッズ育成事業

脱炭素社会の実現に向け、未来を担う次世代へ地球温暖化やエネルギー問題を伝える「夏休みエコキッズ環境教室」を開催しています。令和 3 年度は燃料電池自動車と海洋ごみについて教室を開催し、延べ 52 人の親子が参加しました。

（4）次世代エネルギーパーク推進事業

平成 24 年 1 月、新エネルギー等の次世代エネルギーを、実際に見て触れる機会を提供することで、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方について、理解を深めてもらい、太陽光発電等の施設などを整備した都市等を認定する「次世代エネルギーパーク」に、本市は北陸で初めて認定を受けました。豊富な包蔵量を誇る水力や、森林資源から生み出される木質バイオマス

をはじめ、太陽光や循環型バイオマス燃料製造など、本市の地域特性を活かした多様な再生可能エネルギーが広く活用されています。

小水力発電所、メガソーラー及び木質ペレット製造施設、エコタウン内にある新エネルギー発電施設など 6 つの新エネルギー施設をひとつのエネルギーパークとみなし、連携を図りながら小・中学生の環境学習や、市民のエコツアーなどの啓発事業に取り組んでいます。また、チームとやましHPで市民への普及啓発を行います。

(5) 啓発活動

① 環境月間

わが国では、1972 年（昭和 47 年）にストックホルムで開催された国連人間環境会議の開催日である 6 月 5 日を記念して「環境の日」と定めています。また、6 月を環境月間として、環境保全のための様々な行事が行われています。

② イベントへの出展

本市では市民の方に環境施策を PR することを目的とし、市主催のイベントをはじめ、各種イベントにて本市の地球温暖化防止活動の紹介や、地球温暖化に関するパネルの展示などを実施しました。

【令和 3 年度出展イベント一覧】

・「とやま環境フェア 2021」（10 月 23 日、24 日、12 月 4 日）※ウェブ会場は 10 月 1 日～令和 4 年 1 月 16 日

8 事前審査の強化

工場の新設や増設などによる公害の発生を未然に防止するため、事前に指導する必要があることから、富山市公害防止条例に基づき「公害防止に係る事前協議実施要領」を定めています。これは、対象となる一定規模以上の工場等を新設または増設しようとする事業者に事業計画書の提出を求め、その事業を実施することにより公害の発生するおそれがあるときは事業者に対し改善指導するものです。

9 立入調査と指導

快適な生活環境を保全していくためには、環境の汚染を未然に防止することが重要です。本市では、環境関係法令に基づき市内の工場・事業場への立入調査を実施しています。令和3年度は下表のと通りの立入調査を実施し、適切な指導を行ってきました。

立入調査件数及び指導件数

	大気	水質	騒音	振動	悪臭	ダイオキシン	土壌	計
立入 件数	82	192	28	23	14	12	5	356
指導 件数	1	2	0	0	0	0	0	3

10 公害防止協定の締結

環境関係法令による基準等を補完し、地域の実態に即した公害防止対策を進めることは、非常に大切なことです。

本市では、市民の生活環境を守り、公害の未然防止を図るため、富山市公害防止条例に基づき、64工場（富山地域：13、大沢野地域：1、大山地域：1、八尾地域：18、婦中地域：31）と公害防止協定を締結しています。この協定の中では、地域環境を保全していくための基準等を定め、また立入調査等を実施しています。

11 公害監視体制

（1）監視・測定体制

環境基準の適合状況の把握、公害の防止対策の確立等のためには大気の大気汚染、騒音、振動及び公共用水域の汚濁等の監視及び測定は、不可欠であり、公害行政の基盤をなすものです。

本市では、下表のとおり公害の監視・測定を行っています。

公害の監視・測定

大気汚染	環境大気 常時監視	○一般環境大気観測局 ○自動車排出ガス監視観測局 ○補完局	5 局 2 局 1 局
	その他	○有害大気汚染物質 21 項目 ○酸性雨	1 カ所 1 カ所
騒音・振動	環境騒音の測定	○地点毎の評価 ○面的評価 ○新幹線鉄道騒音	32 地点 延べ 654.7km 6 地点
	交通騒音・ 振動の測定	○自動車騒音（市内幹線道路） ○道路交通振動 ○新幹線鉄道振動	7 地点 11 地点 6 地点
水質汚濁	公共用水域 常時監視	○河川湖沼環境基準監視（9 河川 3 運河 1 湖沼） ○地下水質環境監視 ○底質環境監視	19 地点 20 地点 10 地点
	化学物質 汚染監視	○ゴルフ場周辺農薬調査	3 ゴルフ場
地下水	地下水位監視	○観測井による地下水位監視（市管理 7 井、県管理 6 井）	13 カ所
ダイオキシン類		○大気、河川水、河川底質、地下水、土壌	26 地点

（2）公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和46年6月施行）に基づき、特定工場は、排出ガス量、排出水量等の規模に応じ、公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者並びにそれぞれの代理人を選任し、これを届け出ることになっています。

このような制度によって、公害防止管理体制を整備し、工場等から発生する公害の未然防止を図っています。

第 2 節 大気汚染の現況と対策

我が国では、大気汚染防止法や自動車 NO_x・PM 法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

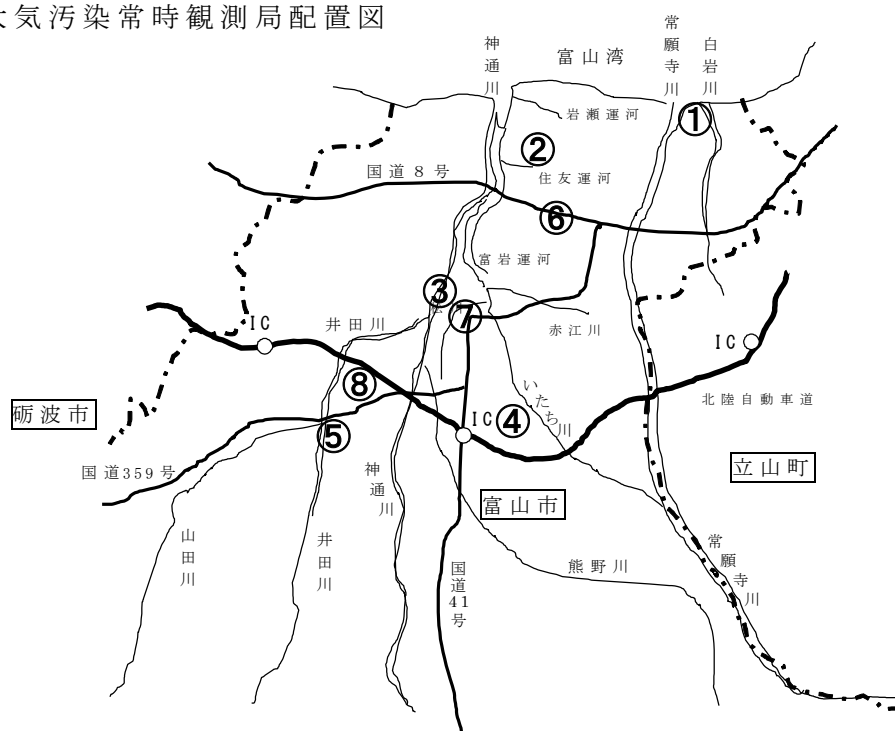
また、微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 25 年 1 月以降、中国において PM2.5 による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的に濃度の上昇が観測されたこと等により国民の関心が高まっており、PM2.5 による大気汚染に関して包括的に対応することが求められています。

本市の大気環境は、大気汚染防止法による規制や富山県が策定する大気環境計画（ブルースカイ計画）の推進、公害防止協定の締結などにより、逐次改善されてきました。県の大気環境計画では「安全で健康的な大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり」を目標としており、本市でもこの計画に併せて、大気環境の状況の把握、工場・事業場の指導を進めております。

本市では、大気汚染の状況を正確に把握するため、一般環境大気観測局 5 局、自動車排出ガス観測局 2 局、及び補完局 1 局で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、PM2.5 などを常時監視しています。また、平成 9 年 10 月からは富山芝園局でベンゼンなどの有害大気汚染物質の測定を実施しています。

現在は富山県大気汚染常時観測局テレメータシステムを整備し、光化学オキシダントなどによる大気汚染の状況を常時監視しながら、緊急時の対応に備えています。

大気汚染常時観測局配置図



観測局名			設置年度	測定項目							
				硫黄酸化物	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	風向風速	炭化水素	一酸化炭素	微小粒子状物質
一般環境大気観測局	1	富山水橋	S49		○		○	○			○
	2	富山岩瀬	S42	○	○	○	○	○	○		○
	3	富山芝園	H04	○	○	○	○	○			○
	4	富山蜷川	S48	○	○		○	○			
	5	婦中速星	S48	○	○	○	○	○	○		○
観測局 排出ガス自動車	6	富山豊田※	H05		○	○			○	○	
	7	富山城址	S47		○	○			○	○	
補完局	8	婦中東本郷	S45	○				○			

※休止中

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法に基づいて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとして定められた基準のことです。大気汚染に関わるものとしては、二酸化硫黄などの6物質に加え、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質について環境基準が設定されています。

大気の汚染に係る環境基準

項 目 名	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 ※1
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 ※2
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値 (1 日を 8 時間ごとに 3 区分した時の各平均値) が 20ppm 以下であること。 ※1
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg / m ³ 以下であること。 ※1
光化学オキシダント (O _x)	昼間(5 時～20 時)の時間帯での 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μ g / m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g / m ³ 以下であること。 ※2
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg / m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg / m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg / m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg / m ³ 以下であること。

備考

※1) 年間の日平均値の 2% 除外値 : 1 年間の日平均値を高い方から順に数えて、全体の 2% (番目) までの値を除外した残りの日平均値の中で最も高い値。

※2) 日平均値の年間 98% 値 : 1 年間の平均値を低い方から順に数えて全体の 98% (番目) に相当する値。

2 環境基準適合状況

令和 3 年度の一般環境大気観測局（5 局）の測定結果は、光化学オキシダントについて 5 局とも環境基準に不適合でした。なお、光化学オキシダントの昼間の総測定時間に対する基準適合率は 96.9～99.0% となっていますが、大気汚染緊急時に注意報が発令される 0.12ppm を超える日はありませんでした。その他の項目は、年間の評価において環境基準に適合していました。一方、自動車排出ガス観測局（2 局）の測定結果は、すべて環境基準に適合していました。

また、富山芝園局屋上で実施しているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、すべての項目が環境基準に適合していました。

大気汚染常時観測局の環境基準の適合状況

項目名	一般環境大気観測局					自動車排出 ガス観測局	
	富山水橋	富山岩瀬	富山芝園	富山蜷川	婦中速星	富山豊田	富山城址
二酸化硫黄（ SO_2 ）	—	○	○	○	○	—	—
浮遊粒子状物質（SPM）	○	○	○	○	○	—	○
二酸化窒素（ NO_2 ）	—	○	○	—	○	—	○
光化学オキシダント（ O_x ）	×	×	×	×	×	—	—
一酸化炭素（CO）	—	—	—	—	—	—	○
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	○	○	○	—	○	—	—

○ 適合 × 不適合

有害大気汚染物質の環境基準の適合状況

物質名	富山芝園
ベンゼン	○
トリクロロエチレン	○
テトラクロロエチレン	○
ジクロロメタン	○

○適合 ×不適合

二酸化硫黄に係る環境基準の適合状況

観測局		項目	1日平均値の2%除外値 (ppm)				
		基準	0.04ppm 以下であること。ただし、1日平均値が 0.04ppm を超える日が2日以上連続しないこと。				
		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境大気観測局	富山岩瀬		0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	富山芝園		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	富山蜷川		0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
	婦中速星		0.001	0.001	0.001	0.001	0.000

注) 日平均値の2%除外値: 1年間の日平均値の高い方から順に数えて、全体の2% (番目) までの値を除外した残りの日平均値の中で値の最も高い数字

二酸化窒素に係る環境基準の適合状況

観測局		項目	1日平均値の98%値 (ppm)				
		基準	0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内、又は、それ以下であること。				
		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境大気観測局	富山岩瀬		0.017	0.013	0.015	0.016	0.013
	富山芝園		0.016	0.014	0.014	0.017	0.013
	婦中速星		0.010	0.007	0.008	0.010	0.009
自排局	富山城址		0.025	0.016	0.017	0.019	0.015
	富山豊田		0.023	—	—	—	—
	婦中田島		0.023	0.017	0.016	—	—

注) 日平均値の98%値：1年間の平均値を低い方から順に数えて、全体の98%（番目）に相当する値

浮遊粒子状物質に係る環境基準の適合状況

観測局		項目	1日平均値の2%除外値 (mg / m ³)				
		基準	0.10 mg / m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg / m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。				
		年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般環境大気観測局	富山水橋		0.036	0.040	0.031	0.038	0.028
	富山岩瀬		0.033	0.038	0.032	0.039	0.024
	富山芝園		0.032	0.035	0.030	0.034	0.025
	富山蜷川		0.030	0.035	0.035	0.035	0.023
	婦中速星		0.030	0.031	0.028	0.030	0.023
自排局	富山城址		0.032	0.033	0.028	0.027	0.023
	富山豊田		0.043	—	—	—	—
	婦中田島		0.037	0.041	0.036	—	—

一酸化炭素に係る環境基準の適合状況

観測局		項 目	1日平均値の2%除外値 (ppm)				
		基 準	10 ppm 以下であること。ただし、1日平均値が10ppm を超える日が2日以上連続しないこと。				
		年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
自排局	富山城址		0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
	富山豊田		0.6	—	—	—	—

光化学オキシダントの1時間値の最高値

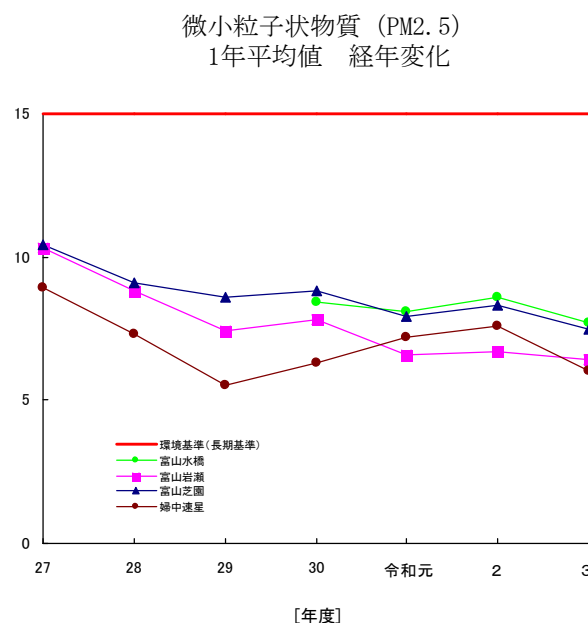
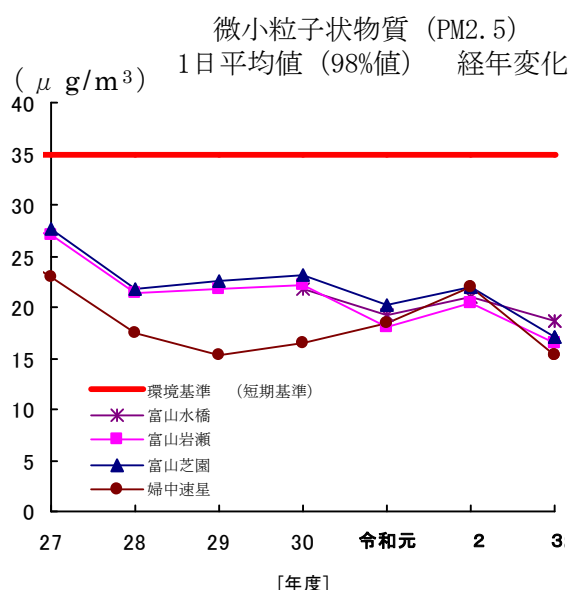
観測局		項 目	1時間値の最高値 (ppm)				
		基 準	0.06 ppm 以下であること。				
		年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
一般環境 大気観測局	富山水橋		0.111	0.085	0.101	0.083	0.077
	富山岩瀬		0.108	0.086	0.101	0.085	0.079
	富山芝園		0.110	0.087	0.099	0.080	0.080
	富山蜷川		0.109	0.087	0.094	0.079	0.074
	婦中速星		0.110	0.088	0.100	0.083	0.078

光化学オキシダントに係る環境基準の適合状況

観測局		項 目	昼間の基準を超えない時間割合 (%)				
		年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
一般環境 大気観測局	富山水橋		91.6	94.6	95.3	95.8	96.9
	富山岩瀬		92.0	94.0	94.4	96.1	97.1
	富山芝園		93.3	94.5	95.3	96.4	98.0
	富山蜷川		94.6	95.3	96.8	97.7	99.0
	婦中速星		93.8	94.8	95.5	96.0	98.4

微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準の適合状況（令和3年度）

観測局	項 目	1 日 平 均 値 の 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1 年 平 均 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
	基 準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	
一般環境 大気観測局	富山水橋	18.7 (98% 値)	7.7 (年平均値)
	富山岩瀬	16.5 (98% 値)	6.4 (年平均値)
	富山芝園	17.0 (98% 値)	7.5 (年平均値)
	婦中速星	15.3 (98% 値)	6.0 (年平均値)



3 一般環境大気観測局の測定結果

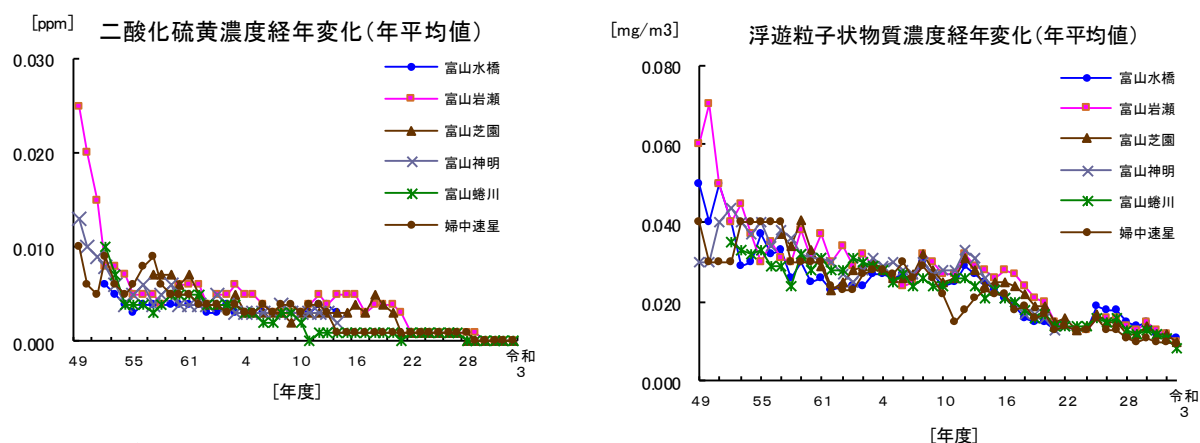
(1) 二酸化硫黄（ SO_2 ）

二酸化硫黄などの硫黄酸化物は、硫黄分を含む石油や石炭が燃焼することによって発生します。二酸化硫黄は、喘息などの呼吸器系疾患の原因となるとともに、酸性雨の原因ともなります。年平均値は 0.000ppm であり、経年変化をみると近年は低い値で推移しています。

(2) 浮遊粒子状物質

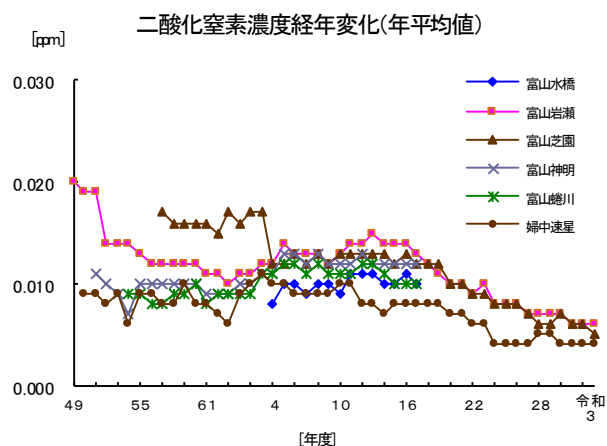
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する $10\mu\text{m}$ 以下の微粒子のことで、工場等から排出されるばいじんや、物の破砕や堆積場から発生する粉じんなどによって発生します。気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

年平均値は $0.008\sim 0.011\text{mg}/\text{m}^3$ であり、経年変化をみると近年はほぼ横ばいで推移しています。



(3) 二酸化窒素

二酸化窒素は物の燃焼に伴って、燃焼中の窒素分や大気中の窒素が大気中の酸素と結合することで発生します。発生源としては、工場やビル暖房などの固定発生源と自動車等の移動発生源とに分けられます。年平均値は $0.004\sim 0.007\text{ppm}$ で、経年変化をみると近年はほぼ横ばい状況に推移しています。

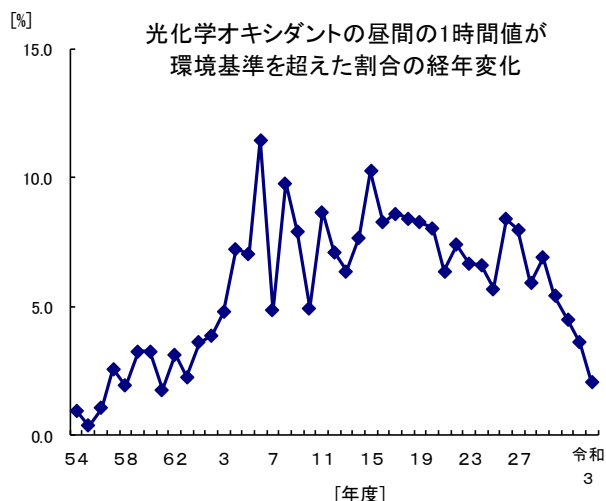
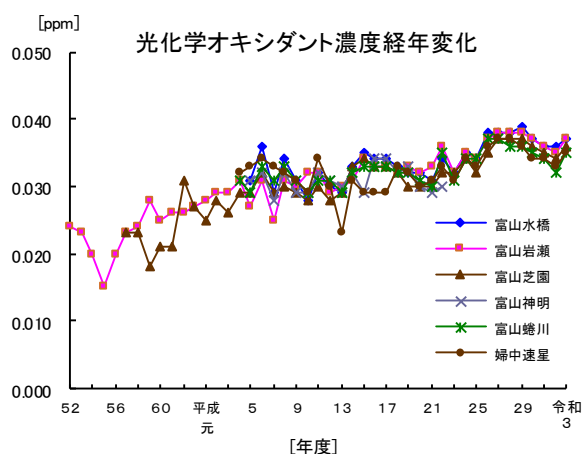


(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼や喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物にも影響を与えます。

昼間の1時間値の年平均値は0.035～0.037ppmで、経年変化をみると近年はわずかに減少傾向にありますが、令和3年度は注意報の発令はありませんでした。

また、環境基準値を超えた時間数の割合の推移をみると、同様に減少傾向にあります。



オキシダント緊急時発令基準

オキシダント発令基準（1局以上）	
情 報	0.10 ppm
注 意 報	0.12 ppm
警 報	0.24 ppm
重大警報	0.40 ppm

注）緊急時の発令は、左記表の基準濃度になり、かつ気象条件から見て汚染状態が継続すると認められる状態になった場合にされます。

(5) 有害大気汚染物質測定結果

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいいます。国では、大気汚染の状況を把握するためのモニタリングを実施することとしており、本市では平成 9 年 10 月から富山芝園局において測定を行っています。（平成 9～12 年度は 18 物質、平成 13～23 年度は 19 物質、平成 24 年度からは 21 物質）

それらのうちで環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、令和 3 年度の測定値は環境基準に適合していました。

令和3年度有害大気汚染物質測定結果（富山芝園局）

物 質 名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環 境 基 準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	物 質 名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ベンゼン	0.50	3	ホルムアルデヒド	1.1
トリクロロエチレン	0.039	130	ニッケル化合物	0.0036
テトラクロロエチレン	0.019	200	ベリリウム及びその化合物	(0.000013)
ジクロロメタン	0.91	150	マンガン及びその化合物	0.010
アクリロニトリル	0.012	—	クロム及びその化合物	0.0031
塩化ビニルモノマー	(0.005)	—	ヒ素及びその化合物	0.0011
クロロホルム	0.24	—	水銀及びその化合物	0.0018
1,2-ジクロロエタン	0.10	—	ベンゾ [a] ピレン	0.000034
1,3-ブタジエン	0.037	—	酸化エチレン	0.036
アセトアルデヒド	0.71	—	塩化メチル	1.4
トルエン	1.6	—		

※基準値は、年平均値とする。

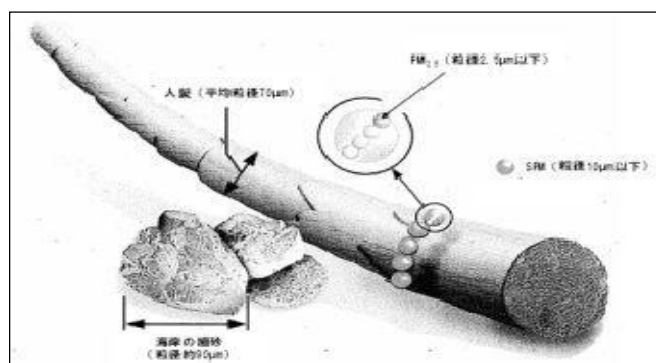
※年平均値が各月の最大検出下限値未満の場合、「(年平均値)」と表記した。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

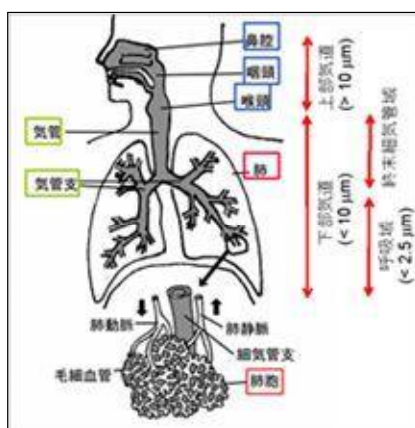
PM2.5 の PM とは、粒子状物質 (Particulate Matter) の略で、直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子をいいます。自然由来以外に、自動車の排気ガスなどに含まれ

ます。肺の奥まで入りやすく、肺癌(はいがん)や呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、平成 21 年に環境基準が設定されました。

年平均値は $6.0 \sim 7.7 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、富山県が注意喚起を発令する基準を超えることはありませんでした。



PM の大きさ（人髪や海岸細砂）との比較（概念図）（出典：USEPA 資料）



人の呼吸器と粒子の沈着領域（概念図）（出典：国立環境研究所）

注意喚起の判断基準

○ 午前中の早めの時間帯での判断

区分		判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3 時間平均値（午前 5 時、6 時及び 7 時の 1 時間値を局別に平均）の 2 番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3 時間平均値が 1 局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

○ 午後からの活動に備えた判断

区分		判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8 時間平均値（午前 5 時から 12 時までの 1 時間値を局別に平均）が 1 局でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8 時間平均値が 1 局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

※ 「日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合（A）」とは、国が示す判断基準を超過した場合をいいます。

※ 「日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合（B）」とは、国が示す判断基準には達していないが、富山県独自の基準（国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を超過した場合をいいます。

注意喚起の解除基準

- (1) 注意喚起を実施した後に、県内の一般環境大気汚染常時監視観測局の全てで、午後 7 時までに PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合は、当該日の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと予想されることから注意喚起を解除する。
- (2) (1) 以外の場合については、翌日の午前 0 時をもって自動的に解除とする。

(7) 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

① 調査地点

観測局種別	観測局名	所在地
一般環境大気観測局	富山岩瀬局	富山市蓮町 4-3-10
	富山芝園局	富山市安野屋町 1-1-48

② 調査期間

季節	期間
春季	令和3年 5月13日(木)～ 5月27日(木)
夏季	令和3年 7月22日(木)～ 8月 5日(木)
秋季	令和3年 10月21日(木)～ 11月 4日(木)
冬季	令和4年 1月20日(木)～ 2月 3日(木)

③ 試料採取方法

浮遊粒子状物質成分分析用サンプラであるスリットジェットエアサンプラ (MCAS-SJ、ムラタ計測器サービス(株)製) を用い、PM2.5 を採取しました。試料採取時間は午前 10 時から翌日午前 9 時までの 23 時間とし、季節ごとに 14 回採取を行いました。

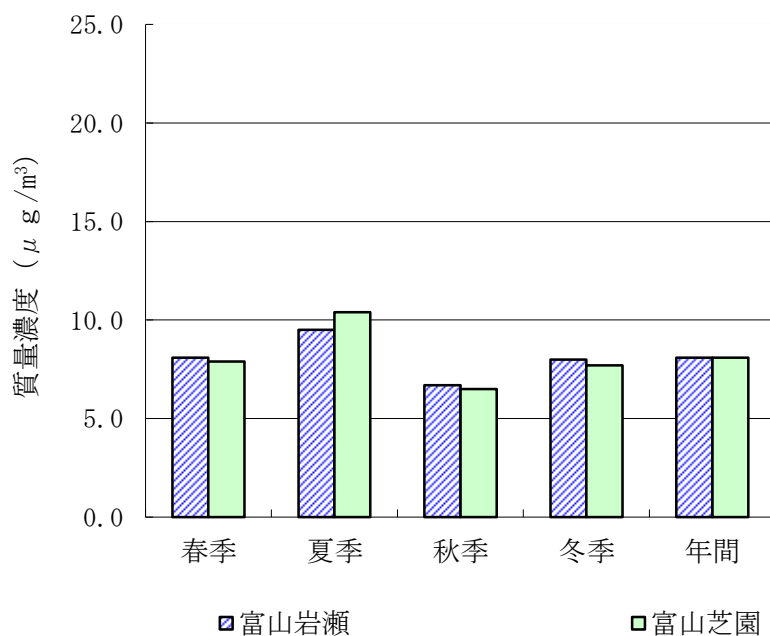
④ 調査項目

調査事項	項目
微小粒子状物質 (PM2.5)	・ 質量濃度 ・ イオン成分 8 成分 ・ 無機元素成分 30 成分 ・ 炭素成分 3 成分

⑤PM2.5 質量濃度

四季を通した測定結果をみると、日平均は富山岩瀬局で $1.8 \sim 16.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、富山芝園局で $1.6 \sim 15.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。年間平均は両局ともに $8.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。季節変動をみると、両測定地点ともに春季に最も濃度が高くなり、夏季、秋季、冬季の順に低くなっていました。

PM2.5 質量濃度の季節変動



微小粒子状物質 環境基準

PM2.5	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	PM2.5 による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
-------	---	--

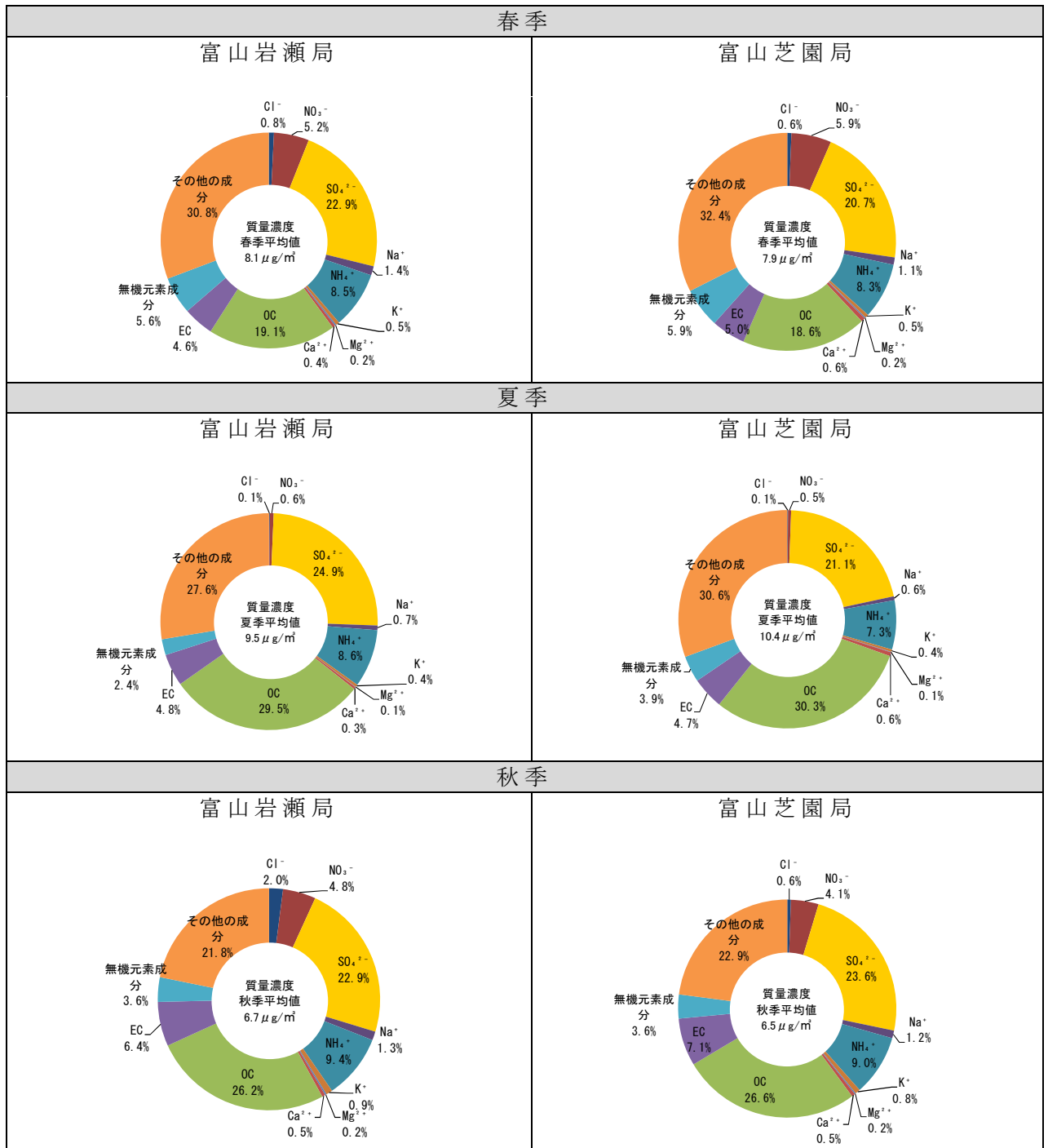
備考

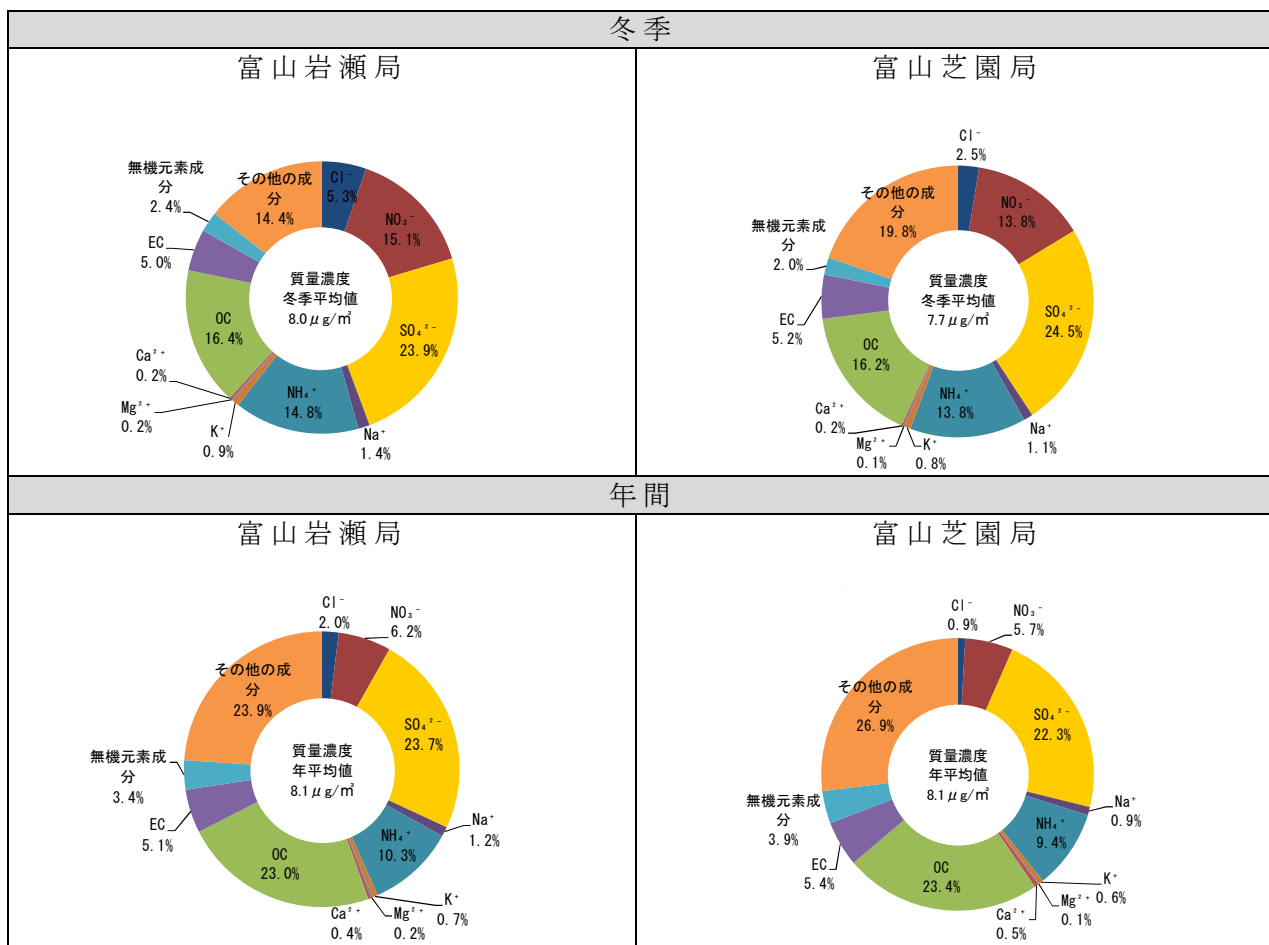
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

⑥PM2.5 に含まれる成分割合

成分濃度の割合を見ると、年間を通して硫酸イオンと有機炭素の占める割合が高くなっており、春季は無機元素、夏季は有機炭素、冬季は硝酸イオンや塩化物イオンの割合が高くなる傾向が見られました。年間平均では両調査地点で有機炭素と硫酸イオンが約 5 割程度を占めていました。

PM2.5 中に含まれる各成分濃度割合の季節変動



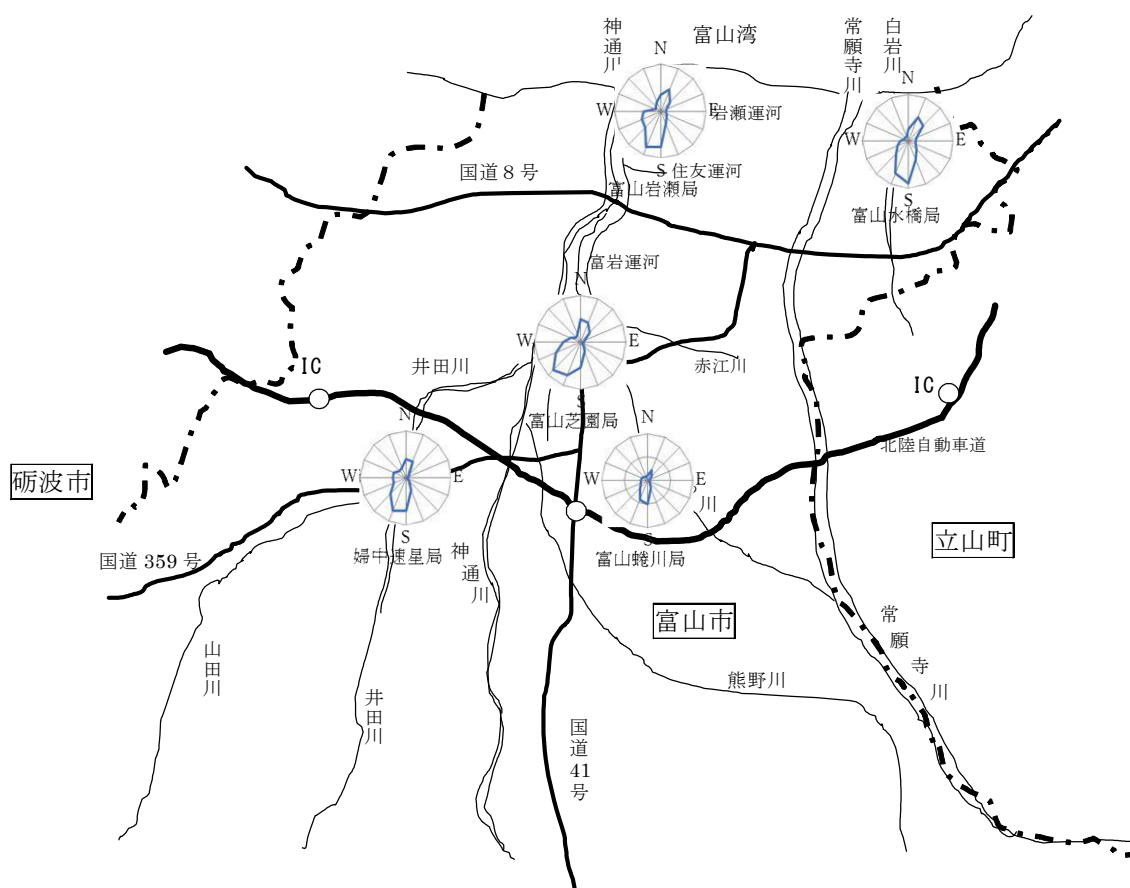


4 風 向 風 速

一般環境大気観測局（5 局）において測定を実施しています。年間の平均風速は 2.1m/s でした。

年間を通じたウインドローズでは、観測局によりわずかに違いはあるものの南よりの風が多く、東よりの風は少ない傾向にあります。南よりの風が多いのは、夜に平野部から富山湾への陸風になることが多く、さらに冬季の上空は北西の季節風が多いものの北アルプスの影響等で、地上では一般的に南よりの風が多くなるためです。

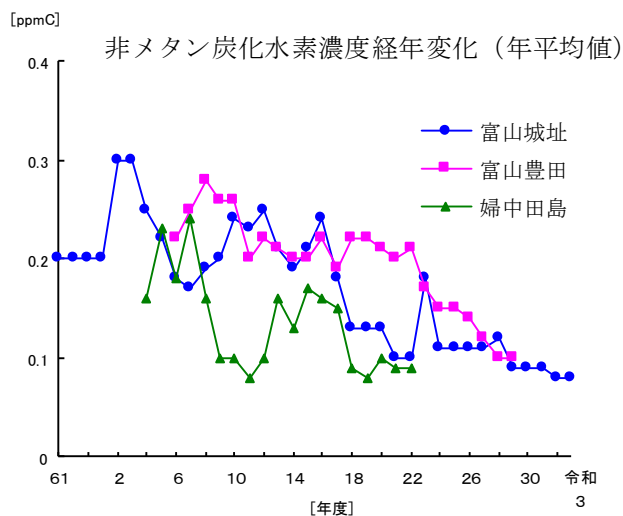
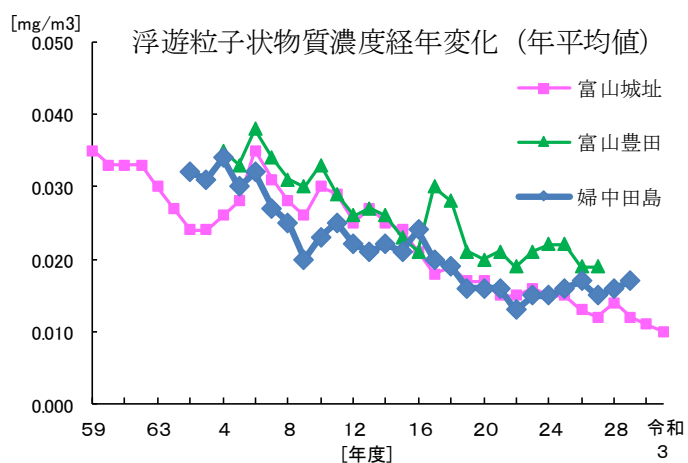
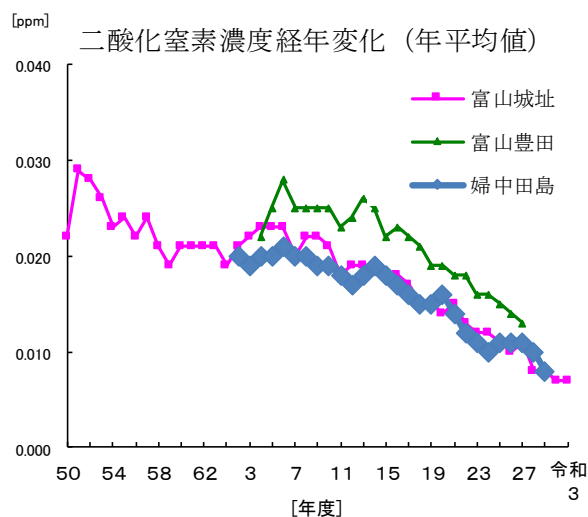
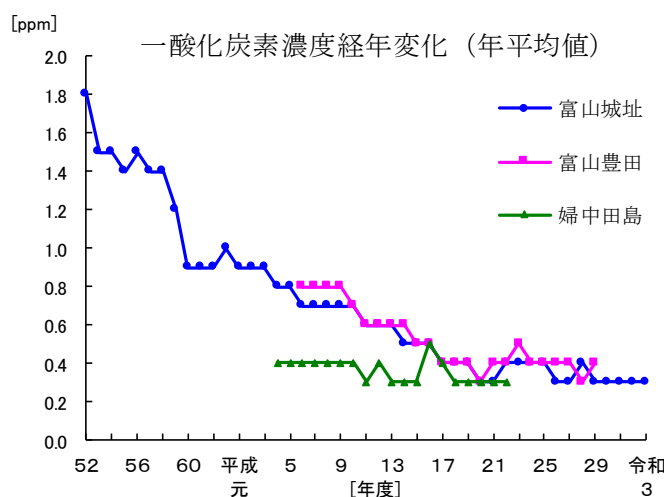
ウインドローズ



5 自動車排出ガス観測局の測定結果

自動車の排出ガスによる大気汚染を監視するため、市内で交通量の多い2交差点（国道41号、国道8号）及び高速道路の沿道において自動車排出ガス観測局を設置しています。

また、光化学オキシダントの生成に寄与するとされている非メタン炭化水素について「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」による指針値（午前6時から9時までの3時間平均値が0.31ppmC以下であること）でみると、指針値を超える日はありませんでした。



6 その他の大気汚染

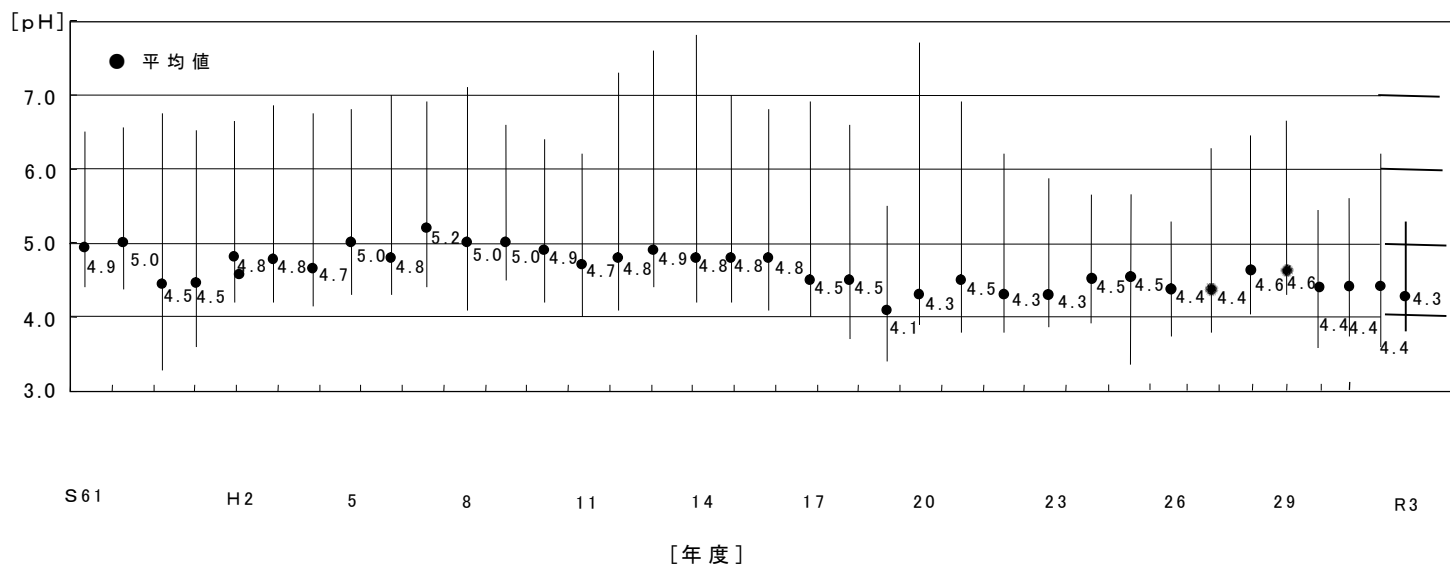
(1) 酸性雨

通常の雨は、大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため pH は 5.6 前後となっており、一般的にはこれ以下の pH を示す雨、雪、霧などの湿性降下物を酸性雨と呼んでいます。

酸性雨は、工場や自動車などいろいろな発生源から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物が要因となって酸性降下物となり、森林や湖の生態系に影響を与えています。原因物質が気流などによって長い距離を運ばれ、国境を越えて影響を及ぼすことも考えられるため、国際的な環境問題となっています。

本市では「酸性雨成分分析実施細則」に基づき 1 週間ごとの降雨の pH や成分分析を実施しています。調査結果について令和 3 年度の pH は 4.3 で、経年変化に大きな変動はありませんでした。

降雨の pH 経年変化



(2) オゾン層破壊

地球の大気上層の高度 20～40 km の成層圏にはオゾンという物質の濃度の高い層が存在しており、これはオゾン層として広く知られています。オゾン層は太陽の光に含まれる有害な紫外線を吸収して、私たちが皮膚がんや白内障になったり免疫力が低下したりするのを防ぐなど、地球上の生き物の命を守るため

の重要な役割を果たしています。

フロンは、電子部品や機械部品の洗浄剤、スプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱材の発泡剤などに幅広く使われています。このフロンが大気中に放出されると、オゾン層が破壊されることから、大きな環境問題となっています。

このため、国際的な取組が進められ、1987年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。これによって各国はフロン生産の削減、中止のスケジュール策定などの対策を講ずることとなっています。

日本においても「オゾン層の保護に関する法律」が制定され、1995年末には「特定フロン」の生産が中止されるとともに、オゾン層の破壊がない代替物質への転換を進めています。

本市では、オゾン層保護のための啓発活動を行うとともに、冷蔵庫などからのフロンの回収を推進しています。

(3) 地球温暖化

二酸化炭素やメタン、その他特定の化学物質が大気中に放出されると、太陽からの熱を地球に封じ込める働きがあることから、「温室効果ガス」と呼ばれています。石油、石炭など化石燃料の大量消費などに起因し、大気中の温室効果ガスが増加し、その結果、地球全体の平均気温が上昇しています。

本市では、二酸化炭素の排出抑制のために、省エネルギーや新エネルギーの導入推進、廃棄物の減量化や再生利用、あるいは二酸化炭素の排出実態の把握などを行っています。

(4) 森林の保護

現在、商業材の伐採等により、著しく熱帯林が減少していると推定されています。これに伴い、野生生物の生息地が危惧されるほか、気候変動や土壌流出などの影響も懸念されます。

本市では、熱帯林や森林の保護のために、木材資源の有効利用の推進に努めております。

7 立入調査

大気汚染防止法に基づく規制対象施設を設置する工場・事業場等について、延べ 82 件の立入調査を実施した結果、排出基準を超過した 1 事業所に対し改善を指導しました。

8 石綿（アスベスト）対策の概要

（1）アスベスト製品の製造施設

大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造施設（特定粉じん発生施設）を設置しようとする事業者に対し、届出及び工場または事業場の敷地の境界線における排出基準（10f/L）を定めています。

現在、市内にはアスベスト製品の製造施設はありません。

（2）アスベストを含む建材を使用した建築物の解体等作業

大気汚染防止法では、建築物その他の工作の解体等作業（特定粉じん排出等作業）を行う者に対し、届出の義務及び作業基準を定めています。

なお、令和 3 年度の届出受理件数は 64 件でした。

届出受理件数

法律等 作業の種類		処理方法	除 去	囲い込み	封じ込め	届出数計
大 防 法	解 体		39	0	0	39
	改 造 ・ 補 修		25	0	0	25
	届出数計		64	0	0	64

（3）一般大気中の石綿（アスベスト）濃度調査

一般大気中の石綿（アスベスト）濃度については、現在のところ環境基準は示されておりませんが、市では、市内の住宅地域など 6 ヲ所で一般大気中の石綿（アスベスト）濃度調査を行いました。

その結果、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度が大気 1 リットル当たり 1 本を超えた地点はありませんでした。

(4) 解体等作業現場の立入調査

大気汚染防止法に基づく届出のあった解体等作業について立入調査を 51 件実施し、うち 31 件において負圧機の排出口で石綿（アスベスト）濃度の調査を行いました。その結果、大気 1 リットル当たり 1 本以上のアスベスト繊維が検出された解体等作業はありませんでした。

立入調査件数及び作業基準適合状況

	適合	不適合	計
大 防 法	51 件	0 件	51 件

石綿（アスベスト）濃度調査結果

	1f/L 以下	1f/L 超	計
大 防 法	31 件	0 件	31 件

第3節 水質汚濁の現況と対策

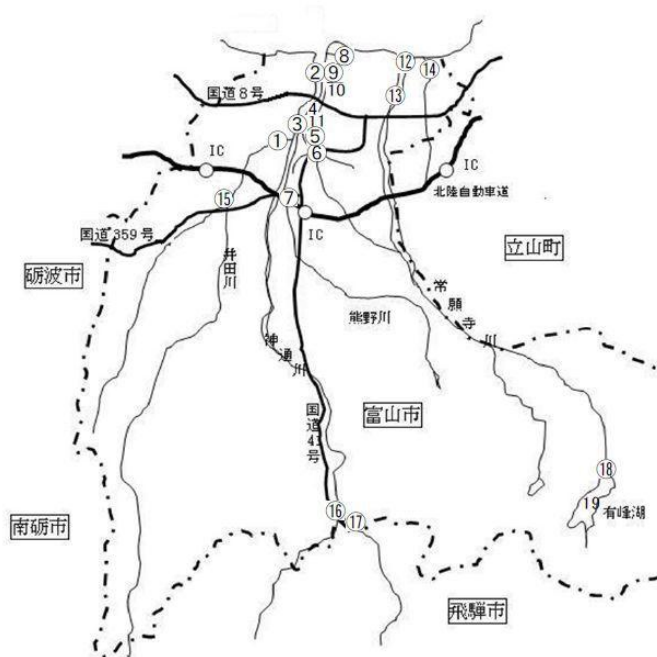
本市には、富山県富山市大山地域に源を発する常願寺川、岐阜県高山市一ノ宮町に源を発する神通川の2大河川と、白岩川などの中小河川があり、いずれも富山湾へ流れています。また、北部工業地帯には富山湾と結ぶ岩瀬、富岩及び住友の3運河があり、それぞれの産業と密接なつながりを持っています。これらの豊富な水資源は、市内の上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水などに広く利用されています。

本市では、これらの公共用水域の水質を保全していくため、富山県が策定した水質環境計画（クリーンウォーター計画）にあわせて生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきました。

また、富山県の水質測定計画に基づき、9河川（神通川、宮川、高原川、いたち川、松川、井田川、熊野川、常願寺川、白岩川）、3運河（富岩運河、岩瀬運河、住友運河）及び1湖沼（有峰湖）について水質測定を実施しています。この他、公共用水域の環境基準を達成し維持していくために、発生源対策として工場排水の監視を行っています。

市内の主要河川・運河と調査地点

注）○数字は環境基準点



- | | |
|--------|------------|
| ① 高田橋 | ⑬ 新猪谷橋 |
| ② 萩浦橋 | ⑭ 有峰湖えん堤付近 |
| ③ 神通大橋 | ⑮ 有峰湖中央 |
| ④ 興人橋 | |
| ⑤ 四ッ屋橋 | |
| ⑥ 桜橋 | |
| ⑦ 八幡橋 | |
| ⑧ 岩瀬橋 | |
| ⑨ 萩浦小橋 | |
| ⑩ 前川橋 | |
| ⑪ 下新橋 | |
| ⑫ 今川橋 | |
| ⑬ 常願寺橋 | |
| ⑭ 東西橋 | |
| ⑮ 落合橋 | |
| ⑯ 新国境橋 | |

1 環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
ひ 素	0.01 mg/L以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下
総 水 銀	0.0005mg/L以下	シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L以下	セ レ ン	0.01 mg/L以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふ っ 素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほ う 素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然探勝等の環境保全	6.5～8.5	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 ヤマメ、イワナ等の生息 できる水質	6.5～8.5	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 サケ、アユ等の生息で きる水質	6.5～8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	工業用水1級 コイ、フナ等の生息で きる水質	6.5～8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

D	工業用水2級 農業用水	6.0～8.5	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 日常生活において不快感を感じない	6.0～8.5	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2mg/L 以上	—

※ 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※ 基準値は、年間平均値とする。

全亜鉛以外の項目の基準値は、適用されない。

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級	6.5～8.5	1mg/L	1mg/L	7.5mg/L	50MPN/100mL
	水産1級		以下	以下	以上	以下
	自然環境保全					
A	水道2、3級	6.5～8.5	3mg/L	5mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/100mL
	水産2級		以下	以下	以上	以下
B	水産3級	6.5～8.5	5mg/L	15mg/L	5mg/L	—
	工業用水1級		以下	以下	以上	
	農業用水					
C	工業用水2級	6.0～8.5	8mg/L	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L	—
	環境保全		以下		以上	

※ 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応 性	全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1, 2, 3級 水産1種	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

※ 有峰湖には全窒素の基準値は、適用されない。

- 注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
- 〃 2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
- 〃 3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活において不快感を生じない限度

2 環境基準適合状況

令和3年度富山県公共用水域水質測定計画による環境基準点の水質調査結果は、下表のとおりです。生活環境の保全に関する項目については、代表的な水質指標であるBOD（河川・運河）または、COD（湖沼）でみると、環境基準点15地点すべてで環境基準に適合していました。

また、カドミウム、シアンなどの人の健康の保護に関する項目についても、すべての環境基準点で環境基準に適合していました。

河川・運河の環境基準点における調査結果

水 域 名	調査地点	水域 類型	p H	S S mg/L	D O mg/L	BOD(75%水質値)		BOD 環境基準値 mg/L
						mg/L	適否	
神 通 川	* 萩浦橋	B(生物B)	7.3～7.8	7	10	1.2	適	3
	* 神通大橋	A(生物A)	7.4～8.0	7	11	0.9	適	2
宮 川	新国境橋	A(生物A)	7.2～7.8	2	11	0.5	適	2
高 原 川	新猪谷橋	A(生物A)	7.4～8.0	2	11	<0.5	適	2
いたち川	四ツ屋橋	B(生物A)	7.2～7.8	5	10	0.8	適	3
松 川	桜 橋	A(生物B)	7.3～7.9	3	10	0.6	適	2
井 田 川	* 高田橋	B(生物B)	7.4～7.9	7	11	2.9	適	3
	* 落合橋	A(生物A)	7.4～8.0	7	11	0.8	適	2
熊 野 川	* 八幡橋	A(生物A)	7.1～7.6	6	11	1.0	適	2
常 願 寺 川	* 今川橋	A(生物B)	7.2～7.6	3	11	0.5	適	2
	* 常願寺橋	A A (生物A)	7.1～7.7	2	11	0.5	適	1
白 岩 川	東西橋	A(生物B)	6.9～7.6	3	9.9	0.8	適	2
富岩運河	萩浦小橋	D	7.3～7.9	5	9.1	0.8	適	8
岩瀬運河	岩瀬橋	D	7.2～7.8	5	8.0	1.1	適	8

- 注) 1 *のある調査地点のデータは国土交通省が調査したもの。
 2 「BOD75%水質値」とは、n個の日間平均値を小さいものから並べた0.75×n番目の数値。
 3 「BOD75%水質値の適否」とは、75%水質値で環境基準を満たしているものを「適」とする。
 4 p Hは年間範囲、S SおよびD Oは年平均値。

湖沼の環境基準点における調査結果

水域名	調査地点	水域 類型	p H	S S mg / L	D O mg / L	COD(75%水質値)		COD環境基準 値	全りん mg / L
						mg / L	適 否		
有峰湖	えん堤付近	A II	6.6～ 7.1	2	9.4	2.0	適	3	0.003

- 注) 1 「COD75%水質値」とは、n個の日間平均値を小さいものから並べた0.75×n番目の数値。
- 2 「COD75%水質値の適否」とは、75%水質値で環境基準を満たしているものを「適」とする。
- 3 p Hは年間範囲、S SおよびD Oは年平均値。

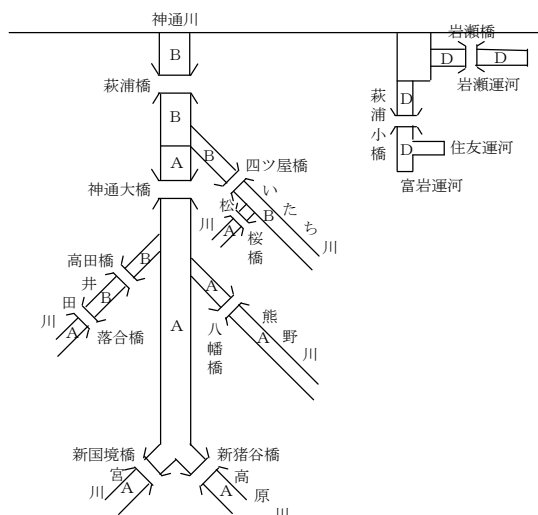
神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因物質であるカドミウムについて、環境基準点の新猪谷橋と神通川から取水している牛ヶ首用水の起点の2か所で水質測定を年4回実施しました。その結果は、新猪谷橋は平均値が0.00016mg/Lであり、環境基準値の0.003mg/Lを下回っています。また、牛ヶ首用水では、平均値が0.00007mg/Lでした。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型

ア 神通川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について

類型指定及び測定地点略図

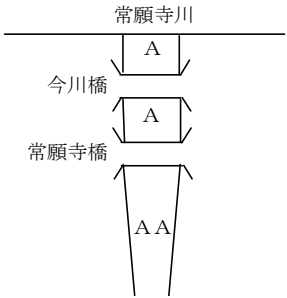
(昭和47年4月1日告示)
(昭和57年1月14日告示 松川)
(平成22年4月1日一部改正告示)



水 域	該当類型	達成期間
神 通 川 上 流 (いたち川合流点より上流、 宮川及び高原川を含む。)	A	イ
神 通 川 下 流 (いたち川合流点より下流)	B	イ
い た ち 川 (全域)	B	イ
松 川 (全域)	A	イ
井田川上流(落合橋より上流)	A	イ
井田川下流(落合橋より下流)	B	イ
熊 野 川 (全域)	A	イ
富岩運河、 岩瀬運河及び住友運河	D	イ

達成期間の分類
「イ」は直ちに達成

イ 常願寺川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について
 類型指定及び測定地点略図 (昭和49年12月18日告示)

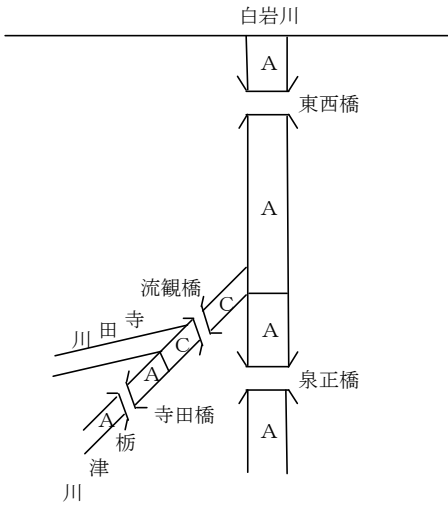


水 域	該当類型	達成期間
常願寺川上流(常願寺橋より上流)	A A	イ
常願寺川下流(常願寺橋より下流)	A	イ

達成期間の分類
 「イ」は直ちに達成

ウ 白岩川水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について
 類型指定及び測定地点略図 (昭和47年6月30日告示)

(平成元年3月23日告示 栃津川)
 (平成22年4月1日一部改正告示)



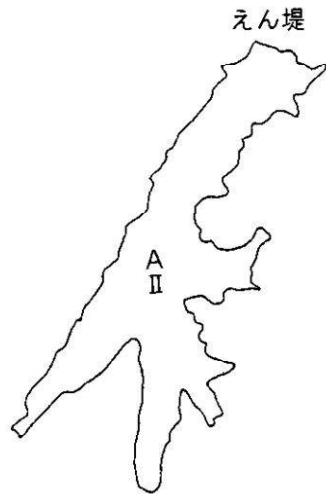
水 域	該当類型	達成期間
白岩川水域(栃津川合流点より上流)	A	イ
白岩川水域(栃津川合流点より下流)	A	イ
栃津川上流(寺田川合流点より上流)	A	イ
栃津川下流(寺田川合流点より下流)	C	イ

達成期間の分類
 「イ」は直ちに達成

エ 有峰ダム貯水池（有峰湖）水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について

類型指定及び測定地点略図

（平成元年3月23日告示）



水 域	該当類型	達成期間
有 峰 ダ ム 貯 水 池 （有 峰 湖）	A	イ
	II	イ
全窒素については、当分の間適用しない。		

達成期間の分類
「イ」は直ちに達成

オ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について

（平成26年4月1日告示）

水 域	該当類型	達成期間
神通川上流 （いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物 A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物 B	イ
いたち川（全域）	生物 A	イ
松川（全域）	生物 B	イ
井田川（落合橋より上流）	生物 A	イ
井田川（落合橋より下流）	生物 B	イ
熊野川（全域）	生物 A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物 A	イ
常願寺橋下流（常願寺橋より下流）	生物 B	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	生物 B	イ

達成期間の分類
「イ」は直ちに達成

（注）全亜鉛以外の項目については、当分の間適用しない。

3 窒素・リンの測定結果

閉鎖性水域等の富栄養化の原因物質として、窒素化合物やリン酸塩等の影響はよく知られています。富栄養化が進むとプランクトン等の小生物の発生が著しくなり富山湾での赤潮の原因にもなります。現在は、全窒素と全リンの基準はありません（有峰湖の全リンは除く）が、河川・運河・湖沼での測定結果は下表のとおりで、事業場排水の多く流入する岩瀬橋（岩瀬運河）で全窒素の高い傾向がみられます。

窒素・リンの年平均値の経年変化

水域名		調査地点	全 窒 素 (mg/L)					全 リ ン (mg/L)				
			年 平 均					年 平 均				
			29	30	元	2	3	29	30	元	2	3
神通川	宮川	新 国 境 橋	0.47	0.34	0.46	0.48	0.41	0.031	0.018	0.026	0.036	0.027
	高原川	新 猪 谷 橋	0.36	0.30	0.33	0.33	0.32	0.010	0.010	0.007	0.011	0.012
	いたち川	四 ツ 屋 橋	0.64	0.65	0.68	0.53	0.75	0.038	0.029	0.041	0.033	0.043
	松川	桜 橋	0.72	0.74	0.75	0.57	0.74	0.039	0.032	0.039	0.039	0.037
白 岩 川		東 西 橋	0.52	0.52	0.57	0.54	0.50	0.047	0.040	0.033	0.045	0.036
富岩運河		萩 浦 小 橋	0.60	0.57	0.58	0.49	0.55	0.048	0.046	0.040	0.038	0.042
岩瀬運河		岩 瀬 橋	1.4	2.7	3.6	1.5	1.7	0.048	0.039	0.066	0.059	0.052
有 峰 湖		えん堤付近	0.30	0.16	0.15	0.18	0.14	0.005	0.006	0.003	0.003	0.003

4 底質の調査

市内公共用水域のうち、河川における底質の重金属の現況を把握するため、調査を実施しました。調査結果は下表のとおりで、総水銀については暫定除去基準を超える地点はありませんでした。

底質調査結果								単位：mg/kg
区分	水域	調査地点	カドミウム	鉛	クロム	ひ素	総水銀	強熱減量 %
河川	神通川	成子大橋	0.4	150	24	9.4	<0.01	0.9
	白岩川	東西橋	<0.1	4	<10	2.7	<0.01	1.4
	高原川	新猪谷橋	0.1	46	57	5.4	<0.01	0.8
運河	岩瀬運河	岩瀬橋	0.1	38	68	7.8	1.2	2.7
	富岩運河	萩浦小橋	1.0	93	1200	21	5.3	15
	住友運河	前川橋	0.2	31	110	8.4	0.29	3.6
	富岩運河	木場橋	1.9	70	47	13	0.58	10
港湾	富山港	港口	0.4	31	40	13	0.06	5.9
		港中央	0.5	50	46	14	0.18	5.7
		港奥	0.6	160	270	15	1.4	7.7

注) 総水銀の暫定除去基準は、河川25mg/kg、運河・富山港30mg/kg

* 令和3年10月採泥

また、調査地点のうち、総水銀濃度の高い2箇所について溶出試験も実施しました。調査結果は下表のとおりです。

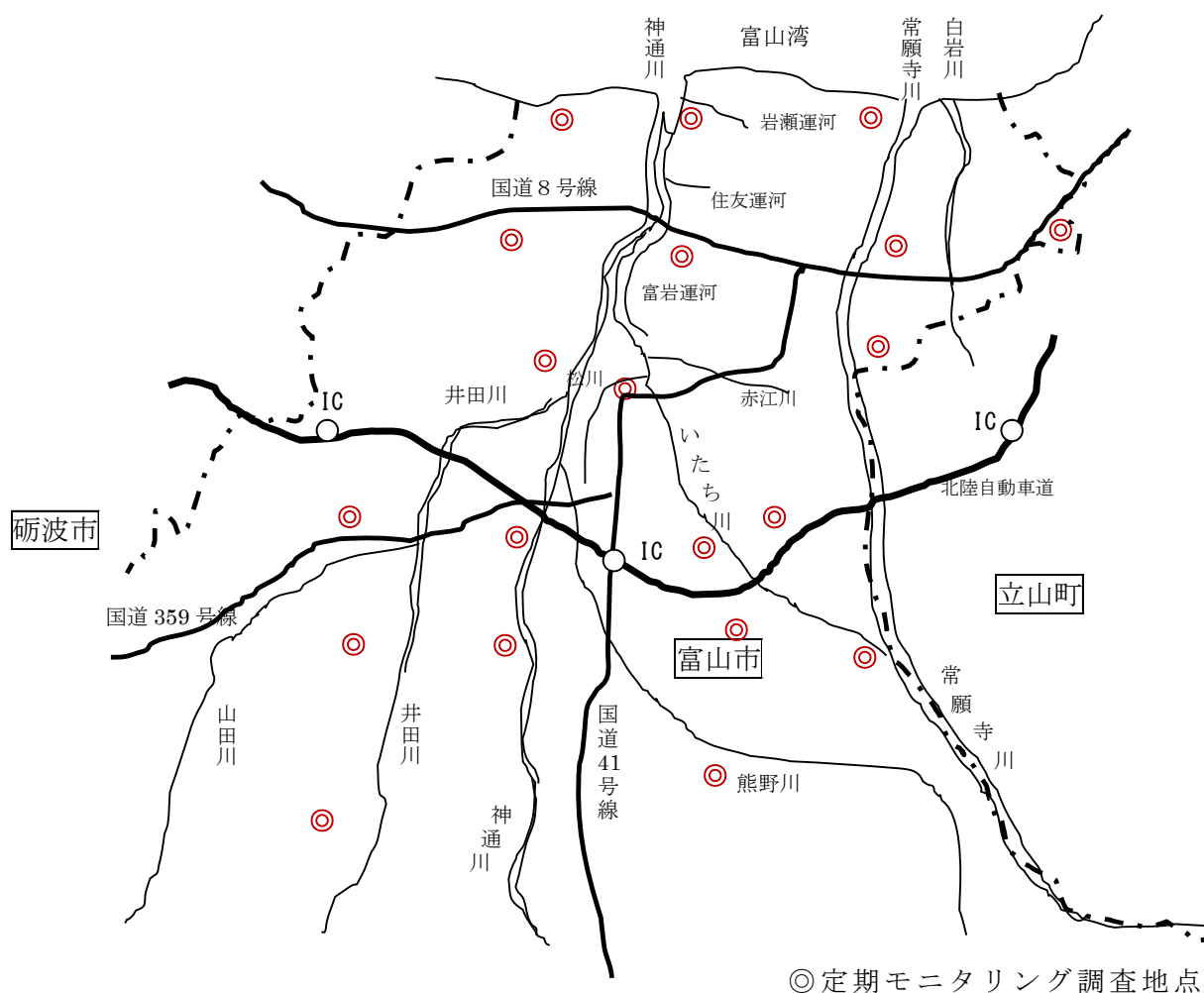
溶出試験結果							単位：mg/kg・湿試料
区分	水域	調査地点	カドミウム	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀
港湾	富山港	港奥	<0.1	<1	<10	<0.5	<0.01
運河	富岩運河	萩浦小橋	<0.1	<1	<10	<0.5	<0.01

* 令和3年10月採泥

5 地下水質の調査

地下水は、地表水に比べて一般に水質が良く、水温の変化が少ないことなどの理由で、水資源として高く評価されています。本市においても飲用、工業用または消雪用と、生活の上でも重要な役割を果たしています。市内の地下水の水質を調査するため、令和3年度は市内20地点で地下水定期モニタリング調査を行いました。地下水の水質汚濁に係る環境基準27項目の調査結果は、すべての地点で環境基準に適合していました。

地下水水質調査地点



6 海水浴場の水質

八重津浜、岩瀬浜及び浜黒崎海岸は、遠く能登半島を望み立山連峰を背にした景勝の地にあります。また、市街地から近距離に位置するため、海水浴、釣り、ウィンドサーフィンなどのマリンスポーツやサイクリングと、市民の憩いやレジャーの場としても親しまれています。海水浴場としても令和3年度推定延利用者数は、八重津浜2,500人と多くの人に利用されています。これらの海水浴場の水質調査結果は下表のとおりで、水浴可能な水質でした。

また、食中毒で問題になった病原性大腸菌O-157について期間前及び期間中に調査を実施したところ、いずれも不検出でした。

海水浴場水質調査結果

海水浴場名	八 重 津 浜		岩 瀬 浜		浜 黒 崎 海 岸	
	期間前	期間中	期間前	期間中*	期間前	期間中*
ふん便性大腸菌 群数 個/100mL (平均)	<2~4 (<2)	<2~8 (2)	<2 (<2)	—	<2 (<2)	—
C O D mg/L (平均)	0.7~1.2 (1)	0.8~1.5 (1.1)	0.9~1.2 (1.1)	—	0.7~1.3 (1)	—
p H	8.2~8.3	8.1~8.3	8.2~8.4	—	8.2~8.3	—
透 明 度	全透	全透	全透	—	全透	—
油 膜 の 有 無	無	無	無	—	無	—
判 定	水質AA 適	水質A 適	水質AA 適	—	水質AA 適	—

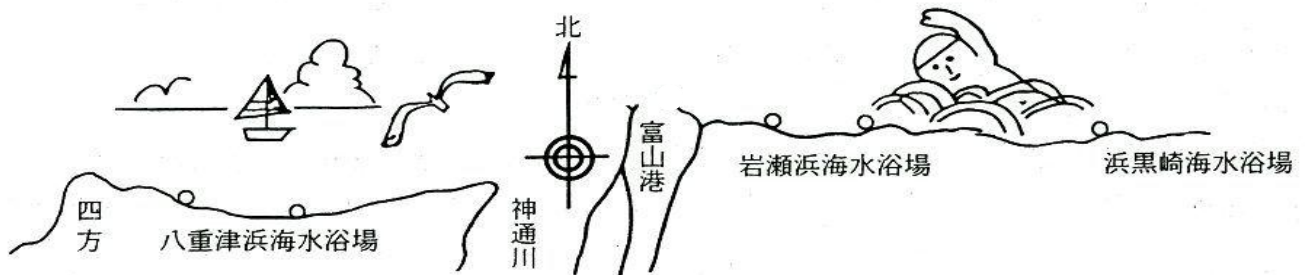
* 調査日 期間前：4月12日、5月10日 期間中：7月12日、8月2日

* 岩瀬浜と浜黒崎海岸については海水浴場を開設しなかった為、期間中の調査は実施せず

水浴場の判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D (化学的酸素要求量)	透 明 度
適	水質 A A	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (水深1m以上)
	水質 A	100個/100mL以下	油膜が 認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (水深1m以上)
可	水質 B	400個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	5mg/L以下	水深1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が 認められない	8mg/L以下	水深1m未満～ 50cm以上
不 適		1,000個/100mLを 超えるもの	常時油膜が 認められる	8mg/L超	50cm未満

海水浴場調査地点



7 湖沼水質調査

湖沼の水質汚濁の未然防止に資するため、市内の主要な5湖沼について、ローリング方式で水質調査を実施しているもので、令和3度は祐延ダム貯水池で調査を行いました。有機汚濁の指標であるC O Dについては、環境基準のA類型(3mg/L以下)、また、富栄養化の指標である全窒素及び全りんをみると、全窒素が環境基準のⅢ類型(0.4mg/L以下)、全りんはⅡ類型(0.01mg/L以下)に相当する水質でした。

湖 沼 名		所 在 地		有効貯水量 (千 m ³)		湛水面積 (k m ²)		主な利水目的	
祐延ダム貯水池		富山市有峰		8,753		0.6		発 電 ・ 農 業	
調査地点	調査 回数	透明度 (m)	pH	COD (mg/L)	S S (mg/L)	DO (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	カドミウム (μg/L)
えん堤付 近	2回	3.5	6.8	3.0	1	7.3	0.27	0.006	0.6
湖中央	2回	3.6	6.9	3.0	1	7.4	0.31	0.005	1

注) 水質調査項目の数値は年平均値。

8 立入調査

水質汚濁防止法に基づく規制対象施設を設置する工場・事業場及び富山市公害防止条例に基づく協定締結事業場等について、延べ192件の立入調査を実施した結果、排水基準等を超過した2事業所に対し改善を指導しました。

9 ゴルフ場農薬

ゴルフ場で使用される農薬による地下水や下流域への影響を調べるため、市内3箇所のゴルフ場周辺井戸等の水質調査を年2回（大山は年1回）行いました。

結果は、すべての地点で水質管理目標値及び環境省指針値以下でした。

(1) ゴルフ場周辺井戸の水質調査結果

単位：mg/L

農薬名	用途	採水点（周辺井戸）				目標値 ^(注1)
		呉羽（3箇所）		八尾（3箇所）		
		5月	11月	5月	11月	
M C P A	除草剤	<0.00005	<0.00005	－	－	≦0.005
アシュラム	除草剤	－	－	<0.009	<0.009	≦0.9
オキシ銅 （有機銅）	殺菌剤	<0.0003	<0.0003	－	－	≦0.03
イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤	－		<0.003	<0.003	≦0.3
イミノクタジン	殺菌剤	－	－	<0.00006	<0.00006	≦0.006
オキサジクロメホン	除草剤	－	－	<0.0002	<0.0002	≦0.02
キノクラミン （A C N）	除草剤	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	≦0.005
グリホサート	除草剤	－	－	<0.02	<0.02	≦2
クロロタロニル （T P N）	殺菌剤	<0.0005	<0.0005	－	－	≦0.05
ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	<0.00003	<0.00003	－	－	≦0.003
チオジカルブ	殺虫剤	－	－	<0.0008	<0.0008	≦0.08
チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.3
フェントロチオン （M E P）	殺虫剤	<0.0001	<0.0001	－	－	≦0.01
フェノブカルブ （B P M C）	殺虫剤 殺菌剤	－	－	<0.0003	<0.0003	≦0.03
プロシミドン	殺菌剤	<0.0009	<0.0009	－	－	≦0.09
プロピコナゾール	殺菌剤	－	－	<0.0005	<0.0005	≦0.05
プロピザミド	除草剤	<0.0005	<0.0005	－	－	≦0.05
ペンシクロン	殺菌剤	<0.001	<0.001	－	－	≦0.1
メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.2

(2) ゴルフ場調整池の排水口及び周辺井戸等の水質調査結果

単位: mg/L

農薬名	用途	採水点 (調整池の排水口及び周辺井戸等 8 箇所)	環境省指針値 ^(注 2)	
		大山	水濁指針値	水産指針値
		11 月		
フルベンジアミド	殺虫剤	<0.001	≦0.45	≦0.058
チオジカルブ	殺虫剤	<0.01	≦0.8	≦0.027
イソキサチオン	殺虫剤	<0.0001	≦0.05	≦0.0002
ペルメトリン	殺菌剤	<0.001	≦1	≦0.0017
テブコナゾール	殺菌剤	<0.001	≦0.77	≦2.6
チウラム	殺菌剤	<0.0005	≦0.2	≦0.1
クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	<0.004	≦0.47	≦0.08
ジアゾファミド	殺菌剤	<0.001	≦4.5	≦0.088

注1) 目標値とは、『水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について』(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)による。

注2) 環境省指針値とは、『ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について』(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号)による。

第 4 節 土壌汚染の現況と対策

土壌は、水や空気と同じように、私たち人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないものです。土壌は地中にいる生き物が生活する場であり、土壌に含まれる水分や養分が、私たちの口にする農作物を育てます。

土壌汚染とは、こういった働きを持つ土壌が有害物質によって汚染された状態をいいます。原因としては工場の操業に伴い、原料として用いる有害物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害物質を含む液体を地下にしみ込ませてしまったりすることなどが考えられます。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

本市では土地所有者等に対し、土壌汚染対策法に基づく届出を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等に指定し、汚染の除去等の措置の実施について立入調査等により指導を行います。

1 環境基準と土壌汚染対策法に基づく基準

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム等29物質について環境基準が定められています。

土壌汚染対策法では、土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的とし、①地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が定められています。

2 本市の土壤汚染対策

土壤汚染対策法では、土地所有者等に有害物質使用特定施設の廃止時や、一定規模（3,000㎡、ただし現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあつては900㎡）以上の土地の形質変更を行う際には、市長への届出を義務付けており、土壤汚染のおそれがあると市長が認めるときは土壤汚染状況調査を命ずることができます。

市長はこの調査結果や、土地所有者等が自主的に行った土壤汚染状況調査が、土壤溶出量基準等を超過している場合、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な土地を「要措置区域」に、健康被害が生じるおそれがないため汚染の除去等の措置が不要な土地を「形質変更時要届出区域」に指定します。

本市では令和3年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数は7件で、すべて引き続き工場として使用するなどの理由から調査が猶予されています。

一定規模以上の土地の形質変更届出については45件あり、調査命令の発出はありませんでした。また、自主的に行った土壤汚染状況調査結果の報告は3件ありましたが、土壤溶出量基準の超過はありませんでした。

汚染土壤の処理を業として行う場合は、市長の許可が必要ですが、富山市内の汚染土壤処理業の許可業者は4業者となっています。

汚染土壤処理業の許可業者数（令和4年3月31日現在）

汚染土壤処理業 の許可業者	処理施設の種類		
	浄化等処理施設 （浄化）	浄化等処理施設 （不溶化）	埋立処理施設
4	2	2	2

※処理施設数は許可業者が許可を受けた施設の種類の数とする

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること

土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質（法第2条）		区域指定基準（法第6条）	
		＜①地下水等の摂取によるリスク＞ 土壌溶出量基準 26物質 （検液 1L あたり）	＜②直接摂取によるリスク＞ 土壌含有量基準 9物質 （土壌 1kg あたり）
クロロエチレン	（第一種特定有害物質） 揮発性有機化合物	0.002mg 以下	
四塩化炭素		0.002mg 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004mg 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg 以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg 以下	
ジクロロメタン		0.02mg 以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1mg 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg 以下	
トリクロロエチレン		0.01mg 以下	
ベンゼン		0.01mg 以下	
カドミウム及びその化合物	（第二種特定有害物質） 重金属等	0.003mg 以下	45mg 以下
六価クロム化合物		0.05mg 以下	250mg 以下
シアン化合物		検出されないこと	遊離シアンとして 50mg 以下
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		0.0005mg 以下 検出されないこと	15mg 以下
セレン及びその化合物		0.01mg 以下	150mg 以下
鉛及びその化合物		0.01mg 以下	150mg 以下
砒素及びその化合物		0.01mg 以下	150mg 以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg 以下	4,000mg 以下
ほう素及びその化合物		1mg 以下	4,000mg 以下
シマジン	（第三種特定有害物質） 農薬等	0.003mg 以下	
チオベンカルブ		0.02mg 以下	
チウラム		0.006mg 以下	
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	
有機りん化合物		検出されないこと	

第5節 ダイオキシン類汚染の現況と対策

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、主に廃棄物の燃焼過程から非意図的に生成される毒性が極めて高い有機塩素化合物です。ダイオキシン類がひとたび体内に入ると、大部分は脂肪に蓄積され体内にとどまり、発がん性や催奇形性、生殖障害、ホルモン障害等の悪影響が懸念されています。

本市ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類汚染の状況を監視するため、環境調査を行っています。また、発生源からのダイオキシン類の排出量を削減するため、監視・指導を行うとともに、廃棄物の焼却量を減らすため、廃棄物の資源化やリサイクルを推進しています。

1 環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底 質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

< 備考 >

- 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2 環境調査

(1) 環境基準の達成状況

大気4地点、河川水5地点、底質2地点、地下水8地点、土壌7地点の合計26地点でダイオキシン類の環境調査を行ったところ、富岩運河の萩浦小橋地点において、河川底質の環境基準を超えていました。富岩運河のダイオキシン類対策については、運河の管理者である富山県が実施しています。

ダイオキシン類の測定結果及び環境基準の達成状況

区 分	調 査 地点数	調 査 結 果	環 境 基 準	環 境 基 準 超過地点数
大 気	4	0.0076～0.012 pg-TEQ/m ³	年間平均値 0.6 pg-TEQ/m ³	0
河 川 水	5	0.092～0.56 pg-TEQ/L	年間平均値 1 pg-TEQ/L	0
河川底質	2	0.47、430 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g	1
地 下 水	8	0.054～0.080 pg-TEQ/L	年間平均値 1 pg-TEQ/L	0
土 壌	7	0.022～0.70 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g	0

注) 1 大気の調査結果は、年平均値（2回測定）です。
2 河川水の調査結果は、年平均値（2回測定）です。

(2) 富岩運河周辺調査

平成12年度のダイオキシン類の環境調査の結果、富岩運河の水質は1.7pg-TEQ/Lと環境基準1pg-TEQ/Lを超過しており、また底質も1,400pg-TEQ/gでした。このため、学識経験者で構成する富山市ダイオキシン類調査対策委員会を設置し、原因究明調査及び対策の検討を行いました。

また、運河の管理者である富山県においては、「富山県富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、中島閘門より上流部については、対策工法、公害防止事業に係る費用負担計画が定められ、平成26年度より対策工事が開始されています。また、中島閘門より下流部については現在も引き続き底質の汚染対策の検討を進めています。

令和3年度もその後の把握のため、富岩運河の水質のダイオキシン類濃度について4地点で継続調査を行いました。その結果、中島閘門地点と大島川排水路地点で基準値を超えていました。

富岩運河周辺調査

区 分	調査場所	調 査 結 果	環 境 基 準
河 川 水	下 新 橋	0.15 pg-TEQ/L	年間平均値 1 pg-TEQ/L
	大島川排水路（日興橋）	1.2 pg-TEQ/L	
	中島閘門	3.6 pg-TEQ/L	
	萩浦小橋	0.51 pg-TEQ/L	

3 立入調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する工場・事業場について、延べ12件の立入調査を実施した結果、いずれの事業所も基準値以下でした。

ダイオキシン類発生源測定結果（富山市実施分）

区 分		測定 検体数	測 定 結 果	基 準 超 過 数
大気基準適用施設	排 出 ガ ス	2	0.000040、0.017 ng-TEQ/m ³	0
	ばいじん等	3	0.22～0.49 ng-TEQ/g	0
水質基準対象事業場	排 出 水	7	0.00062～1.4 pg-TEQ/L	0

4 設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排出ガス、排出水及び焼却灰等に含まれるダイオキシン類濃度を年に1回以上測定し、結果を市へ報告する義務が課せられています。

令和3年度中に事業者から報告のあったダイオキシン類の設置者による測定結果の概要は下記の表のとおりであり、いずれの事業所も基準値以下でした。

ダイオキシン類の設置者による測定結果（富山市への報告分）

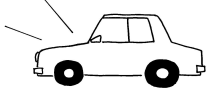
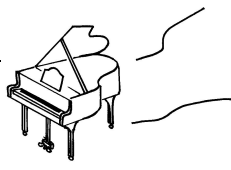
	区 分	報告対象数 (うち、休止 状態のもの)	報告のあつ た施設数・ 事業場数	測 定 結 果	基 準 超 過 数
大 気 基 準 適 用 施 設	排 出 ガ ス	37 (11)	24	0～3.9 ng-TEQ／m ³ N	0
	ばいじん等	30 (9)	22	0～0.61 ng-TEQ／g	0
水 質 基 準 対 象 事 業 場	排 出 水	4 (0)	4	0.00048～0.27 pg-TEQ／L	0

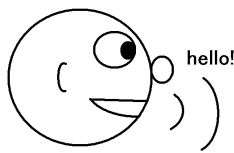
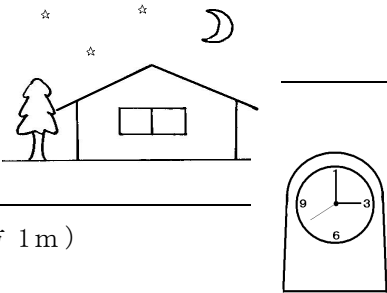
第 6 節 騒音の現況と対策

私達が耳にする音の中で、「無い方がよい音」、「好ましくない音」など迷惑な音の総称が騒音です。騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づいて地域の類型ごとに定められており、市長が、類型をあてはめる地域の指定を行うことになっています。市では、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域（工業専用地域を除く）について、専ら住居の用に供される地域（A類型）、主として住居の用に供される地域（B類型）、相当数の住居と併せて商業、工業などの用に供される地域（C類型）を指定しています。

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を市長が指定し、この地域内にある工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音を規制するとともに、要請限度を超える自動車騒音については、公安委員会に対し必要な措置を要請することや、道路管理者に対しては、その道路の構造改善など騒音の大きさの減少に関する事項に関し意見を述べることもできるとされています。また、富山県公害防止条例では、騒音規制法による規制を補うものとして、同法の指定地域以外の地域や規制対象外の施設についても県下全域にわたって規制しています。

騒音の大きさの例

	大きさ（dB）	目 安
非常に やかましい	120	飛行機のエンジンの直近 
非常に やかましい	110	自動車の警笛（前方 2m） リベット打ち、杭打ち 
非常に やかましい	100	電車通行時のガード下 
非常に やかましい	90	ピアノ、ステレオ、騒々しい工場内 大声の独唱、怒鳴る声 
やかましい	80	地下鉄電車内、バス車内 交通量の多い道路

やかましい	70	騒々しい街頭、電話のベル音 騒々しい事務所内	
やかましい	60	静かな街頭、静かな乗用車内 普通の会話の音声	
静か	50	静かな事務所	
静か	40	図書館、市内の深夜 昼間の静かな住宅地	
非常に静か	30	深夜の郊外 夜の静かな住宅地	
非常に静か	20	置き時計の秒針音（前方 1m） 木々の葉の触れ合う音	

1 環境基準

騒音に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき定められています。富山市における騒音に係る環境基準の地域の類型の指定には、AA類型の指定はなく、A類型、B類型、C類型が指定されています。

騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

一般地域（道路に面する地域以外の地域）

単位：dB

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
AA	50 以下	40 以下
A	55 以下	45 以下
B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

時間の区分 昼間（午前6時から午後10時まで）

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）

注1 AA：療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

2 A：専ら住居の用に供される地域

3 B：主として住居の用に供される地域

4 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域

単位：dB

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間（特例）	70 以下	65 以下

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車道専用道路をいう。

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15m、2車線を越える道路では20mの区域をいう。

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

（平成24年3月30日富山市告示第121号）

（平成30年3月30日一部改正富山市告示第97号）

単位：dB

地域の種類	あ て は め る 地 域
A	平成30年4月1日において都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	平成30年4月1日において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	平成30年4月1日において都市計画法第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 環境基準の適合状況

環境騒音（地点評価）については、32地点で測定した結果、すべての時間帯で環境基準に適合しているものが30地点、いずれかの時間帯で適合しているものが0地点、すべての時間帯で環境基準に不適合が2地点でした。

環境騒音（面的評価）については、富山地域654.7kmで評価した結果、すべての時間帯で環境基準を達成した戸数の割合は98%、いずれかの時間帯で適合した戸数の割合は1%、すべての時間帯で環境基準を超過した戸数の割合は1%でした。

環境騒音基準適合状況（地点評価） 富山市全域

地 域	測定地点	環境適合状況		
		全時間帯達成	いずれかの時間帯が達成	全時間帯超過
富 山 地 域	22	20	0	2
大 沢 野 地 域	2	2	0	0
細 入 地 域	0	0	0	0
大 山 地 域	2	2	0	0
八 尾 地 域	2	2	0	0
婦 中 地 域	4	4	0	0
合 計	32	30	0	2
環 境 基 準 適 合 割 合	—	94%	0%	6%

環境騒音基準適合状況（面的評価） 全体

道路種別 (道路に面する地域)	路線数	延 長 (km)	評価戸 数	環境基準適合状況		
				全 時 間 帯 達 成 戸 数	いずれかの 時 間 帯 が 達 成 戸 数	全 時 間 帯 超 過 戸 数
高 速 自 動 車 国 道	4	16	829	829	0	0
都 市 高 速 道 路	—	—	—	—	—	—
一 般 国 道	62	99.4	5,366	4,866	212	288
都 道 府 県 道	219	521.5	34,192	33,631	332	229
4 車線以上の市区町村道	12	17.8	4,321	4,183	86	52
小 計	297	654.7	44,708	43,509	630	569
環 境 基 準 達 成 率				98%	1%	1%

3 自動車騒音の要請限度

自動車騒音の要請限度は、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定により総理府令で定められています。

騒音規制法では、市長は指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し交通規制などの要請や、道路管理者に対し道路の改善などの意見を述べることができます。

自動車騒音の要請限度（平成 12 年 3 月 2 日総理府令）単位：dB

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域（特例）	75	70

注）「a 区域、b 区域及び c 区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

- (1) a 区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
- (2) b 区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
- (3) c 区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ 50m の範囲内の区域に限る。）

4 自動車騒音の適合状況

自動車騒音については、環境騒音測定地点のうち自動車走行台数の多い地点や要請限度を超えるおそれがある7地点を選び3日間にわたり連続して測定しました。その結果、要請限度の超過はありませんでした。経年変化でみるとほぼ横ばいに推移しています。

自動車騒音測定結果

単位：dB

区域	区域の区分	路線名	測定地点名	測定結果	
				昼 間	夜 間
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域	一般国道 8 号	豊田町一丁目	71	67
		一般国道 41 号	赤田	71	66
		一般国道 41 号	山王町	70	64
		一般国道 41 号	荒川三丁目	68	64
		主要地方道富山高岡線	呉羽町	68	65
		一般県道八幡田稲荷線	上赤江町一丁目	68	61
		市道県庁線	本丸	63	57
		要 請 限 度		75	70

5 航空機騒音の適合状況

富山空港周辺地域（富山地域、婦中地域の一部地域）は、航空機騒音に係る環境基準の地域指定として、Ⅱ類型が指定されています。四季ごとに1回（7日間）4地点で調査が実施された結果、全ての地点で環境基準に適合していました。

航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年12月27日環境庁告示）

単位：dB

	基準値
I	57以下
Ⅱ	62以下

注 I 類型：専ら住居の用に供される地域

Ⅱ類型：生活を保全する必要がある地域

航空機騒音に係る環境基準については、平成25年4月1日より評価基準がWECPNLからLdenに変更されています。

航空機騒音調査結果

単位：dB

測定地点	地域の類型	年間平均
富山市萩原	Ⅱ	47
〃 塚原	Ⅱ	46
〃 新保	Ⅱ	46
婦中町萩島	Ⅱ	46

※富山県が測定を実施

出典・富山県環境白書（令和3年版）

6 新幹線鉄道騒音の適合状況

北陸新幹線長野～金沢間の開業に伴い、市内における当該区間の中から6地点を選定し、騒音測定を行いました。その結果、2地点が新幹線鉄道騒音に係る環境基準に適合しており、4地点が不適合でした。

新幹線鉄道騒音環境基準(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

単位：dB

区 域 の 区 分		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75

新幹線鉄道騒音測定結果

単位：dB

測定地点	地域の類型	測定結果	測定地点側の軌道
水橋下砂子坂	I	68	下り
水橋開発	II	72	下り
千成町	II	77	上り
綾田町一丁目	I	71	下り
安養坊	I	74	下り
野々上	I	72	下り

7 立入調査

騒音規制法及び富山県公害防止条例に基づく規制対象施設を設置する工場・事業場等について、延べ27地点において騒音測定を実施した結果、基準値を超過した工場・事業場はありませんでした。

特定工場などの騒音の規制基準

単位：dB

			一般地域	第1種区域又は第2種区域に隣接する50m内の区域	学校、病院などの周辺50m内の区域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	昼間 朝夕 夜間	45 40 40	—	45 40 40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間 朝夕 夜間	55 45 40	—	50 40 40
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	昼間 朝夕 夜間	65 60 50		60 55 45
第4種区域	工業地域 工業専用地域の境界線から50mの範囲内	昼間 朝夕 夜間	70 65 63	65 60 55	65 60 58
その他区域	上記の区域を除く	昼間 朝夕 夜間	60 55 50		

注) 時間区分は、昼間（午前8時から午後7時まで）、朝夕（午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで）、夜間（午後10時から翌日午前6時まで）とする。

8 特定建設作業騒音

建設工事に伴って発生する騒音は、限られた期間ですが非常にうるさく、付近に及ぼす影響が少なくありません。騒音規制法、富山市公害防止条例では、著しい騒音を発生する作業を特定建設作業と定め、騒音の規制基準及び施行業者への届出義務などを定めています。また、特定建設作業以外の作業実施にあたっては、施工業者に対し付近住民に作業内容などを周知し、理解を得るよう指導しています。

令和3年度の特定建設作業の届出件数は、騒音規制法に基づくものが77件、富山市公害防止条例に基づくものが30件ありました。

特定建設作業の騒音規制基準

特定建設作業の種類		規 制 基 準				
		騒音の 大きさ	夜間又は深夜作業 の禁止	1日の作業 時間の制限	作業期間の制限	日曜日その他の 休日作業の禁止
くい打、くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式、アースオーガー併用の作業を除く。	85dB	(第1号区域) 午後7時から 翌日の午前 7時まで	(第1号区域) 1日につき 10時間	同一場所において連続 6日間	日曜日 その他の 休日
びょう打ち機を使用する作業						
さく岩機を使用する作業	1日における作業地点(2地点)間の最大距離が50mを超えるものを除く。					
空気圧縮機を使用する作業	電動型、定格出力15kW以下、さく岩機の動力として使用するものを除く。					
コンクリートまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント混練容量0.45m ³ 以下のもの、モルタル製造用のもの、プラント混練容量200kg以下のものを除く。					
バックホウを使用する作業	環境大臣が指定するもの、原動機の定格出力が80kW未満のものを除く。		(第2号区域) 午後10時から 翌日の午前 6時まで	(第2号区域) 1日につき 14時間		
トラクターショベルを使用する作業	環境大臣が指定するもの、原動機の定格出力が70kW未満のものを除く。					
ブルドーザーを使用する作業	環境大臣が指定するもの、原動機の定格出力が40kW未満のものを除く。					

注) 1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線において測定する。

- 2 「第1号区域」とは、都市計画法で定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の全部及び工業地域などの一部をいう。
- 3 「工業地域などの一部」とは、工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域をいう。
- 4 「第2号区域」とは、都市計画法で定める工業地域及び工業専用地域のうち、第1号区域を除く区域をいう。
- 5 「工業専用地域の一部」とは、工業専用地域の境界線から工業専用地域内へ50mの範囲内の区域をいう。
- 6 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- 7 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命または、身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合など、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。

特定建設作業の届出件数

作業の種類 \ 届出区分	騒音規制法	富山市公害防止条例	計
くい打機等を使用する作業	16	8	24
びょう打機を使用する作業	0	0	0
さく岩機を使用する作業	61	19	80
空気圧縮機を使用する作業	0	0	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0
バックホウを使用する作業	0	3	3
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0
計	77	30	107

第7節 振動の現況と対策

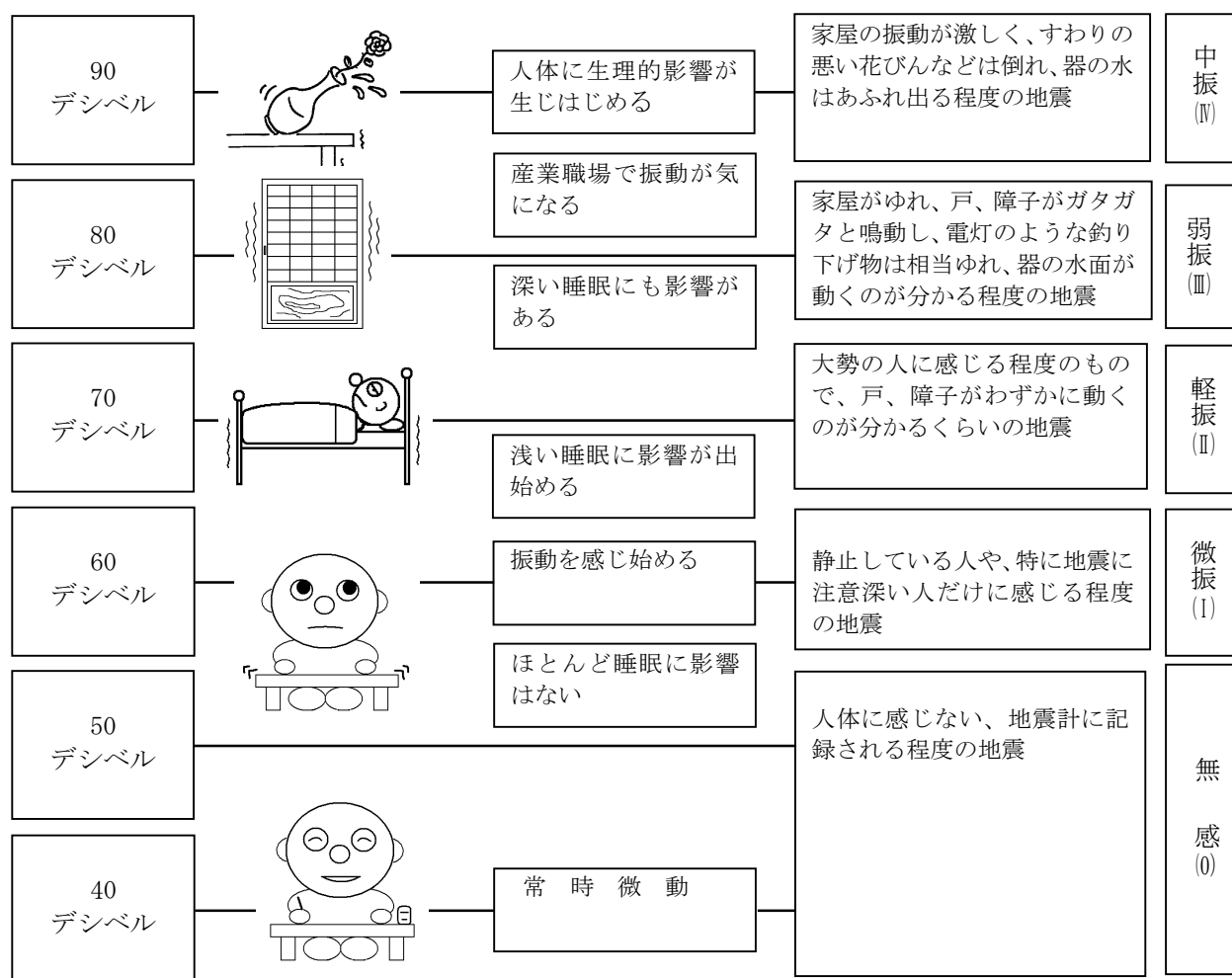
振動公害は、騒音公害と並び日常生活に関係が深い問題であり、その発生源は騒音と共通の場合が少なくありません。

被害は、心理的・感覚的被害ばかりでなく、ときには家屋などの構造物にひび割れなどの物的被害を与えることもあり問題は深刻です。

発生源としては、工場、自動車や鉄道、建設工事が主なものです。中でも建設作業振動は、一定期間に限られるとはいえ市街地では振動発生による問題が起きやすく、そのため最近では低振動工法による建設作業がほとんどとなっています。

振動規制法では、市長が指定した地域内にある工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動を規制するとともに、要請限度を超える道路交通振動については、道路管理者及び公安委員会に対し必要な措置を要請することができるとなっています。

振動の大きさとその影響



1 道路交通振動の要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、振動規制法第16条第1項により総理府令で定められています。振動規制法では、市長は、指定区域内における道路交通振動が要請限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者には道路の改善など、公安委員会には道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

時間区分 区分	昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から午前8時まで)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

注)「第1種区域及び第2種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

- (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 道路交通振動の適合状況

市内の指定区域内主要道路11地点で道路交通振動を測定した結果、いずれも要請限度を超えていませんでした。

要請限度適合状況

時間区分 区分	昼間		夜間	
	測定地点数	要請限度を超えた地点数	測定地点数	要請限度を超えた地点数
第1種区域	2	0	2	0
第2種区域	8	0	8	0
その他の区域	1	0	1	0

3 新幹線鉄道振動の適合状況

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70dB（指針値）を超える地域では、振動源及び障害防止対策等を講じる必要があります。市内の北陸新幹線鉄道沿線6地点で、新幹線鉄道振動を測定した結果、いずれも指針値を超えていませんでした。

新幹線鉄道振動測定結果

単位：dB

測定地点	測定結果	測定地点側の軌道
水橋下砂子坂	54	下り
水橋開発	57	下り
千成町	53	上り
綾田町一丁目	44	下り
安養坊	50	下り
野々上	55	下り

4 立入調査

振動規制法に基づく規制対象施設を設置する工場・事業場及び富山市公害防止条例に基づく協定締結事業場等について、延べ27地点において振動測定を実施した結果、基準値を超過した工場・事業場はありませんでした。

特定工場などの振動の規制

基準単位：dB

区域区分 該当する用途地域		時間区分	
		昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	田園住居地域		
第2種区域	(1) 近隣商業地域	65	60
	(1) 商業地域		
	(1) 準工業地域	70	65
	(2) 工業地域		

注) 学校、病院などの周辺50m以内及び第1種区域と隣接する第2種区域(2)の境界線から50m以内は、この数値より更に5dB低いものとする。

5 特定建設作業振動

振動規制法では、建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うために、著しい振動を発生する作業を特定建設作業と定め、振動の規制基準及び施工業者への届出義務を定めています。

苦情の発生した作業については、規制基準の遵守や防振対策が推進されています。なお、くい打ち作業については、低振動工法の開発が進み、防振対策が推進されています。

令和3年度の振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数は、68件でした。

特定建設作業の振動規制基準

特 定 建 設 作 業 の 種 類		規 制 基 準				
		振動の 大 き さ	夜間または 深夜作業の 禁 止	1日の作業 時間の制限	作業期間 の制限	作業禁止 の 日
くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧力式くい打、くい抜機を除く。	75dB	(第 1 号区域) 午後 7 時 から翌日の 午前 7 時まで	(第 1 号区域) 10 時間	同 一 場 所 に お い て 連 続 6 日 間	日 曜 日 そ の 他 の 休 日
鋼球を使用して建築物、その他の工作物を破壊する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		(第 2 号区域) 午後 10 時 から翌日の 午前 6 時まで	(第 2 号区域) 14 時間		
舗装版破碎機を使用する作業						
ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業						

- 注) 1 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界において測定する。
- 2 「第1号区域」とは、都市計画法で定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の全地域及び工業地域の一部をいう。
- 3 「工業地域の一部とは」工業地域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域をいう。
- 4 「第2号地域」とは、都市計画法で定める工業地域のうち第1号区域を除く区域をいう。
- 5 特定建設作業には、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- 6 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は、身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合など、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。

特定建設作業の届出件数

作業の種類	届出区分 振動規制法
く い 打 機 な ど を 使 用 す る 作 業	16
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破砕する作業	0
舗 装 版 破 砕 機 を 使 用 す る 作 業	0
ブ レ ー カ ー を 使 用 す る 作 業	52
計	68

第 8 節 悪臭の現況と対策

1 規制基準

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。そのため、市民の快適な環境を求める意識の向上と、都市化に伴う住工混在が重なって、ますます複雑多様化しています。

しかも、悪臭は、単一物質のみならず複合臭として発生する場合が多く、測定方法、規制方法、防止技術等多くの問題を抱えています。

悪臭防止法は、昭和 47 年 5 月 31 日に施行され、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる地域を市長が指定し、指定地域内の工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出が規制されています。現在、気体または排出水中に含まれる悪臭物質として、アンモニア、メチルメルカプタンなどの 22 物質が規制されています。

2 立入調査

悪臭発生源を有する工場・事業場について、延べ 14 件の立入調査を実施した結果、敷地境界線の規制基準を超過した事業所はありませんでした。

悪臭に係る敷地境界線の規制基準

物 質 名	感 じ る 臭 い	規 制 基 準 (ppm)	
		工業専用地域	その他の用途地域
アンモニア	し尿のような臭い	2	1
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.004	0.002
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.06	0.02
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.05	0.01
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.03	0.009
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.02	0.005
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.1	0.05

ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.07	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	蒸せるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	蒸せるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.006	0.003
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	4	0.9
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	7	3
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	3	1
トルエン	ガソリンのような臭い	30	10
スチレン	都市ガスのような臭い	0.8	0.4
キシレン	ガソリンのような臭い	2	1
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.07	0.03
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.002	0.0009
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.004	0.001

第9節 地下水の現況と対策

地下水は、身近にある淡水の 90% を占めています。地球上には全体で 14 億 km^3 の水が存在していますが、その 97% は海水で、淡水はわずか 3% にすぎません。この淡水量も 70% が極地の氷であり、身の回りにあって使える水は 0.8% とごくわずかです。そして、この中では、河川水や湖沼水のような地表水に比べ、地下水は圧倒的に多く 90% を占めているといわれています。

地下水は、地中深い所に長い間存在しているため、水温はその深さの地温とほぼ同じになり、気温の変化の影響をほとんど受けません。また長時間に渡って自然のろ過作用を受け良好な水質となります。

このような地下水は、夏は冷たく冬は暖かい、しかもおいしい水であり、自然の恵みがもたらした貴重な水資源です。

1 地下水規制

本市では、地下水の水源の保全と地盤の沈下の防止のため「富山県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水の合理的な利用のための施策を進めています。地域によって規制地域や観察地域に指定されており、種々の規制措置がとられています。

また、新たに揚水設備を設置する際には、節水の指導に努めており、消融雪の場合には、交互散水や降雪感知器の設置、または無散水方式の採用などを指導しています。

規制地域に係る取水基準

項 目 区 分		揚水機の吐出口の 断面積(cm^2)	採取する 地下水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	適用用途
既設	昭和 52 年 3 月 1 日までに 設置された揚水設備	200 以下	1,000 以下	建築物用
新設	昭和 52 年 3 月 2 日以降に 設置された揚水設備	150 以下	800 以下	適用除外を除く すべての用途
適用除外用途		(ア) 水道事業用 (イ) 工業用水道事業用 (ウ) 農業・林業・水産養殖業用 (エ) 道路の融雪 (オ) 鉄道・軌道の融雪 (カ) 防火その他保安用 (キ) 知事が認めた用途		

2 地下水位

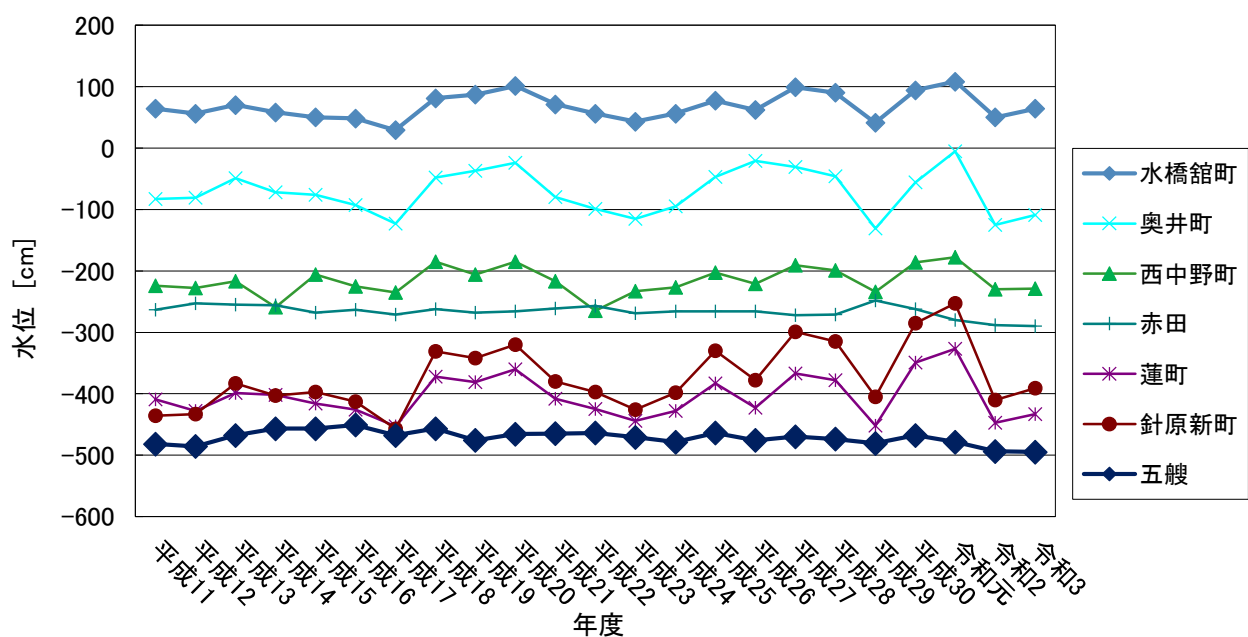
本市では、地下水位の状況を把握するため、市管理観測井7地点、県管理観測井6地点、計13の観測井において地下水位を常時測定しており、ほぼ横ばいに推移しています。

近年、消・融雪用井戸が急激に普及したことから、降雪期に一時的な水位低下がみられますが、降雪が止むと回復する状態にあります。

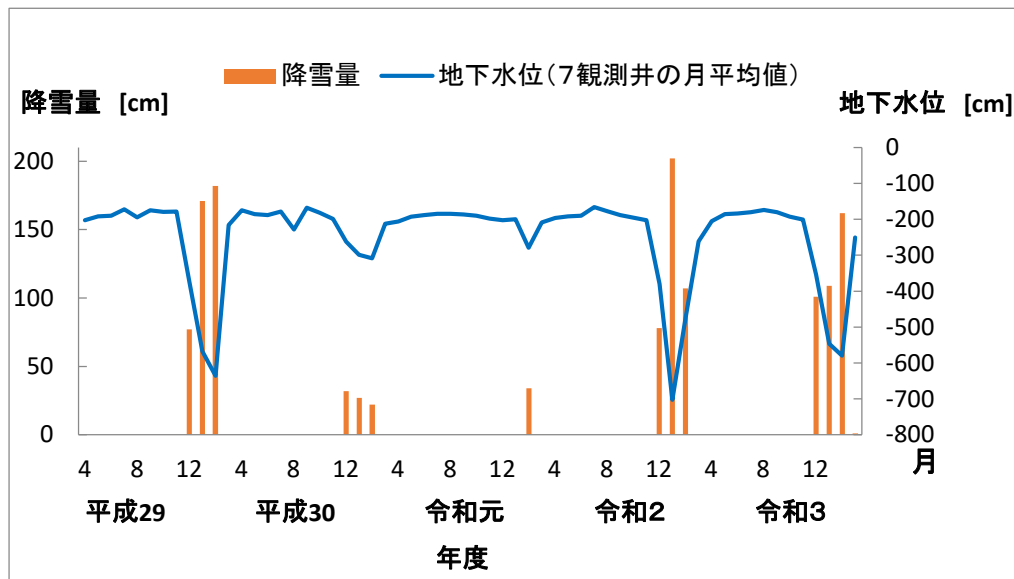
地下水観測井

管 理	観測井の 名 称	設置年度	井戸深さ (m)	標 高 (m)	管 理	観測井の 名 称	設置年度	井戸深さ (m)	標 高 (m)
市	西中野町	S61	50	12.01	県	下飯野	S49	200	5.50
	奥井町	S61	50	8.12		奥田北	S49	93	6.44
	蓮町	S62	70	6.51		山室	S57	20	29.05
	針原新町	S63	70	10.90		西番	S49	100	88.96
	赤田	H1	50	28.35		三郷	S59	150	10.18
	五艘	H3	50	9.36		速星	S53	100	14.18
	水橋館町	H5	150	2.63					

地下水位の推移（観測井の年平均値）



地下水位と降雪量の関係



3 地下水採取量

富山県地下水の採取に関する条例（昭和 51 年 3 月 27 日富山県条例第 1 号）に基づく令和 2 年度における地下水採取量は、86,933 千 m^3 /年で、規制地域では、38,459 千 m^3 /年、観察地域では、48,474 千 m^3 /年でした。

近年の道路・駐車場などの消・融雪装置の普及や揚水設備数の増加に伴って、地下水の採取量は降雪の状況により、変動しますが、降雪量が少なかったため、減少しました。

令和 2 年度 地域別地下水採取量（富山市内）

（単位：千 m^3 /年）

用途 \ 地域	規 制 地 域	観 察 地 域	合 計
工 業 用	11,520	26,322	37,842
建 築 物 用	7,004	3,880	10,884
水 道 用	599	11,855	12,454
農 業 ・ 水 産 業 用	0	28	28
道 路 等 消 雪 用	19,205	6,010	25,215
そ の 他	131	379	510
計	38,459	48,474	86,933

注）採取量は富山県の資料によります。大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域を含む。

合計については四捨五入の関係でずれているものもあります。

4 揚水設備の設置状況

「富山県地下水の採取に関する条例」に基づく揚水設備の設置状況は、消融雪用井戸の普及に伴い、少しずつ増加しています。令和3年度末において、揚水設備数では道路などの消融雪用がもっとも多く1,123施設と全体の48%を占め、ついで、建築物用785施設(34%)、工業用が351施設(15%)となっています。

5 地下水の塩水化

地下水の塩水化の状況を把握するため、30地点で調査を行いました。その結果、塩素イオン濃度が100mg/ℓ以上の地点は2地点でした。

これまでの調査による塩素イオンの濃度分布は下記の図のとおりで、近年は大幅な変化はみられません。なお、内陸部については、化石塩水（昔の海水が地中に閉じ込められたもの）によるものとされています。

塩素イオン濃度分布

凡例：○

塩素イオン濃度 100 mg/ℓ 以上

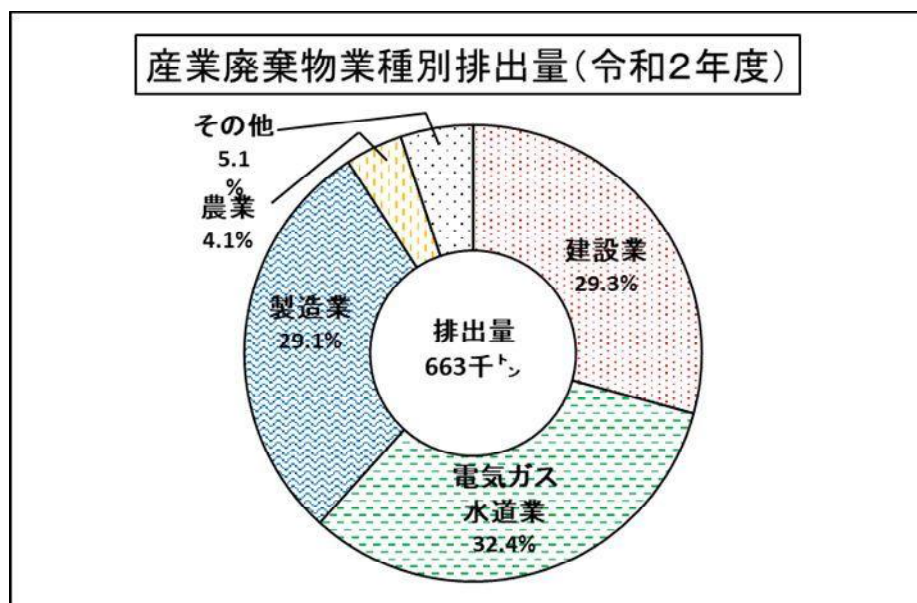
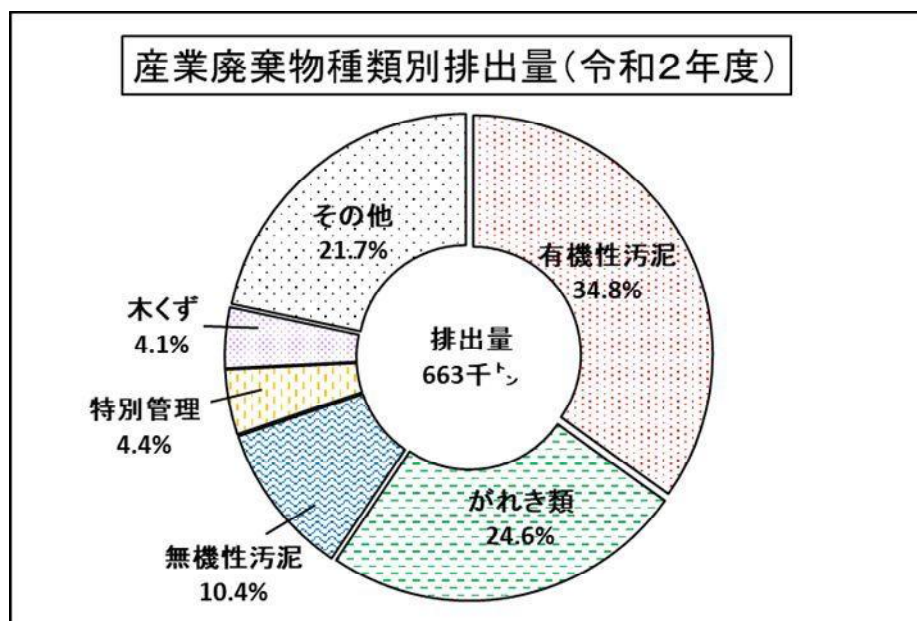


第 10 節 産業廃棄物の現況と対策

1 産業廃棄物の発生量

令和2年度に市内から排出した産業廃棄物量は663千トンで、県全体（3,911千トン）の17.0%を占めています。

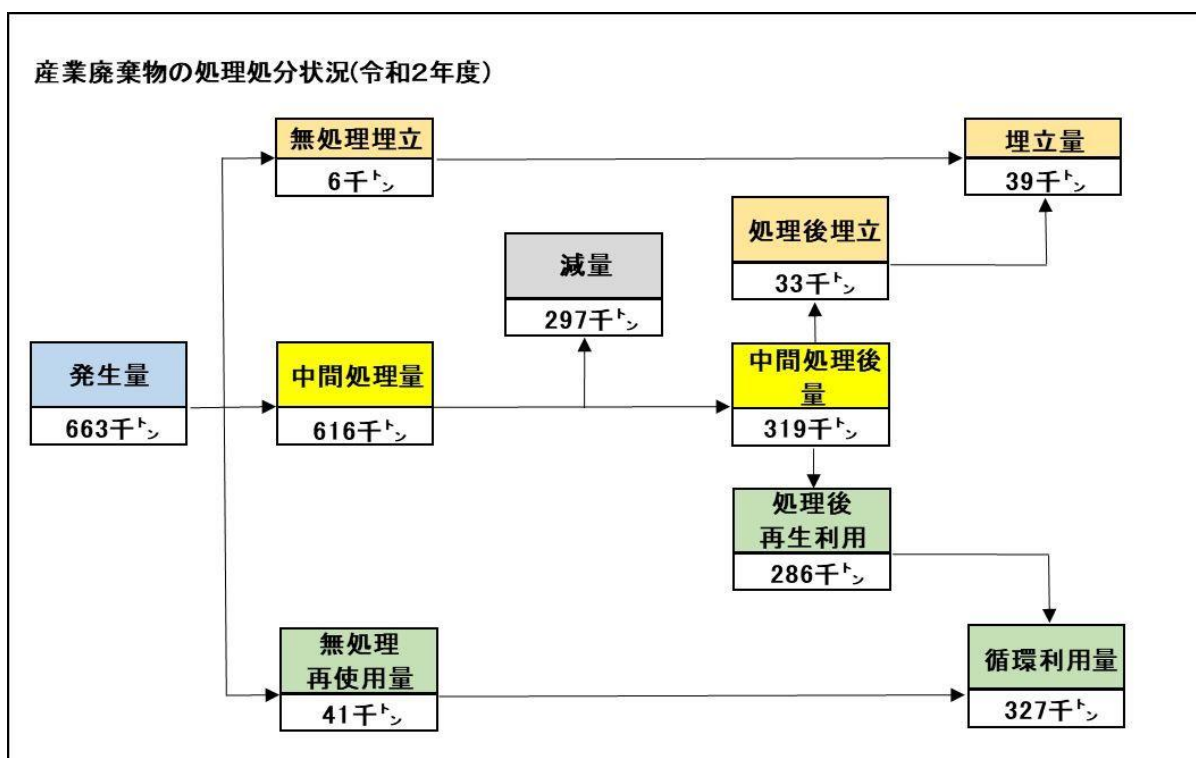
種類別では、有機性汚泥が最も多く、業種別では建設業が最も多くなっています。



2 産業廃棄物の処理処分状況

令和2年度に市内から発生した産業廃棄物の排出量663千トンのうち、脱水、焼却などの中間処理により297千トン(44.8%)が減量され、327千トン(49.3%)がリサイクルされています。

減量化・循環利用率は94.1%となっており、39千トン(5.9%)は、埋立処分されています。



※ 各項目の数値は、四捨五入した値を使用しているため、個々の数値と合計は一致しない場合がある。

3 多量排出事業者

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物については、年間 1,000 トン以上、特別管理産業廃棄物については、年間 50 トン以上を排出する事業者は、多量排出事業者とされ、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するとともに、その実施状況について市長に報告することになっています。

多量排出事業者の産業廃棄物排出量の合計は、427,110 トンで市全体の排出量の 67.3%、特別管理産業廃棄物については、25,495 トンで市全体の排出量の 88.2%を占めています。

多量排出事業者の事業場数と排出量（令和 2 年度）

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	事業場数	排出量（t）	事業場数	排出量（t）
鉱業	1	7,500	0	0
製造業	24	85,129	24	22,801
建設業	25	147,080	1	62
電気・ガス・水道業	5	187,401	0	0
医療業	0	0	4	2,632
計	55	427,110	29	25,495

令和 3 年 3 月 31 日現在

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成 13 年 7 月 15 日に施行され、PCB 廃棄物を保管している事業所は、事業所ごとに PCB 廃棄物の保管状況及び PCB 使用製品の使用状況を届け出ることが義務付けられました。

これら PCB 廃棄物の処理については、この法律により令和 9 年 3 月 31 日までに処理することが義務づけられており、市内の PCB 廃棄物については、平成 20 年度から北海道室蘭市にある処理施設により処理が始まりました。

PCB 廃棄物の保管状況等届出書の状況

廃棄物種類	保管 事業所数	保管中	使用 事業所数	使用中
高圧トランス（台）	69	161	90	261
高圧コンデンサ（台）	59	152	6	65
低圧トランス（台）	—	—	—	—
低圧コンデンサ（台）	6	27	1	239
柱上トランス（台）	—	—	—	—
安定器（個）	52	9,049	6	179
P C B（kg）	—	—	—	—
P C Bを含む油（kg）	15	442,426	—	—
感圧複写紙（kg）	—	—	—	—
ウエス（kg）	13	1,974	—	—
OF ケーブル（kg）	—	—	—	—
汚泥（kg）	3	1,690	—	—
塗膜（kg）	2	541	—	—
その他の機器（台）	27	121	13	29
その他（L）	26	52,041	6	54,235

令和3年3月31日現在

※ 重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ＝1 kgとして重量に換算した。

5 廃棄物処理業者数

本市では、環境への悪影響を未然に防止するため処分業や処理施設の許可については、庁内連絡会議を設置し関係各部課と協議の上、適正かつ慎重な許可審査に努めています。

廃棄物処理業の許可業者数

許可区分	収集運搬業	処分業		
		中間処理	最終処分	中間処理及び 最終処分
一般廃棄物	128	17	0	0
産業廃棄物	112	69	2	2
特別管理産業廃棄物	48	2	0	1

令和4年3月31日現在

6 廃棄物処理施設設置状況

一般廃棄物処理施設許可状況

施設区分	処理能力	件	施設区分	処理能力	件
焼却施設	200 kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	3	油水分離施設	5t/日以上	1
紙くずの圧縮結束施設	5t/日以上	4	堆肥化施設	5t/日以上	1
紙くずの破碎選別	5t/日以上	3	メタン発酵施設	5t/日以上	1
木くずの破碎施設	5t/日以上	7	廃プラスチック破碎選別、造粒施設	5t/日以上	3
木くずの破碎選別 固形燃料化施設	5t/日以上	1	廃プラスチックの 圧縮結束施設	5t/日以上	1
計					25

令和4年3月31日現在（届出施設を除く）

産業廃棄物処理施設許可状況

施設区分	処理能力	件	施設区分	処理能力	件
汚泥の脱水施設	10 m ³ /日超える	14	廃プラスチック類の焼却施設	100 kg/日超える 火格子面積 2 m ² 以上	8
汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日超える	1	シアン化合物の分解施設	すべて	3
			木くず・がれき類 の破碎施設	5t/日超える	88
汚泥の焼却施設	5 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	5	有害汚泥のコンクリート 固型化施設	すべて	1
			産業廃棄物の焼却施設 （汚泥、廃油、廃 プラスチック類以外の 施設）	200 kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	6
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	最終処分場 （埋立終了を除 く。）	安定型	2
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積 2 m ² 以上	5		管理型	6
廃酸又は廃アルカリ の中和施設	50 m ³ /日超える	2	廃 PCB 等分解施設 洗浄又は分離施設	すべて	0
廃プラスチック類の 破碎施設	5t/日超える	25	計		169

令和4年3月31日現在

7 産業廃棄物排出事業者及び処理業者指導状況

産業廃棄物の排出事業者や処理業者については、定期的な立入検査を実施し、不適正な処理が行われている場合は、改善を指導しています。

令和3年度については3件の指導を行いました。

産業廃棄物関係指導件数等の推移

処分等の内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指導件数	17	5	3
法第19条 立入検査	264	189	156
法第12条の6 勧告	0	0	0
法第14条の3 停止命令	0	0	0
法第14条の3の2 許可の取消し	0	0	0
法第14条の6 停止命令	0	0	0
法第14条の6 許可の取消し	1	0	0
法第15条の2の6 改善命令	0	0	0
法第15条の2の6 停止命令	0	0	0
法第15条の3 許可の取消し	0	0	0
法第19条の3 改善命令	0	0	0
法第19条の5,6 措置命令	0	0	0
法第19条の8 支障の除去等措置	0	0	0

8 一般廃棄物処理業者指導状況

一般廃棄物の排出事業者や処理業者については、定期的な立入検査を実施し、不適正な処理が行われている場合は、改善を指導しています。

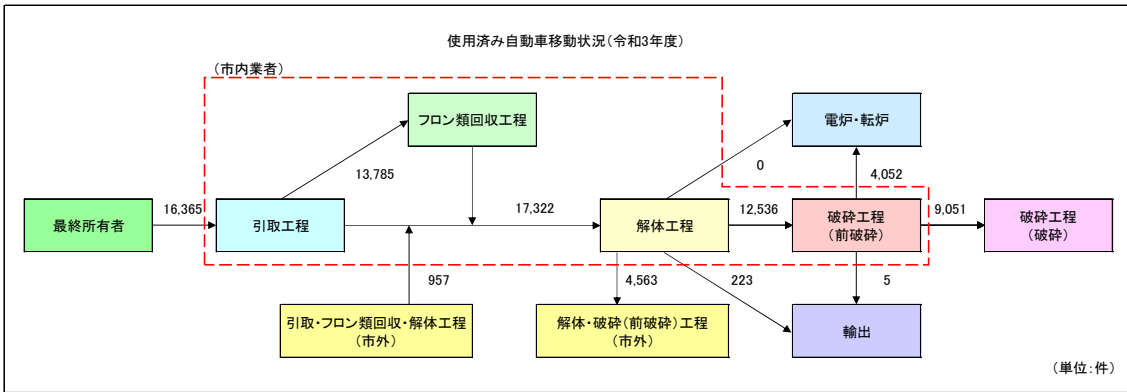
一般廃棄物関係指導件数等の推移

処分等の内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指導件数	1	1	0
法第19条 立入検査	32	33	25
法第7条の3 停止命令	0	0	0
法第7条の4 許可の取消し	0	0	0
法第9条の2 改善命令	0	0	0
法第9条の2 停止命令	0	0	0
法第9条の2の2 許可の取消し	0	0	0
法第19条の3 改善命令	0	0	0
法第19条の4,4の2 措置命令	0	0	0
法第19条の7 支障の除去等措置	0	0	0

9 使用済自動車処理処分状況

「使用済自動車の再資源化に関する法律」（自動車リサイクル法）が平成 17 年 1 月 1 日から本格施行されました。市内の使用済自動車の移動状況は以下のとおりです。

使用済自動車移動状況（令和 3 年度）



10 自動車リサイクル法登録・許可状況

本市は、自動車リサイクル法に基づき、関連事業者の登録及び許可を行っています。

自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者数

登録・許可 区分	登 録		許 可	
	引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
令和元年度末	197	53	14	3
令和2年度末	190	48	15	3
令和3年度末	185	47	15	3

11 自動車リサイクル法登録・許可業者指導状況

登録・許可業者については、定期的な立入検査を実施し、不適正な処理が行われている場合は、改善を指導しています。

令和3年度については、4件の指導を行いました。

自動車リサイクル法関係指導件数

処分等の内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指導件数	7	4	4
勧告件数	0	0	0
命令件数	0	0	0
法 131 条 立入検査	25	8	8
法 51 条 取消	0	0	0
法 58 条 取消	0	0	0

第 11 節 富山市が進めるエコタウン事業

1 エコタウン事業とは

ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す「ゼロ・エミッション構想」を基軸に、地域の振興を図りながら環境と調和したまちづくりを推進する事業です。

エコタウン制度は、平成 9 年度に創設されました。それぞれの地域の特性に応じて、地方公共団体がエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を策定し、そのプランが国の承認を受けた場合、国から総合的・多面的な支援を受けることができます。このことにより、地域の独自性をふまえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を図り既存の枠にとらわれない、先進的な環境調和型まちづくりを行うことができます。

「富山市エコタウンプラン」は、平成 14 年 5 月に環境省と経済産業省の承認（北陸初、全国で 16 番目）を受けています。

2 エコタウン産業団地

富山市松浦町地内に約 18ha の「エコタウン産業団地」を設置し、資源循環施設の拠点とします。このエコタウン産業団地には、リサイクル施設を集約するとともに、エネルギー利用も含め、団地内のゼロ・エミッション化を進めます。

第 1 期事業として平成 15 年度にハイブリッド型廃プラスチックリサイクル施設、木質系廃棄物リサイクル施設、生ごみ及び剪定枝のリサイクル施設、自動車リサイクル施設の 4 施設が操業を開始し、第 2 期事業として平成 17 年度に廃合成ゴムリサイクル施設、平成 18 年度に難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、平成 22 年度に廃棄物エネルギーセンター施設の 4 施設が操業を開始するなど、地域内での資源循環の取り組みを進めています。

3 地域内循環を目指した各種リサイクル

(1) ハイブリッド型廃プラスチックリサイクル事業

容器包装リサイクル法により分別回収されたその他プラスチック製容器包装をリサイクルするため「材料(マテリアル)リサイクル」を行っており、再生品の高品質化や廃棄物の削減、リサイクル率の向上などを実現しました。

再生したプラスチック原材料は、プラスチック成型メーカーをはじめとする地域の企業で利用されることで、再び製品となり循環します。プラスチック資源の有効利用と地域内循環を目指し、「富山のリサイクル拠点」として活動しています。

(2) 木質系廃棄物リサイクル事業

建設リサイクル法により、解体分別された家屋等の木質系廃棄物を炭化処理することにより、再資源化・製品化を行って社会に還元することを目指し、廃木材の炭化及び木炭ボードの製造を行います。排出者となる家屋解体業者やゼネコン、ハウスメーカーなどと、また、再生品の利用先である建材・水質浄化材・土壌改良材などの利用事業者と連携を図っています。

当面は、建設廃材や家庭から排出される伐採樹木、製材産業などから排出される廃木材、工場等から出される廃木質パレットなどを主な対象として受け入れています。

(3) 生ごみ及び剪定枝のリサイクル事業

ホテル、スーパーや食品工場から発生する食品廃棄物をバイオガス化技術でメタン発酵させ、発生したバイオガスにより発電して電気エネルギーとして利用します。

また、メタン発酵の過程で生じる発酵廃液を剪定枝などの堆肥化に有効利用するとともに、バイオガスを循環拠点で、堆肥を地元の農業法人や造園業界などで有効利用することによって、これまで事業性が見出せなかった双方のリサイクルが事業として成立するという、有機性廃棄物の地域ゼロエミッションモデルとなります。

また、食品リサイクル法に対応したバイオガス化施設導入のモデルケースとして、全国への普及効果が期待されています。平成24年3月には、エコタウン産業団地に隣接する企業に余剰のバイオガスをボイラー用燃料として売却するためにパイプラインを設置し、バイオガスの供給を行っております。

(4) 自動車リサイクル事業

自動車リサイクル法に対応し、使用済自動車の大規模一貫処理を図り、液抜き、部品回収、内装はずしの工程では、リユース部品を回収するほか、場外排出の廃棄物を最小限にするための事前分別を徹底して行っています。

特に非鉄金属、プラスチックの回収に配慮し、シュレッダーレス化及びリサイクル率の向上を図っています。

(5) 難処理繊維・混合廃プラスチックリサイクル事業及び廃合成ゴムリサイクル事業

県内の地場産業等から排出される繊維廃棄物、汚れや異物の付着した廃プラスチック、混合廃プラスチックなどこれまで焼却・埋立処分されていたリサイクル困難な廃棄物を原料として、低コストで品質の安定した固形燃料を製造する事業です。

この固形燃料は、ボイラー用燃料としてリサイクルされ、石炭などの化石燃料の消費を削減できることから、廃棄物問題と地球温暖化問題の同時解決を図ることができます。また、廃タイヤや廃ベルトコンベアなどの廃合成ゴムを回収し、破碎・粉碎工程を経て、燃料用ゴムチップを製造し、燃料用ゴムチップは、ボイラー用燃料としてサーマルリサイクルされます。

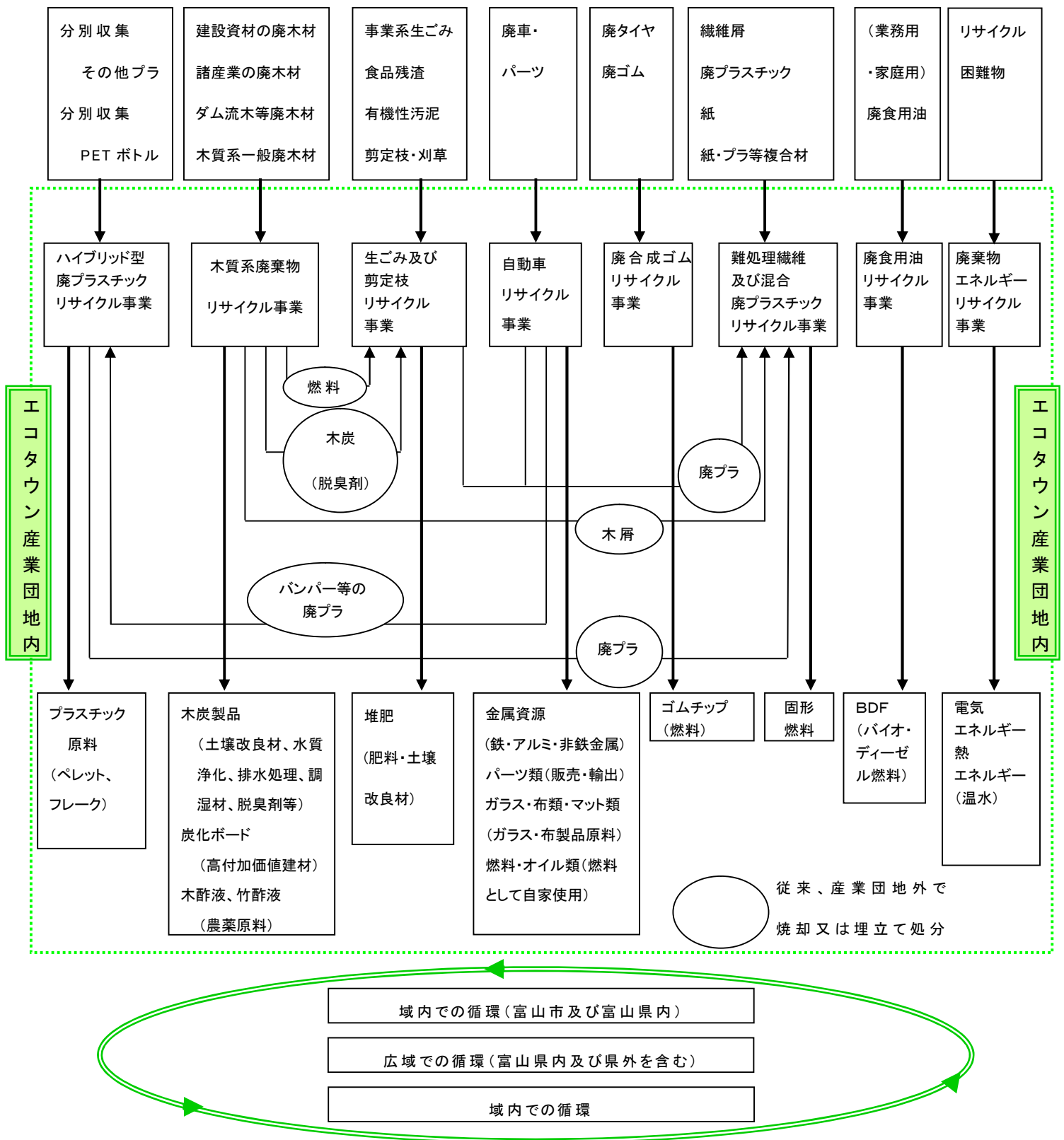
(6) 廃食用油リサイクル施設

スーパー、食品工場、給食センター、市内の各家庭などから排出される廃食用油を油水分離し、バイオディーゼル燃料を製造しています。これにより、化石燃料から非化石燃料への燃料転換により二酸化炭素排出量を削減し、廃棄物の減量も推進します。

(7) 廃棄物エネルギーセンター事業

産業廃棄物の中でも特に処理困難な廃棄物を、最新鋭の焼却炉にて安定的・効率的に焼却処理することにより発生する熱エネルギーを回収して発電し電力供給を行い、さらに発電で使用した後の低温排熱も温水として団地内企業へ供給します。

4 エコタウン産業団地内循環フロー



5 エコタウンソフト事業

(1) 啓発事業

富山市では、地域ぐるみの廃棄物の減量・再生利用に係る普及啓発、学校活動への取り組み支援などを行っています。

(2) エコタウン交流推進事業

平成 17 年 4 月に「エコタウン交流推進センター」がオープンしました。市民・事業者・行政が一体となって循環型のまちづくりを推進するため、環境教育・学習・啓発のための拠点施設です。

エコタウン交流推進センター利用者数	7,049 人（令和 3 年度実績）
-------------------	--------------------

(3) エコタウン学園

エコタウン学園は、講演や身近なリサイクル体験等を通して、楽しみながら環境問題について理解を深めていただくための講座で、平成 17 年度から開催しました。講座は、リサイクルクラフトやエコサイエンス教室など誰でも参加できることから、毎回盛況で、市民の皆様のエコライフのニーズの高まりを感じる結果が得られています。今後も内容の充実を図り、市民の皆様に幅広く参加していただきたいと考えております。

エコタウン学園参加者数	260 人（令和 3 年度実績）
-------------	------------------

第 12 節 自然環境保全等の現況と対策

本市は、広大で豊かな自然環境を有しています。東南部には立山連峰、飛騨山脈といった急峻な山岳があり、西部には呉羽丘陵があります。山々を源に神通川や常願寺川等の河川が流れ、中流域の森林や集落、下流域の田園地帯や都市部を潤して、北の富山湾に注いでいます。

また、本市総面積の約 7 割を森林が占め、中部山岳国立公園（大山地域）、有峰（大山地域）、白木水無県立自然公園（八尾地域）を有しています。さらに富山県からは、神通峡（大沢野・細入地域）、深谷（八尾地域）、日尾御前（八尾地域）、常楽寺（婦中地域）の 4 地区が自然環境保全地域に指定されています。

これらの豊かな自然環境や景観の保全を図るとともに、憩いやレクリエーション、交流・自然体験・環境教育の場として活用しながら、次の世代にその価値を継承していくことが重要です。

第13節 公害苦情の現況と対策

本市における公害苦情は、法律や条例の規制を受けない近在型・都市型の苦情が多く、生活に密着した問題であるだけに市民から速やかな対応が求められてきています。

これらの解決にあたっては、発生源対策はもとより、適正な土地利用の指導及び地域住民の理解と協力を得ながら、関係機関と密接な連携をとり、公害苦情のない快適な生活環境の保全に努めます。

令和3年度に、本市が受理した苦情件数は66件でした。

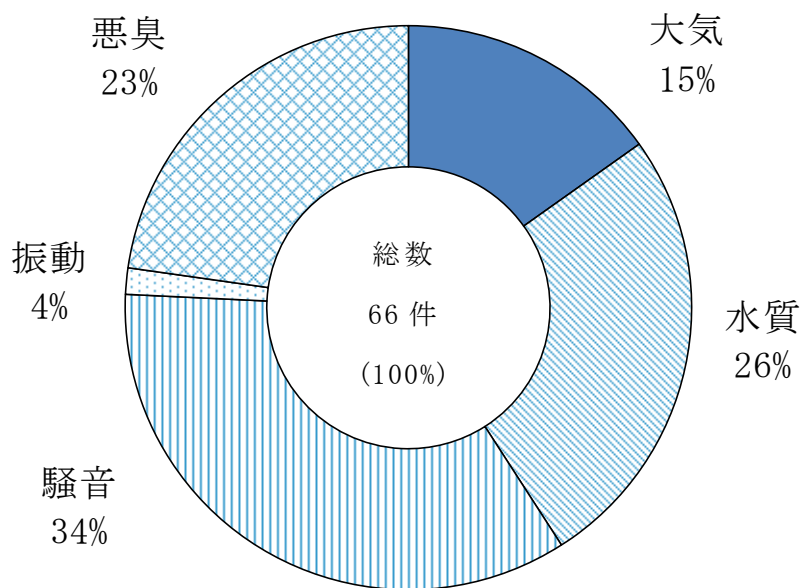
苦情の主な申し立て内容を公害の種類別に見ると、大気汚染では、工事・建設作業に関する苦情が多くみられました。水質汚濁では、工場や家庭からの灯油などの流出がみられました。騒音では、工場の機械作動音や解体工事の作業音に対する苦情がみられました。悪臭では、野焼きに伴う悪臭の苦情が多くみられました。

令和3年度 公害苦情の種類別苦情件数

大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
10	17	23	1	15	0	66

※水質汚濁の苦情件数には、河川への油流出事故などの水質事故を含んでいます。

種類別公害苦情件数



第 14 節 公害健康被害者の救済制度

富山市の北部地域には、市内の主要工場の大半が立地し、これらの工場群から排出される大気汚染物質が地域住民の健康に及ぼす影響を調査するため、昭和 46 年・47 年の 2 年度にわたり、岩瀬、萩浦及び草島の 3 校下を対象として住民の健康調査を富山市医師会に委託し疫学的な解明を求めました。

調査結果では、これらの地域については「大気汚染と健康被害との直接的な因果関係は明確にすることはできないものの、過去の環境状況から考察しその影響は否定できない。」との結論が示されました。そのため昭和 48 年 3 月から富山市公害防止条例に基づき、岩瀬、萩浦及び草島校下を地域指定し、健康被害者の医療救済を実施してきました。

昭和 49 年 10 月、国において、公害健康被害補償法に基づく地域指定についての基礎調査が富山市の北部地域を対象に実施されましたが、昭和 50 年 12 月、公害健康被害補償法に基づく地域指定の要件に達しないとの調査結果が出されました。

このことから、本市においては、法の地域指定要件に達しないものの、健康被害者の一日も早い健康回復と生活の安定を願って従来からの医療費のみの救済制度を公害健康被害補償法に準拠した制度に改善し、市独自の救済制度として「富山市公害健康被害者の救済に関する条例」を制定し、昭和 51 年 10 月 1 日から実施しました。

なお、この救済制度の財源については、関係企業の拠出金によってまかなわれています。

1 救済条例の概要

(1) 指定地域

条例第3条第1項の規定により指定地域を指定したときは、その旨を告示するものとし、指定地域を変更、又は廃止したときも、同様とすることになっています。

(2) 指定疾病

慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気しゅ並びにこれらの続発症です。

(3) 給付の種類

医療費、障害手当、遺族手当、遺族手当一時金、児童手当、医療手当及び葬祭料です。

2 公害健康被害者の救済

公害健康被害者の救済については、(公財)富山市公害健康被害者救済協力財団の協力を得て、事業を行っています。

被認定者数年度別推移（各年度末）

年 度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
被認定者数	108	110	91	67	60	59	51	48	43	39	36	35	33	33	32
年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
被認定者数	26	24	22	22	20	20	18	17	17	16	16	15	14	12	11
年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
被認定者数	9	9	9	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	5
年 度	3														
被認定者数	5														

第 15 節 脱炭素化推進に関する支援

1 住宅用太陽光発電システム設置補助事業

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生抑制を目指し、自然エネルギーである太陽光発電の普及拡大を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置された方に対し補助を行いました。令和 3 年度は 204 件の補助を行い、計 1,208.85kW の太陽光発電システムを市内に設置することができました。なお、本事業は令和 3 年度をもって終了しました。

2 住宅用太陽光発電システム設置促進補助事業

太陽光発電の普及をさらに促進するとともに、市民の省エネ意識の向上を図るために、平成 21 年 7 月から、電気事業者への余剰電力の供給量（売電量）に応じて補助を開始し、平成 27 年度は 75 件、計 15,289kWh に対し補助を行いました。なお、本事業は平成 27 年度をもって終了しました。

3 富山市省エネ設備等導入補助事業

太陽光発電システム以外の省エネ設備の導入意欲を高め、住宅の省エネルギー化とバイオマス資源の地産地消の推進を図るため、平成 22 年度から、住宅用の省エネ設備等（太陽熱利用システム、エコウィル〔家庭用ガス給湯器〕、ペレットストーブ、エネファーム〔家庭用燃料電池〕、地中熱利用システム、蓄電システム、HEMS〔家庭用エネルギー管理システム〕）の設置に補助を行っており、令和 3 年度は 231 件の補助を行いました。

また、平成 29 年度から、地中熱利用システムの補助金額を 5 万円から 10 万円に増額するとともに、災害にも強い、環境配慮型住宅の更なる促進を図るため、住宅用太陽光発電システム、エネファーム、蓄電池を同時に設置した場合、補助金額を 5 万円加算するなど、補助制度の拡充を行いました。

なお、エコウィルについては平成 30 年度をもって、HEMS については令和 2 年度、太陽熱利用システムと地中熱利用システム、同時設置による加算は令和 3 年度をもって補助を廃止しました。

4 富山市 ZEH 導入補助事業

富山市では、住宅における脱炭素化及び再生可能エネルギーの導入を促進し、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すため、市内において ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する場合に、要した費用の一部を補助する「富山市 ZEH 導入補助事業」を令和 4 年度より開始します。

※ZEH とは、「快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率な設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1 年間で消費するエネルギー量が正味で概ねゼロとなる住宅」のこと。

第 16 節 衛 生 管 理

1 公衆浴場育成事業

(1) 事業目的

公衆浴場の確保及び経営の合理化並びに公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場を経営している者が行う設備の改善に要する経費に対し補助金を、設備に係る支払利子に対し利子補給金を交付する。

(2) 根拠法令

富山市公衆浴場設備改善事業補助金及び設備資金利子補給金交付要綱

(3) 事業実績

(ア) 公衆浴場設備改善事業補助金交付件数（令和 3 年度）

合 計	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域
6 件	6 件	—	—	—	—

(イ) 公衆浴場設備資金利子補給金交付金件数（令和 3 年度）

合 計	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域
1 件	1 件	—	—	—	—

2 そ族昆虫駆除事業

(1) 事業目的

市民への薬剤配布や側溝などへの薬剤散布により、そ族昆虫などの駆除を行い、また、あき地の繁茂した雑草の放置を規制し、生活環境を清潔にすることにより、住民の環境衛生の向上を図る。

(2) 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(3) 事業実績

(ア) そ族昆虫などの駆除用薬剤配布状況（令和３年度）

区 分	合 計 (本)	富山 地域	大沢野 地域	大山 地域	八尾 地域	婦中 地域	山田 地域	細入 地域
水性乳剤ア クア(500ml)	201	201	0	0	0	0	0	0
水性乳剤ア クア(ℓ)	687.6	687.6	0	0	0	0	0	0

(イ) あき地の雑草除去状況（令和３年度）

		富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	合計
除去 指導	件数 (件)	785	40	11	6	37	879
	面積 (㎡)	307,231.06	13,511.68	2,713.63	3,567.7	3,131.73	330,164.8
受託	件数 (件)	241	11	2	0	8	262
	面積 (㎡)	58,192.53	2,812.77	214.87	0	2,136.99	63,357.16

(ウ) 側溝などの薬剤散布状況（令和３年度、富山地域のみ）

富山地域	7,220 m ³
------	----------------------

(エ) 防疫用噴霧機貸出状況（令和３年度）

合 計(件)	富山地域	大沢野地域	大山地域	八尾地域	婦中地域	山田地域	細入地域
10	2	0	5	0	0	0	3

3 墓地、埋葬等に関する事業

(1) 事業目的

市営墓地、斎場及び納骨堂を適正に管理することを目的とする。

(2) 根 拠 法 令

墓地、埋葬等に関する法律

(3) 施 設 概 要

(ア) 市営墓地の概要

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

名 称	開設年月日	敷地面積 (㎡)	区画数	空区画
長 岡 墓 地	M45 年 7 月 13 日	46,979.00	4,498	0
北 代 墓 地	S 8 年 12 月 28 日	13,516.99	879	0
岩 瀬 墓 地	S34 年 1 月 31 日	1,767.25	110	0
富 山 霊 園	S41 年 8 月 9 日	111,257.71	7,478	0
新 長 岡 墓 地	H 9 年 10 月 1 日	17,600.22	988	0
大 沢 野 墓 地 公 園	S50 年 7 月 1 日	33,000.00	812	0
大 山 墓 地 公 園	S60 年 8 月 1 日	12,463.28	377	0
速 星 墓 地 公 園	H10 年 12 月 28 日	2,098.49	130	0
婦 負 斎 場 墓 地 公 苑	S57 年 12 月 6 日	800.00	265	113
計		239,482.94	15,537	113

(イ) 斎場の施設概況

名 称	富山市斎場	北部斎場	大沢野斎場	婦負斎場
所 在 地	西番 135	岩瀬池田町 71	坂本 3038-1	八尾町三田 77
開設年月日	R3 年 9 月 1 日	S46 年 11 月 13 日	S61 年 7 月 20 日	S53 年 9 月 12 日
敷地面積	※ 14,545.36 ㎡	2,038.00 ㎡	4,590 ㎡	※ 80,430.89 ㎡
建物面積	※ 2,749.94 ㎡	398.28 ㎡	※ 772.91 ㎡	835,20 ㎡
炉 数	※ 12 基	※ 5 基	※ 3 基	※ 5 基
備 考	※内借地 3,433.74 ㎡ ※鉄筋造・鉄骨 造、一部鉄骨 鉄筋 2 階建 ※内大型 11、 汚物 1	※普通 5	※鉄筋コンクリ 一部 2 階 ※火葬炉 3	※斎場 6,500 ㎡ ※大型 2、 普通 2、 汚物 1

(ウ)火葬場の使用料金

(令和3年9月1日から)

料金区分		単位	市 民	立山町民	その他
火葬場使用料	12歳以上	1体	免除(無料(15,000円))	27,500円	55,000円
	12歳未満	1体	免除(無料(12,000円))	16,500円	33,000円
	死産	1胎	免除(無料(9,000円))	11,000円	22,000円
胞衣産汚物焼却炉使用料	身体の一部	1体	免除(無料(9,900円))	12,100円	24,200円
	胞衣及び産汚物	1個	4,950円(共通)		
待合室(富山市斎場のみ)		1室	3,300円	22,000円	
		延長	830円	5,500円	
霊安室(富山市斎場のみ)		1体	1,100円	7,150円	
		延長	550円	3,580円	

(エ)火葬場の利用状況(令和3年度)

区 分 \ 斎 場		合 計 (件)	富山市斎場	北部斎場	大沢野斎場	婦負斎場
火葬場	富山市民	4,796	2,540	1,642	344	490
	富山市外	471	449	24	10	2
	計	5,267	2,989	1,666	354	492
胞衣及び産汚物		304	263	0	0	0
身体の一部		53	57	0	0	0

(オ)富山市納骨堂の施設概要

開設年月日	平成19年2月1日
所在地	八ヶ山124番地1
面積	延床面積 517.02 m ² 建築面積 801.66 m ²
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建

参拝壇	参拝方式	壇数等	収蔵方式	収蔵期間
直接参拝壇	直接参拝	447壇	骨壺	6年間

間接参拝壇	間接参拝	600 壇		4 年間
合葬式収蔵施設		10,000 体	合葬式	永 年

(カ) 富山市納骨堂の使用料及び申込み状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

使用形態 年度	直接・間接	直接	間接	合葬	合葬(生前)	合 計
	206,800 円	184,800 円	88,000 円	66,000 円		
H18 年度	23	20	12	70	277	402
H19 年度	24	24	19	54	52	173
H20 年度	28	20	9	32	39	128
H21 年度	36	11	17	33	32	129
H22 年度	27	24	10	35	36	132
H23 年度	26	21	15	49	37	148
H24 年度	41	31	17	32	41	162
H25 年度	44	25	16	60	45	190
H26 年度	42	27	11	80	49	209
H27 年度	46	26	14	56	43	185
H28 年度	45	20	29	103	52	249
H29 年度	61	27	22	86	40	236
H30 年度	49	24	24	139	63	299
R 元年度	51	21	30	118	65	285
R2 年度	34	27	28	73	33	196
R3 年度	47	29	22	105	43	246
合 計	624	377	295	1,125	947	3,369

第 3 章 環境関連事務事業

1 環境部環境行政機構（令和 4 年度）

環境政策課	企画係	環境施策の企画・立案・調整 チームとやまし推進事業 環境マネジメントシステム 新エネルギー事業の推進 海洋ごみ対策推進事業 国際展開事業
	ゼロカーボン推進係	ゼロカーボンの推進、環境モデル都市、 エネルギー効率改善都市
	廃棄物対策係	廃棄物処理業及び施設の許可・指導 使用済自動車解体業等の許可・指導 エコタウン事業
環境保全課	環境保全係	公害対策調査・計画、公害相談・苦情処理
	環境衛生係	墓地・火葬場等、環境保健衛生連合会、公衆浴場 設備改善等補助事業、公害健康被害者救済事業
環境センター		
管理課	管理・施設係	所管施設の維持管理、し尿収集事務
	減量推進係	ごみ減量・資源再利用活動の推進及び環境衛生思想の 普及啓発に関する事務
業務課	管理係	労務管理事務、車両の整備計画及び維持管理事務 環境美化推進事業
	業務第 1 係	戸別有料収集、動物死体処理、側溝汚泥処理
	業務第 2 係	一般廃棄物収集運搬業務
	業務第 3 係	一般廃棄物収集運搬業務、ごみ収積場設置事務、 ごみ集積場補助金交付事務、 環境美化推進事業収集運搬業務

2 環境関連主要事業

(1) 環境政策課

①環境モデル都市推進事業

「環境モデル都市」として、温室効果ガスの大幅な削減を目指すため、「富山市環境モデル都市行動計画」に掲げた取り組みのフォローアップを行うとともに行動計画に掲げた取組を着実に実行する。

②ZEH・省エネ機器等導入事業

住宅における脱炭素化及び再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の積極的な導入を促進するため、ZEHの導入者や定置型蓄電池、ペレットストーブなどの省エネ設備の設置者に対して助成する。

③電気自動車導入事業

市が率先して環境負荷軽減に寄与する電気自動車の積極的な導入を図り、今後の導入促進を視野に入れた啓発を実施する。

④エコタウン推進事業

省資源・省エネルギー・リサイクルなどによる資源循環型社会を構築するため「富山市エコタウンプラン」に基づき、エコタウン事業を推進する。

⑤環境マネジメントシステム推進事業

環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図るため、全庁を対象とした市独自の環境マネジメントシステムを管理・運用する。

⑥「チームとやまし」推進事業

国の地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」と連携し、行政・事業所・各種団体などが一体となり、地球温暖化防止への目標を設定し、具体的に行動することで、温室効果ガス削減の成果をあげる。

⑦富山市次世代エネルギーパーク推進事業

本市では、豊富な包量蔵量を誇る水力や森林資源から生み出される木質バイオマスをはじめ、太陽光や循環型バイオマス燃料製造など、多種多様な自然エネルギーが広く活用されている。これらの施設を、ひとつのエネルギーパークとみなし、各施設で連携を図りながら環境学習やエコツアーなどを実施し、市民の再生可能エネルギー普及への理解の増進を図る。

⑧エコキッズ育成事業

未来を担う次世代の育成を強化するため、エコ・科学・エネルギー教育施設が連携を図り、様々なイベントを開催する。

⑨富山市電気自動車充電設備普及事業

電気自動車やプラグインハイブリッドカーに必要な充電インフラの整備を加速し、次世代自動車のさらなる普及を促進する。

⑩燃料電池自動車導入補助事業

水素を燃料とする燃料電池自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車購入者に対して、市独自の補助を行う。

⑪木質バイオマス自立的普及促進事業

富山市に存する豊富な木質バイオマス資源を有効活用し、地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及促進に向けた事業化検討を行う。

⑫海洋ごみ対策推進事業

海洋プラスチックごみ対策の一環として、市内の小中規模河川等において、プラスチックごみの流出抑制対策の調査を行う。

⑬ゼロカーボン推進事業

2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、方針・施策等を定めた富山市エネルギービジョンの趣旨に沿い、ゼロカーボンシティの実現に向けた各種施策の展開により、「持続可能なまちづくりの深化」を図る取組を推進する。

⑭国際展開事業

SDGs 未来都市としての役割を果たすため、脱炭素社会の実現に向け国外の都市と連携し、市や市内企業の環境に関する技術やノウハウの国際展開を進める。

⑮産業廃棄物対策事業

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理業等の許可事務や、不法投棄防止パトロール、排出事業者・廃棄物処理業者等の監視指導を行う。

(2) 環境保全課

①大気汚染対策事業

大気汚染防止法に基づき、事業所から排出されるばい煙や自動車排出ガスによ

る大気汚染状況を常時監視するとともに、発生源に対する指導を強化し大気汚染の防止を図る。

②水質汚濁対策事業

水質汚濁防止法に基づき、工場、事業場排水の水質規制や生活排水対策の推進、公共用水域並びに地下水水質の環境監視測定により、水質汚濁の防止を図る。

③騒音振動対策事業

環境基本法に基づく環境騒音の測定、及び騒音規制法に基づく自動車騒音、新幹線鉄道騒音、工場、事業場の騒音、特定建設作業騒音の監視指導、及び振動規制法に基づく道路交通振動、新幹線鉄道振動、工場、事業場の振動、特定建設作業振動の監視指導により市民の生活環境保全を図る。

④ダイオキシン類等監視事業

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境監視調査や発生源監視調査を行い、環境基準等の適合状況を把握する。

⑤特定化学物質・毒物劇物対策事業

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度の業務、毒物及び劇物取締法における業務上取扱者に係る業務、土壌汚染対策法に基づく業務により新たな汚染物質の実態把握に努め、有害化学物質の管理システムの構築を図る。

⑥アスベスト対策事業

アスベスト対策として、建物解体現場周辺のアスベスト濃度を測定するとともに、大気中の環境濃度を測定する。

⑦放置自動車対策事業

富山市の管理する施設に放置された自動車の処理に関する要綱に基づき、廃自動車と認定した自動車を処分することにより、市民の生活環境の保全を図る。

⑧カラス対策事業

城址公園内などで檻 13 基及び狩猟期間中の銃器によるカラス捕獲を実施する。
また、カラス生息数調査を実施し、カラス減少対策の検証を行う。

⑨山小屋トイレ整備・改良事業

民間の山小屋事業者が行う環境に配慮した山小屋トイレの整備・改良事業に対し補助を行い、登山者の利便性の確保と山岳地域の環境保全対策に努める。

⑩自然環境保全事業

貴重な動植物の生息地である立山山麓地域において、動植物の乱獲監視パトロールを行うことにより、市民の貴重な共有財産である自然環境の保全に努める。

⑪地下水保全対策事業

富山市地下水保全対策庁内連絡会議において、専門家からの情報収集や先進事例調査等により、富山市における地下水涵養適地の有無と涵養手法を検討する。地下水による消雪装置の普及などに伴い、地下水位の低下が懸念されることから、地下水の現況調査などを行い、地下水の保全に努める。

⑫市営墓地管理事業

長岡・北代・新長岡・富山霊園等の市営墓地の適正管理と整備に努める。また、富山市納骨堂の適正管理に努める。

⑬斎場管理事業

富山市斎場、北部斎場、大沢野斎場及び婦負斎場において施設を適正に管理し支障なく火葬業務を行う。

(3) 環境センター

①集団回収活動推進事業

地域住民の協力を得て古紙や衣類の集団回収を実施する市民団体等に対して、報償金を交付する。

②事業系一般廃棄物減量化推進事業

研修会等を通じて事業系一般廃棄物減量化の啓発を図る。

③ごみ減量普及啓発事業

ごみの減量化や分別排出を徹底するため、啓発活動として出前講座の開催、小学生用副読本の配布、「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」ポスターや「ごみ資源物収集カレンダー」の配布により市民の意識高揚を図る。

④資源物ステーション運営事業

資源物を排出しやすい環境づくりとして、土曜・日曜・祝日・休日でも持ち込みできる資源物ステーションを8か所で開設する。また、小型廃家電に限り、環境センターで平日も受け入れる。

⑤可燃ごみ固形燃料化事業

資源集団回収で回収された衣類を固形燃料にリサイクル処理する。

⑥廃棄物分別回収推進事業

空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び古紙(新聞、雑誌(雑紙)、ダンボール)の分別回収を実施する。

⑦ごみ集積場環境整備事業

ごみ集積場の環境整備と衛生の保持を図るため、町内会による固定式ごみ集積場、折りたたみ式ごみ集積場及び簡易式ごみ集積場の設置について補助を行う。

⑧環境美化運動実践事業

地域住民の協力を得ながら、川、海岸、呉羽丘陵等及びまちをきれいにする実践活動を行い、環境美化を推進する。

⑨戸別有料収集事業

一般家庭において、引越や家の片付け等で排出される燃やせるごみや燃やせないごみを有料で戸別収集を行うことにより、市民のごみの排出の利便性を図る。

3 年 表

年度	富山市	国等の動向
H17 (2005)	・富山地域7市町村合併(富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村) ・環境部創設 ・エコタウン交流推進センター開館 ・「チーム・マイナス6%」参加登録 ・環境と経済の好循環まちモデル事業選定 ・全国エコタウン大会 in とやま開催 ・富山市環境基本計画について、富山市環境審議会へ諮問 ・エコタウン学園開講 ・富山市地域新エネルギービジョン策定 ・富山市地球温暖化防止実行計画策定	・京都議定書目標達成計画策定 ・地球温暖化防止国民運動推進「チーム・マイナス6%」 ・石綿による健康被害の救済に関する法律施行

H18 (2006)	・富山市環境基本計画策定 ・富山市地域省エネルギービジョン策定 ・富山市一般廃棄物処理基本計画策定 ・富山市バイオマスタウン構想策定	・第3次環境基本計画閣議決定
H19 (2007)	・富山市環境マネジメントシステム運用開始	
H20 (2008)	・「チームとやまし」の結成 ・富山市が環境モデル都市に認定	・北海道洞爺湖サミット開催
H21 (2009)	・富山市環境モデル都市行動計画策定 ・「チャレンジ25キャンペーン」へ参加登録	・地球温暖化防止国民運動推進「チャレンジ25キャンペーン」の開始
H22 (2010)	・第2期地球温暖化防止実行計画策定	
H23 (2011)	・富山市が環境未来都市に選定	
H24 (2012)	・とやままちづくりパートナーシップ協定締結 ・富山市環境未来都市計画策定 ・OECD 国際会議において「コンパクトシティ」先進5都市に選定	・第4次環境基本計画閣議決定 ・固定価格買取制度開始
H25 (2013)	・富山市電気自動車用充電インフラ整備計画策定 ・富山市環境モデル都市第2次行動計画策定	
H26 (2014)	・富山市がエネルギー効率改善都市に選定 ・富山市エネルギー効率改善計画策定 ・ロックフェラー財団の「100のレジリエントシティ」に選定	

H27 (2015)	・低炭素杯 2016「ベスト長期目標賞」受賞 ・第3期地球温暖化防止実行計画策定	・国連サミットにおいて SDGs（持続可能な開発目標：17 のゴール）を採択
H28 (2016)	・第2期富山市環境基本計画策定 ・第2次富山市環境未来都市計画策定 ・第2次富山市一般廃棄物処理基本計画策定 ・「チームとやまし宣言」採択 ・ICLEI（持続可能性をめざす自治体協議会）に加盟 ・世界銀行「都市間パートナーシッププログラム」に選定 ・国民運動「COOL CHOICE」に賛同 ・「ジャパン・レジリエンス・アワード 2017」グランプリ	・G7 富山環境大臣会合の開催 ・「地球温暖化対策計画」閣議決定 ・「パリ協定」発効
H29 (2017)	・環境未来都市事業の一環として、インドネシアおよびマレーシアに小水力発電設備が設置される。	
H30 (2018)	・SDGs 未来都市に認定 ・富山市 SDGs 未来都市計画策定 ・第3期地球温暖化防止実行計画改定（2019～2030）	
R1 (2019)	・（公財）日本財団と海洋ごみ対策のモデル構築に向けた共同事業を開始 ・「再エネ水素ステーション」が、県内初の水素ステーションとして富山市環境センター敷地内にオープン ・「水素ステーションとやま」が北陸初の商用水素ステーションとして富山市上富居にオープン	

R2 (2020)	・「みんなの富山えごまプロジェクト」を開始 ・第2次富山市SDGs未来都市計画策定 ・ゼロカーボンシティーの表明 ・富山市エネルギービジョン策定	・2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの表明
R3 (2021)	・第2期富山市環境基本計画 後期基本計画策定 ・第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画策定	・地域脱炭素ロードマップ決定 ・プラスチック資源循環促進法成立

第 2 部 清 掃 事 業

第 1 章 総 説

第 1 節 ごみ処理基本計画

1 基本理念

『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

ー私たち 1 人ひとりが主役の循環型まちづくりー

『脱埋立都市とやま』は、排出者である私たち 1 人ひとりがごみ問題を意識するだけでなく、実際に行動に繋げていくことで、「埋め立てる」ごみを可能な限りゼロにし、最終的に環境への負荷が小さい循環型まちづくりを形成することを目的として定めたものです。

なお、基本理念の実現には、市民や事業者との協働が必要不可欠なことから、ごみの減量化や資源化に対する意識や関心を更に高めていくための情報発信や、ごみの分別排出の徹底に向けた普及啓発や指導の強化、資源効率性の向上を見据えたごみ処理体系の見直し、民間活力を活かした「地域循環圏」の形成のための支援・指導等といったさまざまな視点からの取組みを段階的に講じていきます。

これらの取組みを通じて、埋立ごみが可能な限りゼロになる『脱埋立都市とやま』の実現に向け、市民・事業者・行政の一人ひとりが主役となって、循環型社会を築き上げていきます。

2 基本方針

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、まずは「可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）」や「不要になった製品等の再使用（リユース）」を優先的に進めます。次いで、資源物の再生利用（リサイクル）」を進めることで、ごみの減量化・資源化（3R（スリーアール））に取り組めます。

なお、これらの取組みを持続的に発展させていくための基盤（協働体制やしくみ）づくりも合わせて行います。

以上の考えを踏まえ、本計画における基本方針を、次のとおり定めます。

基本方針 1	ツアール 2 R の推進	－発生抑制・再利用－
ムダをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立する2 R（リデュース・リユース）の取組みに優先的に取り組むことで、天然資源の使用削減に努めます。		

基本方針 2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進	－分別・再生利用－
ごみを資源物として可能な限り再生利用するため、市民や事業者による適切な分別排出の徹底と多様なリサイクルの輪による資源物の効率的な循環的利用を推進します。		

基本方針 3	環境にやさしい安全な適正処理の推進	－適正処理－
最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについては、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組み、環境に配慮した適正処理を行います。 また、老朽化が進んだ施設については、改修や設備更新等により安全かつ安定的な処理体制を確保することで、計画的に処理を行います。		

基本方針 4	適正処理の持続可能な仕組みづくり	－協働体制・しくみ－
3 R と適正処理を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政による協働体制の構築に取り組みます。 また、主役である市民や事業者に3 R に関する理解を深めてもらうため、対象者に合わせたきめ細かい普及啓発を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、情報の共有化を図っていきます。		

3 数値目標・モニター指標の設定

(1) 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とし、前期目標年度を令和

3年度、後期目標年度を令和8年度と設定します。なお、基準年度は平成27年度と設定します。

(2) 数値目標の設定

数値目標は先述の基本方針の進捗が明確となるよう、次のとおり設定します。

数 値 目 標		実 績	目 標	
		平成27年度	令和3年度	令和8年度
		[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	100として (163,417 t)	94以下 (153,700 t)	89以下 (145,200 t)
資 源 化 目 標	再生利用率	24.0 %	25.0 %	26.0 %
埋立量の 削減目標	年 間 最終処分量	13,027 t	11,950 t (8%削減)	11,065 t (15%削減)

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	- 年間ごみ排出量は、過去10年間で10%減量することができました。 - 本計画では、更に減量化量を上積みして、11%のごみの減量化を図ることを目標とします。	基本方針1 の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	- 再生利用率は、過去10年間で一時的に25.8%まで上昇しましたが、その後は下降し、おおむね24%前後で推移しています。 - 本市では、再生利用率が全国平均からみても高水準であることから、過去10年間の再生利用率で最高値だった25.8%を目安とし、26.0%を目標とします。	基本方針2 の達成状況を把握するための目標
埋 立 量 の 削 減 目 標	- 年間最終処分量は、過去10年間で22%削減することができました。 - 本市の1人1日最終処分量は、全国平均からみても少ない状況ですが、本計画の基本理念である『脱埋立都市とやま』の実現に向け、更に15%削減して、年間最終処分量を11,065 tとする目標とします。	基本方針1～3 の達成状況を把握するための目標

(3) モニター指標の設定

前頁に掲げた数値目標の達成状況について継続的に検証することを目的として、本計画から新たに「モニター指標」を設けます。

なお、「モニター指標」は、毎年度把握してその動向を検証することで、施策の継続・拡充、新規施策の導入、施策の中止等の検討材料としても用いることとします。

モニター指標		単位	実績	目標	
			平成 27 年度	令和 3 年度	令和 8 年度
			[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
生活系	市民 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量（資源物を含まない。）	g/人・日	575	541	514
	市民 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量（集団回収を含む。）	g/人・日	734	704	674
	市民 1 人 1 日あたりの生活系焼却処理量	g/人・日	540	512	489
	生活系資源物の再生利用率（集団回収を含む。）	%	24.6%	25.8%	26.3%
	3 R 推進スクールの実施率	—	31%	35%	50%
事業系	事業系ごみの年間排出量	t/年	50,891	49,299	48,084
	事業系ごみの年間焼却処理量	t/年	40,110	38,516	37,279
	事業系資源物の再生利用率	%	22.6%	23.3%	23.9%
全 体	市民 1 人 1 日あたりの最終処分量	g/人・日	85	81	77

4 基本方針に基づく施策の展開

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
【発生抑制・再使用】 2 R の 推 進	1－① ごみの発生抑制 (リデュース) の 促 進	●家庭ごみの有料化の導入 【重】 ○ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発 ●生ごみ削減運動の普及啓発 【重】 ●生ごみの自家処理促進のための支援 ○小売店への容器包装ごみやワンウェイプラスチック削減の働きかけ ○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施 ●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介 ●中小事業所に対する 2 R の重点的な啓発
	1－② 食品ロスの削減	○家庭での食品ロスの削減 ○飲食店等と連携した外食時の食品ロスの削減 ○食品ロスの削減意識の高揚に向けた普及啓発
	1－③ 再使用 (リユース) の 促 進	○リユースの普及啓発 ●リユースの推進 ○各種リユース事業の紹介 ●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発
	1－④ 2 R 推進に向けた 基 盤 整 備	●中小事業者に対する自己処理責任の徹底 ○法整備による拡大生産者責任の徹底 ○2 R 促進に向けての経済的支援
多様なリサイクルの輪による資源の循環的 利用の推進 【分別・再生利用】	2－① 市 民 に よ る 分別排出の徹底	○一般市民に対する周知・啓発 ●対象者に合わせたきめ細かい集中的な周知・啓発 ●I T 媒体を活用した情報の提供 【重】 ○「パッカーくん」を活用した 3 R 運動の推進 ○共同住宅管理会社との連携強化 ○地域協力者との連携強化 ○分別排出に係る指導体制の強化 ○店頭回収による資源物回収の推進 ○集団回収活動推進事業による資源物回収の推進 ●資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進 ○資源物持ち去り行為への対応 ○違反ごみ等へ対応

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
【分別・再生利用】 多様なリサイクルの輪による 資源の循環的利用の推進	2-② 事業者による 分別排出の徹底	○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施（再掲） ○中小事業者に対する自己処理責任の徹底（再掲） ○排出事業者への働きかけ
	2-③ 資源物の品目別 循環的利用の 推 進	○処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進 ●プラスチック類のリサイクルの推進【重】 ○古紙類のリサイクルの推進 ○衣類のリサイクルの推進 ●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの検討 ○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進 ○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進 ○廃食用油のリサイクルの推進 ○使用済み水銀使用製品のリサイクルの推進 ●使用済み紙おむつリサイクルの調査・研究 ●資源化困難物のリサイクルに向けた調査・研究
	2-④ 資源循環ビジネスへの支援	○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援 ○再生品の利用拡大 ○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供
【適正処理】 環境にやさしい安全な適正処理の 推進	3-① 適正な収集運搬 体制の維持	○効率的な収集・運搬体制の整備 ○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 ○環境にやさしい収集車両の導入
	3-② 適正な処理 体制の維持	○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ○中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究 ○長期的かつ安定的な最終処分場の確保 ○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底
	3-③ 災害廃棄物への対応	●「富山市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の整備
【協働体制・しくみ】 適正処理の持続可能な仕組みづくり	4-① 協働を促進する ための情報共有	●市民に向けた情報発信【重】 ●事業者に向けた情報発信【重】
	4-② 環境教育・環境 学習の機会提供	○こどもへの環境教育の推進 ○市民への環境学習の推進 ●3Rの専門職員の育成【重】
	4-③ 美しく清潔なま ちづくりの推進	○市民による美化活動への支援 ○不法投棄・不適正処理への対応
	4-④ 連携・協働の 促進	●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進 ●各種市民団体や自治会等との連携 ○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携

第2節 富山市一般廃棄物処理実施計画

富山市告示第 103 号

令和4年度富山市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和4年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定め、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月31日

富山市長 藤井 裕久

1 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 処理区域 富山市全域

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 一般廃棄物の発生量

種 類	発 生 量		合 計
燃やせるごみ	生活系	80,580 トン/年	148,654 トン/年
	事業系	36,471 トン/年	
燃やせないごみ		4,983 トン/年	
資 源 物	生活系	16,416 トン/年	
	事業系	9,383 トン/年	
埋立ごみ		816 トン/年	
小動物死体		5 トン/年	
し 尿		3,494 キロリットル/年	29,211 キロリットル/年
浄化槽汚泥		25,717 キロリットル/年	

(2) 収集・運搬を行う一般廃棄物の量

区 分	種 類			処 理 量	処 理 方 法
生 活 系	燃やせるごみ			79,933 トン／年	焼却
	燃やせないごみ			4,983 トン／年	破碎・選別・資源化
	資 源 物	容 器 包 装	空 き 缶	314 トン／年	資源化
			空 き ビ ン	1,936 トン／年	資源化
			ペ ッ ト ボ ト ル	496 トン／年	資源化
			プラスチック製容器包装	2,554 トン／年	資源化
			紙製容器包装	71 トン／年	資源化
			古 紙	1,209 トン／年	資源化
			衣 類	116 トン／年	資源化・再利用
		小 型 廃 家 電	163 トン／年	資源化	
		水 銀 使 用 製 品	1 トン／年	資源化	
		廃 食 用 油	10 トン／年	資源化	
	計			91,786 トン／年	
事 業 系	燃やせるごみ			36,471 トン／年	焼却
	資 源	木質系廃棄物	8,551 トン／年	資源化	
		固形燃料化物	816 トン／年	資源化	
		そ の 他	16 トン／年	資源化	
	計			45,854 トン／年	
そ の 他	埋 立 ご み			816 トン／年	埋立
	小 動 物 死 体			5 トン／年	焼却
	計			821 トン／年	
合 計			138,461 トン／年		
し 尿 等	し 尿			3,494 キロリットル／年	肥料化
	浄 化 槽 汚 泥			25,717 キロリットル／年	焼却・肥料化
	計			29,211 キロリットル／年	

備考

1 「生活系」とは、一般家庭の日常生活から生じるものをいう。

2 「事業系」とは、事業活動に伴って生じるものをいう。

4 一般廃棄物の排出の抑制及び再生利用のための方策に関する事項

(1) 一般廃棄物の発生及び排出抑制

- ① ごみ・環境等に関する意識啓発
 - ・市の広報誌やホームページでの記事掲載
 - ・「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」ポスターの全戸配布による分別及び排出方法の周知
 - ・出前講座による分別及び排出方法の説明
 - ・小学校、幼稚園・保育所等での3R推進スクールの実施
- ② 家庭・地域でのごみの減量化・資源化への指導・啓発
 - ・PTA・婦人会・町内会等の地域活動として実施する「資源集団回収」の支援
 - ・自治振興会等が主体となって実施する「紙類地区回収」の支援
 - ※紙類・・・新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装
 - ・地域で実施するごみの減量化・資源化に関する取組みへの協力
- ③ 事業所でのごみの減量化・資源化への指導・啓発
 - ・大規模事業所等に対する「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書」作成・提出の指導
 - ・事業系一般廃棄物の減量手引書の作成・配布
 - ・減量化・資源化に関する先進的な取組みの調査・研究及び研修会での紹介

(2) 生活系ごみの再生利用の方策及び量

- ① 町内会等の協力による家庭ごみの分別排出の徹底
- ② 資源集団回収、紙類地区回収に対する報償金の交付
- ③ 家電リサイクル制度の推進
- ④ 土曜、日曜、祝・休日に開設する資源物ステーション（市内8箇所）での資源物の回収
 - ※栗山においては小型廃家電についてのみ平日にも回収を実施
- ⑤ 地区センターにおける廃食用油の回収

再生利用量

区 分		再生利用量
分別回収するもの等	空 き 缶	314 トン/年
	空 き び ん	1,936 トン/年
	ペ ッ ト ボ ト ル	496 トン/年
	プラスチック製容器包装	2,554 トン/年
	紙 製 容 器 包 装	71 トン/年
	古 紙	1,209 トン/年
	衣 類	116 トン/年
	小 型 廃 家 電	163 トン/年
	水 銀 使 用 製 品	1 トン/年
	廃 食 用 油	10 トン/年
資源集団回収及び紙類地区回収	空 き 缶	13 トン/年
	牛 乳 パ ッ ク	2 トン/年
	古 紙	9,078 トン/年
	紙 製 容 器 包 装	357 トン/年
	衣 類	96 トン/年
計		16,416 トン/年
その他のもの	金属類（鉄・非鉄金属）	1,629 トン/年
	溶 融 ス ラ グ	90 トン/年
	灰資源（人工砂、セメント原料）	2,500 トン/年
計		4,219 トン/年
合 計		20,635 トン/年

(3) 事業系ごみの再生利用の方策及び量

- ① 事業所に対して、分別の徹底、資源化の協力を求める。

再生利用量

区 分	再生利用量
木質系廃棄物	8,551 トン/年
固形燃料化物	816 トン/年
そ の 他	16 トン/年
合 計	9,383 トン/年

(4) 家庭ごみの有料化の導入の検討

- ① 家庭ごみの有料化を導入する場合の本市における導入効果と課題、制度の内容等について、市民生活への影響を考慮しながら検討を進める。

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

- ① 一般家庭から排出される一般廃棄物

種 類			収 集 方 法			処 理 方 法
			ステーション方式	資源物ステーション	そ の 他	
燃 や せ る ご み			週 2 回	—	戸別有料収集	焼却
燃 や せ な い ご み			月 2 回	—	戸別有料収集	破碎・選別・資源化
資 源 物	容 器 包 装	空 き 缶	月 2 回	○	資源集団回収	資源化
		空 き び ん	月 2 回	○	—	資源化
		ペ ッ ト ボ ト ル	月1回～月4回	○	拠 点 回 収 (富山・婦中地域)	資源化
		プラスチック製容器包装	月 4 回	○	—	資源化
		紙 製 容 器 包 装	月 1 回 (八尾地域の一部)	○	資源集団回収 紙類地区回収	資源化
	古 紙		月 1 回 (八尾地域の一部)	○	資源集団回収 紙類地区回収	資源化
	衣 類		—	○	資源集団回収	資源化・再利用
	小 型 廃 家 電		—	○	—	資源化
	水 銀 使 用 製 品		—	○	—	資源化
	廃 食 用 油		—	—	拠 点 回 収	資源化
し 尿			—	—	業者による収集	肥料化
浄 化 槽 汚 泥			—	—	業者による収集	焼却・肥料化

②事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類		収集・運搬 の 主 体	収集回数	搬 入 先	処 分 方 法
燃 や せ る ご み		許 可 自 己 搬 入	随 時	富山地区広域圏クリーンセンター	焼却
資 源 物	木 質 系 廃 棄 物	許 可 自 己 搬 入	随 時	許 可 処 理 施 設 又 は 地 域 資 源 活 用 促 進 施 設	資源化
	固 形 燃 料 化 物				
	食 品 系 廃 棄 物				
	そ の 他				

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 廃棄物を排出する際の原則

- ① 一般家庭から排出されるごみは、決められた日時に、決められた場所に分別して出すこと
- ③ 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理すること
- ④ 排出には、透明又は半透明のごみ袋を使用すること

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみの中間処理施設

	焼 却 施 設	破 碎 施 設
名 称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
所 在 地	富山県中新川郡立山町末三賀103番地3	富山市辰尾170番地1
一般廃棄物の種類	燃やせるごみ	燃やせないもの（不燃ごみ及び金属類）、 空きびん、空き缶
型 式	タクマ連続式ストーカ炉	二軸・横型回転・縦型破砕機、リサイクル施設
処 理 能 力	810トン／24H	110.6トン／5H
炉 数	270トン／24H×3基	

	焼 却 施 設	焼 却 施 設
名 称	株式会社アイザック	株式会社アイザック
所 在 地	富山市松浦町9番10号	富山市米田町三丁目3番39号
一般廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリは、令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。)
型 式	キルンストーカー炉、二次焼却炉	流動床方式
処 理 能 力	77トン／24H（プラスチック類）	20.7トン／24H（プラスチック類）
炉 数	77トン／24H×1基	20.7トン／24H×1基

	焼 却 施 設	焼 却 施 設
名 称	株式会社富山環境整備	株式会社富山環境整備
所 在 地	富山市婦中町大字吉谷字殿山2-21	富山市婦中町吉谷字殿山2番21他7筆
一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物 又は動物の死体
型 式	ロータリーキルン方式	乾溜ガス化炉
処 理 能 力	69トン／24H（プラスチック類）	86.4トン／24H（プラスチック類）
炉 数	69トン／24H×1基	86.4トン／24H×1基

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名 称	富山市つばき園	富山地区広域圏衛生センター
所 在 地	富山市米田20番地1	富山県中新川郡上市町稗田1番地
処 理 対 象 物	浄化槽汚泥	生し尿・浄化槽汚泥
処 理 能 力	90kl/日	110kl/日

(3) その他のごみの中間処理委託施設

名 称	所 在 地	一 般 廃 棄 物 の 種 類
(株)シマダ	富山市婦中町田屋381-1	紙くず
(株)島田商店	富山市上赤江町二丁目2番50号	紙くず
(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷3-3	プラスチック類

(4) 一般廃棄物処分業者

名 称	所 在 地	一 般 廃 棄 物 の 種 類
アイオーティカーボン(株)	富山市松浦町9番30号	紙くず、木くず、繊維くず
(株)アイカワ	富山市水橋市田袋291番地の1	繊維くず
(有)今井運送	富山市栃谷405番地	木くず
(株)エコ・マインド	富山市松浦町6番20号	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
木村産業(株)	富山市水橋市田袋286番地の1	木くず
(株)シマダ	富山市水橋開発277番8	紙くず
竹田運輸倉庫(株)	富山市上野330番3	木くず
橋開発(株)	富山市興人町1-43	木くず
	富山市上今町383	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
富山グリーンフードリサイクル(株)	富山市松浦町8番20号	木くず
(株)富山資源開発	富山市水橋市田袋333番地1	木くず
中川工業(株)	富山市東福沢726番地	木くず
長崎土石(株)	富山市宮成347番地	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
日本オートリサイクル(株)	富山市松浦町7番30号	自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
(株)ニュース	富山市万願寺38番地の1	木くず
花崎工業(株)	富山市東老田1179番地	木くず
浜田化学株式会社	富山市松浦町9番20号	廃油（廃食用油に限る）
(株)ヒューマン	富山市長川原字表平4番10	木くず

(5) ごみの最終処分場

名 称	富山市山本一般廃棄物（不燃物）最終処分場	
所 在 地	富山市山本字水木谷19番地	
埋 立 方 法	サンドイッチ方式準好気性埋立	
埋 立 容 量	555,000m ³	
令和3年度末埋立済予定容量	470,970m ³ 約85%	
令和4年度 埋立予定量	焼 却 灰	0m ³ (0 トン/年)
	不 燃 物 破 碎 残 渣	0m ³ (0 トン/年)
	埋 立 ご み	400m ³ (552 トン/年)
	覆 土 等	80m ³ (110 トン/年)
	計	480m ³ (662 トン/年)
令和4年度末埋立済予定容量	471,450m ³ 約85%	
埋立完了見込み年月	令和10年3月	

名 称	株式会社アイザック・オール第4期最終処分場
所 在 地	富山市山本字重治ヶ市22
埋 立 方 法	サンドイッチ方式準好気性埋立
埋 立 容 量	8, 123, 841 m ³
令和3年度末埋立済予定容量	5, 378, 952 m ³ 66%
令和4年度埋立予定量	焼 却 灰 7, 921 m ³ (9, 030トン/年) (富山地区広域圏事務組合クリーンセンターから排出されたもの。)
	不 燃 物 破 碎 残 渣 1, 343 m ³ (806トン/年) (富山地区広域圏事務組合リサイクルセンターから排出されたもの。)
	焼却灰・ばいじん・廃 プラ、木くず混じり土 砂 焼却灰・ばいじん 439 m ³ (500トン/年) 廃プラ、木くず混じり土砂 545 m ³ (600トン/年) (白山野々市広域事務組合から排出されたもの。)
	不燃物残渣、ばいじん ばいじん 317 m ³ (400トン/年) 不燃物残渣 26 m ³ (30トン/年) (石川北部 RDF 広域処理組合から排出されたもの。)
	主 灰 、 飛 灰 主灰 75 m ³ (85トン/年) 飛灰 194 m ³ (245トン/年) (上越市から排出されたもの。)
	焼却灰、ばいじん 焼却灰 5.3 m ³ (6トン/年) ばいじん 4.8 m ³ (6トン/年) (奈良県大和郡山市から排出されたもの。)
令和4年度末埋立済予定容量	5, 705, 606 m ³ 70%
埋 立 完 了 見 込 み 年 月	令和15年2月

名 称	株式会社富山環境整備第3期最終処分場
所 在 地	富山市婦中町吉谷3-3
埋 立 方 法	サンドイッチ方式準好気性埋立
埋 立 容 量	8, 973, 520 m ³
令和3年度末埋立済予定容量	5, 825, 397 m ³ 65%
令和4年度埋立予定量	焼 却 灰 7, 921 m ³ (9, 030トン/年) (富山地区広域圏事務組合クリーンセンターから排出されたもの。)
	不 燃 物 破 碎 残 渣 1, 343 m ³ (805トン/年) (富山地区広域圏事務組合リサイクルセンターから排出されたもの。)
	焼却灰・ばいじん 439 m ³ (500トン/年) (白山野々市広域事務組合から排出されたもの。)
	焼却灰、ばいじん 焼却灰 209 m ³ (238トン/年) ばいじん 89 m ³ (102トン/年) (飛騨市から排出されたもの。)
	ス キ ー 板 類 12 m ³ (飛騨市から排出されたもの。)
令和4年度末埋立済予定容量	6, 097, 781 m ³ 68%
埋 立 完 了 見 込 み 年 月	令和10年3月

8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- ・不法投棄防止対策

パトロールの実施及びモラル向上のために環境問題の意識啓発等を行う。

令和4年度事業計画（概要）

事業区分	事業内容	備考
ごみ減量化・資源化推進事業	1. 集団回収活動の推進 2. 事業系一般廃棄物減量化の推進 3. ごみ減量普及啓発 4. 資源物ステーションの運営 5. 可燃ごみの固形燃料化 6. ディスポーザー排水処理システム設置補助 7. プラスチック資源一括回収・再商品化実証事業	資源集団回収実施団体への報償金（全品目対象 4 円/kg）、回収業者への報償金（古布 15.0 円/kg、紙製容器包装 7.5 円/kg） 紙類地区回収実施団体への報償金（新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装 3 円/kg）、回収業者への報償金（紙製容器包装 7.5 円/kg） 減量計画書の提出・機密文書等のリサイクル及び事業系ごみの減量指導啓発 小学校 4 年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の作成 「ごみ・資源物収集カレンダー」を全戸配布 幼児、小学校低・中学年を対象とした「3R 推進スクール」の実施 出前講座の開催 広報とやま、市ホームページなどによる PR 使用済ハガキのリサイクル 栗山、岩瀬、婦中、山室、古沢、八尾、水橋中部、大庄 （土・日・祝（休）日に開設。栗山で小型廃家電のみ平日でも受け入れ） 資源集団回収の衣類を固形燃料化 生ごみの自家処理を推進（住宅 1 戸につき 20,000 円） 市内の一部地域において、回収物の組成調査やリサイクルの実証事業を実施
廃棄物分別回収推進事業	1. 空き缶分別回収 2. 空きびん色別分別回収 3. ペットボトル分別回収 4. プラスチック製容器包装分別回収 5. 紙製容器包装・古紙分別回収	H 9. 7 月から全市で月 2 回回収 H10. 10 月から全市で月 2 回回収 H 9. 10 月から拠点回収又は月 1～4 回回収 H17. 7 月から全市で月 4 回回収 H17. 7 月から全市で月 1 回回収 H21. 4 月から全市で紙類地区回収へ移行
地域環境美化推進事業	1. 川をきれいにする日 2. 海岸をきれいにする日 3. 呉羽丘陵等をきれいにする日 4. 適正処理困難物対策 5. ごみ集積場設置補助 6. 街角クリーン活動（4～11 月の毎月末日の開庁日） 7. 不適切排出された家電リサイクル法対象品の処理	6/5（日） 7/3（日） 10/8（土） タイヤ・バッテリー・廃油等対策 1/2 補助・限度額 固定式ごみ集積場 200,000 円、統合 300,000 円、 折りたたみ式ごみ集積場 100,000 円、 簡易式ごみ集積場 10,000 円 H16. 6 月から実施。市民や市職員による職場周辺の清掃活動 エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
塵芥処理事業	1. 塵芥収集車の更新 2. 戸別有料収集事業 3. 施設・機械等の保守管理・整備修繕 4. 安全衛生対策 5. 小動物死体処理業務委託 6. ごみ収集作業・支援システム	塵芥収集車 2 台 更新 安全衛生委員会の開催 H21. 3 月から新システムに更新
最終処分場維持管理事業	1. 山本最終処分場処理施設の運営管理 2. 埋立廃棄物を適正に処分するための維持管理 3. 側溝汚泥の収集運搬業務委託	山本最終処分場の適正管理 最終処分場水質検査業務等
北代緑地ふれあい事業	1. パークセンターの維持管理	北代緑地パークセンターの適正管理
し尿収集事業等	1. し尿収集運搬業務 2. 一部事務組合との連携・調整 3. 公衆トイレの維持管理	（公財）富山市生活環境サービスへ委託 富山地区広域圏事務組合（富山地区広域圏衛生センター）でのし尿処理 富山地域 5 ケ所、八尾地域 5 ケ所

第 3 節 廃棄物処理の沿革と現況

昭和 30～50 年前半におけるごみ処理は、高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費を背景として急激に増加したごみの適正な処理を確保するため、収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開してきました。

一方、昭和 50 年代後半から平成にかけては、環境保全と資源の有効利用の必要性から、ごみの分別の徹底と資源化を施設整備と並行して推進してきており、本市では平成 4 年度には空きびんの色別回収推進事業を開始し、平成 7 年度からは空き缶分別回収推進事業を実施しています。また、平成 8 年 4 月から指定ごみ袋制度を本格実施するとともに、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成 9 年 10 月からペットボトルをスーパー等協力店での拠点回収、平成 11 年 10 月からモデル地区でのプラスチック製容器包装・紙製容器包装・古紙の分別回収を実施するなど、廃棄物の分別回収の推進に努めてきたところです。

また、事業系ごみの減量化を促進するため、多量排出事業所に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を義務づけ、ごみ減量化に対する意識啓発に取り組んでいます。

(1)	処 理 区 域	全市域 (1,241.74km ²)	
(2)	清 掃 処 理 人 口	全市域 (410,214人)	
(3)	燃やせるごみ	直営 (一部委託) ステーション方式 (6,773ヶ所) 富山地区広域圏事務組合クリーンセンターで焼却処理	週2回 定曜日収集
(4)	燃やせないごみ	直営 (一部委託) ステーション方式 (5,442ヶ所) 富山地区広域圏事務組合リサイクルセンターで破碎処理	月2回 定曜日収集
(5)	空 き 缶 回 収	直営 (一部委託) ステーション方式 (3,956ヶ所)	月2回 定曜日収集
(6)	空 き び ん 回 収	委託 ステーション方式 (3,958ヶ所)	月2回 定曜日収集
(7)	ペ ー ッ ト ボ ト ル 回 収	委託 スーパー等拠点回収方式 (116ヶ所) ステーション方式 (759ヶ所)	拠点回収は 随時 ステーション回収は月 1～4回
(8)	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 回 収	委託 ステーション方式 (4,155ヶ所)	月4回 定曜日収集

- (9) 紙製容器包装 地区回収（一部委託） 月1回
 ・ 古紙回収 ステーション方式（3,803ヶ所） 定曜日収集

(10) 事業系一般廃棄物処理状況

昭和63年度以降事業系一般廃棄物は、自己処理又は許可業者への委託を指導している。

種別 \ 年度		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
許可業者収集	業者数	114	113	112	127	128
	車両台数(台)	700	711	626	674	693
	収集処理実績(t)	49,607	48,673	47,778	45,215	48,582

第 2 章 経 理

第1節 清掃事業決算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
使用料及び手数料	使 用 料	6,076	5,961	4,553	3,023	3,040
	手 数 料	58,336	60,419	57,650	55,738	54,404
国 庫 支 出 金	国 庫 補 助 金	0	0	0	85	0
県 支 出 金	県 補 助 金	529	653	538	197	224
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	936	935	944	401	401
諸 収 入	雑 入	145,796	108,130	88,092	79,327	103,514
市 債	市 債	17,000	16,800	17,600	43,500	17,600
合 計		228,673	192,898	169,377	182,271	179,183

(歳 出) 款 衛生費

(単位：千円)

事 業 費	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
環 境 衛 生 一 般 管 理 費	962,229	943,961	897,304	884,099	879,026
ごみ減量化・資源化推進事業費	96,628	85,352	82,081	71,324	73,949
廃棄物分別回収推進事業費	558,089	580,415	595,814	645,908	669,675
地域環境美化推進事業費	13,586	13,643	11,537	8,655	9,676
塵芥処理維持管理費	103,419	105,679	112,421	114,874	119,967
広域圏事務組合負担金（ごみ処理）	746,882	287,670	290,028	249,403	244,478
最終処分場維持管理費	37,452	44,932	46,802	41,210	40,387
広域圏事務組合負担金（リサイクル）	505,809	512,240	424,225	408,471	403,724
北代緑地ふれあい事業費	56,314	55,840	54,896	54,160	53,366
つばき園費	116,574	120,139	160,869	162,115	147,452
し尿収集事業費	277,950	269,006	269,569	264,910	261,331
公衆便所維持管理費	8,675	7,044	38,762	33,807	3,783
合 計	3,483,607	3,025,921	2,984,308	2,938,936	2,906,814

第2節 清掃事業予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	節	令和4年度	令和3年度	増減
使用料 及 手数料	使用料	衛生使用料	環境衛生使用料	3,020	3,022	△ 2
	手数料	衛生手数料	環境衛生手数料	56,738	57,707	△ 969
国庫支出金	国庫補助金	衛生費補助金	環境衛生費補助金	486	1,000	△ 514
県支出金	県補助金	衛生費補助金	環境衛生費補助金	175	175	0
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地建物貸付収入	400	400	0
		利子及び配当金	利子及び配当金	1	2	△ 1
諸収入	雑入	雑入	雑入	68,263	67,095	1,168
市債	市債	衛生債	環境衛生債	39,400	74,300	△ 34,900
合 計				168,483	203,701	△ 35,218

(歳出) 款 衛生費

(単位：千円)

事業費			令和4年度	令和3年度	増減
環境衛生費	環境衛生総務費	環境衛生一般管理費	843,680	886,823	△ 43,143
		ごみ減量化・資源化推進事業費	68,081	93,099	△ 25,018
		廃棄物分別回収推進事業費	699,289	673,613	25,676
		地域環境美化推進事業費	15,264	12,981	2,283
	塵芥処理費	塵芥処理維持管理費	120,051	119,937	114
		広域圏事務組合負担金（ごみ処理）	499,298	244,478	254,820
	不燃焼物処理費	最終処分場維持管理費	44,000	41,742	2,258
		広域圏事務組合負担金（リサイクル）	394,604	403,255	△ 8,651
		北代緑地ふれあい事業費	52,618	53,377	△ 759
	し尿処理費	つばき園費	160,864	228,216	△ 67,352
		し尿収集事業費	289,849	261,240	28,609
	生活環境費	公衆便所維持管理費	3,875	4,015	△ 140
合 計			3,191,473	3,022,776	168,697

第3節 ごみ処理総合原価計算

部門別原価

(単位：千円)

原価要素 部 門	管理部門	ごみ処理関係			資源化関係			合 計
		収集・運搬	中間処理・埋立	小 計	収集・運搬	中間処理	小 計	
A 人 件 費	78,031千円	704,382千円	12,084千円	716,466千円	46,558千円	-	46,558千円	841,055千円
B 経 常 経 費	52,345千円	543,582千円	269,500千円	813,082千円	320,879千円	417,507千円	738,386千円	1,603,813千円
C 減 価 償 却 費	10,999千円	34,657千円	-	34,657千円	-	-	-	45,656千円
D 特 定 収 入	1,061千円	12,345千円	-	12,345千円	102,876千円	-	102,876千円	116,282千円
E 部 門 直 接 原 価 (A + B + C) - D	140,314千円	1,270,276千円	281,584千円	1,551,860千円	264,561千円	417,507千円	682,068千円	2,374,242千円
F 管 理 部 門 費 配 分	140,314千円	79,787千円	17,686千円	97,473千円	16,617千円	26,224千円	42,841千円	-
G 部 門 原 価 (E + F)	-	1,350,063千円	299,270千円	1,649,333千円	281,178千円	443,731千円	724,909千円	2,374,242千円

単位あたりの費用

(単位：円)

単 位 区 分	ごみ処理関係			資源化関係			合 計
	収集・運搬	中間処理・埋立	部門計	収集・運搬	中間処理	部門計	
H 処 理 数 (取 扱 量)	86,022t	85,161t	86,022t	7,599t	6,345t	7,599t	93,621t
I tあたり処理費用 (G ÷ H)	15,694円	3,514円	19,173円	37,002円	69,934円	95,395円	25,360円
J 年間市民1人あたり (G ÷ 410,214人)	3,291円	730円	4,021円	685円	1,082円	1,767円	5,788円
K 年間1世帯あたり (G ÷ 182,725世帯)	7,388円	1,638円	9,026円	1,539円	2,428円	3,967円	12,994円

第 3 章 施 設

第1節 収 集 基 地

名 称		環境センター
所 在 地		栗山637
竣 工 年 月 日		昭和59年10月8日
敷 地 面 積		23,110.13m ²
建 物 面 積		3,683.00m ²
内 訳	事 務 棟	1,668.47 m ²
	車 庫 棟	1,870.50 m ²
	倉 庫 棟 等	144.03 m ²
建 設 費		1,116,136千円
備 考		管理課 (管理・施設係、減量推進係) 業務課 (管理係、業務第1係、業務第2係、業務第3係)

第2節 中間処理施設

(1) 焼却施設

名 称	富山地区広域圏クリーンセンター
所 在 地	富山県中新川郡立山町末三賀字諸見坂103-3
竣 工 年 月 日	平成15年3月19日
敷 地 面 積	28,868㎡
建 物 面 積	(延面積) 48,478㎡
型 式	タクマ連続式ストーカ炉
公称処理能力	270t/24H×3基 810 t/24H
ごみピット容量	21,500m³
灰 溶 融 設 備	プラズマ式溶融炉70 t/24H×2基 140 t/24H
建 設 費	44,302,650千円
余 熱 利 用	工場内給湯、冷暖房、融雪蒸気タービン発電20,000kw、常願寺ハイツ給湯、冷暖房、温水プール
備 考	施設稼働日 平成14年12月1日

(2) 粗大ごみ処理施設・廃棄物再生利用施設

名 称	富山地区広域圏リサイクルセンター
所 在 地	富山市辰尾170-1
竣 工 年 月 日	平成17年3月14日
敷 地 面 積	24,914.69㎡
建 物 面 積	(延面積) 9,325.88㎡
型 式	二軸・横型回転・縦型破砕機
公称処理能力	110.6 t/5H
ごみピット容量	1,500m³
建 設 費	6,422,785千円

※ 富山地区広域圏事務組合は5市町村で構成（富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村）

第3節 最終処分場

名 称	富山市山本一般廃棄物最終処分場
所 在 地	富山市山本字水木谷 19
竣 工 年 月 日	昭和60年3月25日
敷 地 面 積	76,400.91 ㎡
埋 立 面 積	43,000.00 ㎡
埋 立 容 量	555,000 m³
埋 立 工 法	サンドイッチ方式準好気性埋立
汚水処理施設 処 理 方 式	接触酸化法生物処理+凝集沈殿処理方式+砂ろ過方式
埋立期間(予定)	昭和61年～令和9年度
建 設 費	843,236 千円

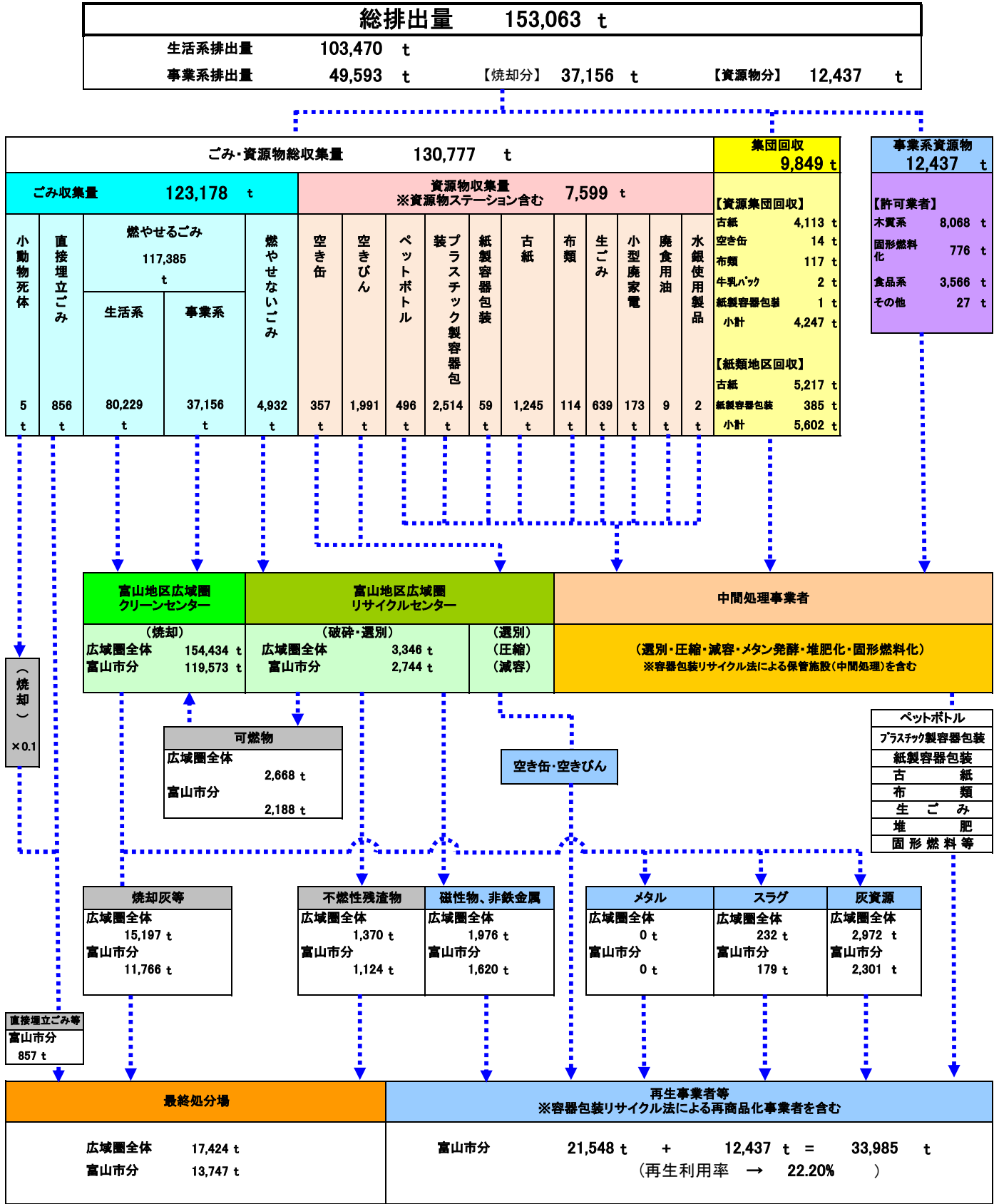
第4章 ごみ処理事業

第1節 ごみの排出及び処理の状況

区 分				令和元年度	令和2年度	令和3年度	
総 人 口				(人)	414,659	412,901	410,214
収 集 人 口				(人)	414,659	412,901	410,214
ごみ排出量	市 収 集	燃 や せ る ご み		(t)	40,324	40,611	39,263
		燃 や せ ない ご み		(t)	2,871	3,069	2,644
		埋 め 立 て ご み		(t)	339	306	335
		計		(t)	43,534	43,986	42,242
	許可業者・自己搬入		燃 や せ る ご み	(t)	40,041	36,046	37,156
	収 集 委 託	燃 や せ る ご み		(t)	41,681	42,175	40,966
		燃 や せ ない ご み		(t)	2,430	2,637	2,288
		側 溝 汚 泥		(t)	543	522	521
		動 物 死 体		(t)	5	5	5
		計		(t)	44,659	45,339	43,780
小 計			(t)	128,234	125,371	123,178	
資源再利用	市 収 集	空 き 缶		(t)	298	254	182
		空 き び ん		(t)	131	135	134
		ペ ッ ト ボ ト ル		(t)	29	32	33
		プラスチック製容器包装		(t)	62	66	68
		紙 製 容 器		(t)	65	60	58
		古 紙		(t)	1,271	1,324	1,244
		布 類		(t)	123	115	114
		生 ご み		(t)	787	684	639
		小 型 廃 家 電		(t)	187	189	173
		廃 食 用 油		(t)	10	10	9
		水 銀 使 用 製 品		(t)	1	2	2
		計		(t)	2,964	2,871	2,656
	収 集 委 託 分	空 き 缶		(t)	169	181	175
		空 き び ん		(t)	1,908	1,912	1,857
		ペットボトル(拠点含む)		(t)	452	452	463
		プラスチック製容器包装		(t)	2,319	2,383	2,446
		紙 製 容 器		(t)	1	1	1
		古 紙		(t)	6	1	1
		布 類		(t)	0	0	0
		生 ご み		(t)	0	0	0
		小 型 廃 家 電		(t)	0	0	0
		廃 食 用 油		(t)	0	0	0
		水 銀 使 用 製 品		(t)	0	0	0
		計		(t)	4,855	4,930	4,943
	集 団 回 収 分(紙類地区回収を含む)			(t)	11,800	10,002	9,849
	事 業 系 資 源 物			(t)	14,108	14,988	12,437
	小 計			(t)	33,727	32,791	29,885
合 計				(t)	161,961	158,162	153,063
ごみ処理量	中間処理 富山市分	ク リ ー ン セ ン タ ー 焼 却 量	市 収 集 分	(t)	82,005	82,786	80,229
			リサイクルセンター経由分	(t)	2,248	2,441	2,188
			許可業者・自己搬入分	(t)	40,041	36,046	37,156
			計	(t)	124,294	121,273	119,573
		クリーンセンター溶融スラグ再資源化量		(t)	1,891	739	179
		クリーンセンターメタル再資源化量		(t)	104	10	0
		クリーンセンター焼却灰再資源化量		(t)	0	1,446	2,301
		リ サ イ ク ル セ ン タ ー 処 理 量	不 燃 性 残 渣 物	(t)	1,241	1,262	1,124
			磁 性 物	(t)	1,589	1,739	1,396
			非 鉄 金 属	(t)	223	264	224
			計	(t)	3,053	3,265	2,744
	小 計			(t)	129,342	126,733	124,797
	最終処分	埋 立 ご み 等		(t)	882	828	857
		焼 却 灰 等		(t)	12,618	13,523	11,766
		不 燃 性 残 渣 物		(t)	1,241	1,262	1,124
		計		(t)	14,741	15,613	13,747
再 生 利 用 率				(%)	23.47%	23.39%	22.20%

再生利用率 = $\frac{\text{資源再利用量} + \text{クリーンセンター再資源化量(溶融スラグ・メタル)} + \text{リサイクルセンター(金属・非鉄金属)}}{\text{富山市のごみ排出量合計}}$

第2節 富山市のごみ処理フロー図【事業系資源物を含む】（令和3年度実績）



※ 総排出量に事業系資源物を含めない場合
(再生利用率 → 20.83%)

第 5 章 ごみ減量化・資源化推進事業

第 1 節 事業内容

1 生ごみリサイクル事業

(1) 事業概要

脱焼却・脱埋立てによる循環型まちづくりを目指し、「燃やせるごみ」の中から「生ごみ」だけを分別して排出してもらい、バイオガスや電気エネルギーへリサイクルしていたが、リサイクル事業者における事業規模の縮小に伴い、令和 3 年度末で事業廃止。

(2) 対象地区等

平成 18 年 5 月から五番町地区、平成 19 年 6 月から清水町地区、水橋中部地区、平成 20 年 8 月から星井町地区、水橋東部地区、平成 21 年 7 月から総曲輪地区、八人町地区、平成 22 年 7 月から愛宕地区、安野屋地区、平成 23 年 9 月から西田地方地区、平成 24 年 10 月から柳町地区、平成 25 年 10 月から東部地区、平成 26 年 10 月から堀川地区で実施（合計 13 地区で実施）。

(3) 令和 3 年度実績

処理量 639 トン

2 集団回収活動推進事業

(1) 資源集団回収

①回収品目 新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、牛乳パック、衣類、アルミ缶、スチール缶、紙製容器包装（特定地域のみ）

②実施団体への報償金 4 円/kg

回収業者への報償金 15.0 円/kg（布類のみ）

7.5 円/kg（紙製容器包装のみ）

③令和 3 年度回収実績

回収量 4,247 トン、報償金額 16,754,327 円（実施団体分）

(2) 紙類地区回収

①行政回収に代わって、地域が主体となり紙類の分別回収を実施

- ②回収品目 新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装（4品目）
- ③実施団体への報償金 3円/kg（新聞、雑誌（雑紙）、段ボール、紙製容器包装）
回収業者への報償金 7.5円/kg（紙製容器包装）
- ④令和3年度回収実績
回収量 5,602トン
報償金額 16,804,140円（実施団体分）

3 事業系一般廃棄物減量化推進事業

- (1) 事業系一般廃棄物の減量化を図るため、対象事業所における「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成および市への提出

- ①対象事業所

- ・ 特定建築物（3,000㎡以上の事業所）
- ・ 大規模小売店舗
- ・ 上記以外の事業所でOA用紙等が多量に排出されと思われる金融、証券、保険会社等及び廃棄物の焼却処分量が年間50トン以上と見込まれる事業所

- ②対象事業所数（令和3年度提出実績） 421事業所

- (2) 事業所に対するごみの減量啓発冊子「事業所をスリムに」の配布や研修会等の開催

- (3) 事業系一般廃棄物の減量化を図るための啓発、指導及び支援

- ①事業系一般廃棄物の排出実態把握、事業所の巡回訪問、適正処理と再利用の啓発
- ②中小の企業に対しては商工会議所を通し、ごみの減量化と適正排出の啓発

4 ごみ減量普及啓発事業

- (1) 資源循環型社会を構築するため、分別排出の徹底及びごみ減量化・資源化意識の啓発・PRの推進

- ①出前講座等による住民説明会や地域研修会・イベント等の開催による啓発

- ②市広報等による分別排出や集団回収活動の周知
- ③「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発
- ④「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知
- ⑤「違反ごみステッカー」等による収集現場での適正排出の啓発
- ⑥使用済ハガキのリサイクル
 - ・市役所本庁及び、各行政サービスセンター等への専用回収ボックスの設置、リサイクルの推進
 - ・令和３年度回収実績 101 kg

(2) 幼少期でのごみ減量化・資源化意識の啓発

- ①小学４年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布
- ②幼児、小学校低・中学年を対象とした「3R推進スクール」の開催

5 資源物ステーション運営事業

(1) 概要

資源となる廃棄物（資源物）を排出しやすい環境づくりとして、土曜・日曜及び祝日・休日に資源物ステーションを開設し、資源物の受け入れを実施する。また、平成 27 年 6 月以降、小型廃家電に限り環境センターと岩瀬環境事務所の 2 ヶ所で平日も受入れていたが、令和 3 年度末で岩瀬環境事務所を閉鎖したことに伴い、令和 4 年度以降は環境センターのみで平日も受け入れる。

(2) 開設場所 市内 8 ヶ所

- ①環境センター（富山市栗山 637）
- ②旧岩瀬環境事務所（富山市岩瀬池田町 71-1）
- ③旧婦中環境事務所（富山市婦中町富川 1）
- ④富山市ファミリーパーク第 2 駐車場（富山市古沢 241-1）
- ⑤山室地区センター駐車場（富山市中市二丁目 22-2）
- ⑥八尾行政サービスセンター駐車場（富山市八尾町福島 151）
- ⑦水橋中部地区センター駐車場（富山市水橋館町 312-1）
- ⑧大庄地区コミュニティセンター駐車場（富山市田畠 97-1）

(3) 開設日時 土曜・日曜・祝日・休日の午前 9 時から午後 3 時まで

(4) 対象品目

- ①空き缶 ②空きびん ③ペットボトル ④プラスチック製容器包装
⑤紙製容器包装 ⑥新聞 ⑦雑誌（雑紙） ⑧段ボール ⑨衣類
⑩小型廃家電（パソコン含む）⑪水銀使用製品（蛍光管、体温計等）

(5) 令和 3 年度持ち込み実績

159,597 件 1,878 トン

①空き缶	52 トン
②空きびん	134 トン
③ペットボトル	33 トン
④プラスチック製容器包装	68 トン
⑤紙製容器包装	59 トン
⑥新聞	521 トン
⑦雑誌（雑紙）	427 トン
⑧段ボール	295 トン
⑨布類	114 トン
⑩小型廃家電	173 トン
⑪水銀使用製品（蛍光管、体温計等）	2 トン

6 可燃ごみ固形燃料化事業

(1) 事業概要

資源集団回収により回収された衣類を固形燃料にリサイクルする。

(2) 令和 3 年度実績

処理量 117 トン

7 ディスポーザー排水処理システム設置補助金

(1) 補助事業

生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムの設置について必要な補助
を行い、市民による生ごみの自家処理を推進する。

(2) 補助内容

住居 1 戸につき 20,000 円

8 廃棄物分別回収推進事業

(1) 空き缶

①収集回数 月 2 回

②回収方法

ごみ集積場に専用回収容器を配布し、分別回収の徹底を図る。

③令和 3 年度回収実績 305 トン

(2) 空きびん

①収集回数 月 2 回

②回収方法

ごみ集積場に色別容器（3 色＝無色、茶、その他）を配布し、分別回収の徹底を図る。

③令和 3 年度回収実績 1,857 トン

(3) ペットボトル

①収集回数 拠点回収は随時、ステーション回収は月 1～4 回

②回収方法

・回収協力店（富山、婦中地域）での回収

市内のスーパーやコンビニエンスストア等と連携し、回収専用ボックスを設置して分別回収を行う。

・ステーション回収

地域のごみ集積場で分別回収を行う。

③令和 3 年度実績

・回収実績 463 トン

(4) プラスチック製容器包装

①収集回数 月 4 回

②回収方法

ごみ集積場で透明又は半透明の袋に入れて排出された「プラスチック製容器包装」を分別回収する。

③令和 3 年度回収実績 2,445 トン

(5) 紙製容器包装・古紙

①対象地区等

八尾地域の一部（2 地区）

②収集回数 月 1 回

③回収方法

ごみ集積場等で、紙製容器包装、新聞、雑誌（雑紙）、段ボールを分別回収する。

④令和 3 年度回収実績

紙製容器包装 0.3 トン 古紙 1.3 トン

（6）廃食用油

①回収方法

地区センター及び各行政サービスセンター等に専用回収容器を設置して分別回収を行う。

②令和 3 年度回収実績

・拠点回収箇所数 79 ヶ所

・回収実績 9 トン

第2節 事業実績

1 集団回収推進事業

(1) 資源集団回収

	団体数	古紙		空き缶		その他		合計		団体報償金
		量 トン	率%	量 トン	率%	量 トン	率%	量 トン	率%	
29年度	245	7,391.18	96.6	22.76	0.3	238.17	3.1	7,652.11		30,329,779円
30年度	241	7,032.34	96.4	22.29	0.3	239.44	3.3	7,294.07		28,904,889円
元年度	241	6,372.73	97.1	20.92	0.3	170.28	2.6	6,563.93		26,007,416円
2年度	209	3,987.75	96.9	14.04	0.3	114.37	2.8	4,116.16		16,221,413円
3年度	238	4,112.77	96.8	14.35	0.3	119.87	2.8	4,246.99		16,754,327円

(2) 紙類地区回収

	実施地区	古紙		紙製容器包装		合計		団体報償金
		量 トン	率%	量 トン	率%	量 トン	率%	
29年度	73	5,172.38	92.2	436.10	7.8	5,608.48		16,825,440円
30年度	73	5,008.33	92.3	420.68	7.7	5,429.01		16,287,030円
元年度	73	4,827.79	92.2	408.33	7.8	5,236.12		15,708,360円
2年度	74	5,510.31	93.6	375.15	6.4	5,885.46		17,656,380円
3年度	74	5,216.18	93.1	385.20	6.9	5,601.38		16,804,140円

2 分別回収推進事業

(単位：トン)

	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	古紙	布類	生ごみ	側溝汚泥	小型廃家電	廃食用油	計
29年度	672.79	2,099.38	454.18	2,294.82	1.13	7.17	—	852.39	546.77	—	11.91	6,940.54
30年度	514.53	2,016.63	473.04	2,334.97	1.23	7.12	—	810.11	—	—	11.99	6,169.62
元年度	419.56	1,908.01	452.32	2,318.76	1.01	6.38	—	787.41	—	—	10.90	5,904.35
2年度	383.03	1,911.95	452.67	2,382.69	0.24	1.22	—	683.59	—	—	10.37	5,825.76
3年度	305.33	1,856.77	462.78	2,445.55	0.28	1.29	—	639.40	—	—	9.47	5,720.87

3 資源物ステーション運営事業

(1) 年度別回収量

(単位：トン)

	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	古紙	布類	生ごみ	側溝汚泥	小型廃家電	水銀使用製品	廃食用油	計
29年度	46.20	132.07	25.11	61.84	67.58	1,335.01	324.95	—	—	197.06	—	—	2,189.82
30年度	47.59	133.14	27.48	63.75	66.30	1,323.06	345.18	—	—	212.62	—	—	2,219.12
元年度	47.21	130.88	28.24	62.15	64.80	1,271.49	122.58	—	—	186.90	1.29	—	1,915.54
2年度	52.38	135.17	30.87	66.53	60.97	1,324.08	114.65	—	—	189.38	1.56	—	1,975.59
3年度	51.84	134.21	33.02	68.27	58.50	1,243.71	113.65	—	—	173.38	1.62	—	1,878.20

(2) 年度別利用件数

(単位 利用件数：件、持込量：トン)

	利用件数									持込量
	栗山	岩瀬	婦中	古沢	山室	八尾	水橋中部	大庄	計	
29年度	11,501	14,252	13,879	13,228	54,441	8,615	14,795	15,695	146,406	2,169.95
30年度	12,681	15,596	16,086	13,806	56,156	9,393	16,171	15,617	155,506	2,189.82
元年度	12,990	16,524	16,594	13,610	56,425	9,891	14,263	15,988	156,285	1,915.54
2年度	13,428	16,054	18,697	13,098	56,694	10,029	13,922	14,683	156,605	1,975.59
3年度	14,109	16,438	19,401	12,916	59,083	9,708	14,568	13,374	159,597	1,878.20

第6章 その他実績

（１）動物死体処理状況

	件数
29年度	1,157
30年度	1,103
元年度	1,182
2年度	1,070
3年度	1,057

（２）側溝汚泥収集運搬状況

	町内数	処理量 (t)
29年度	630	578.36
30年度	558	563.00
元年度	667	543.06
2年度	554	522.24
3年度	586	520.82

（３）固定式ごみ集積場補助金 交付状況

	町内数	設置 箇所数	補助金額 (円)
29年度	36	36	7,355,000
30年度	31	34	6,993,800
元年度	32	32	6,796,800
2年度	18	18	3,863,800
3年度	24	24	4,900,000

（４）折りたたみ式ごみ集積場補助金 交付状況

	町内数	設置 箇所数	補助金額 (円)
29年度	24	37	2,889,600
30年度	21	32	2,822,700
元年度	10	11	1,084,600
2年度	13	13	1,153,000
3年度	16	16	1,424,500

（５）簡易式ごみ集積場補助金 交付状況（平成29年10月1日施行）

	町内数	設置 基数	補助金額 (円)
30年度	35	84	829,900
元年度	30	75	748,400
2年度	25	76	757,500
3年度	20	44	427,200

（６）戸別有料収集事業（歳入）

	件数	金額 (円)
29年度	1,475	10,436,890
30年度	1,625	12,112,460
元年度	1,718	13,673,310
2年度	1,646	12,249,090
3年度	1,624	12,344,910

第7章 生活排水処理

第1節 生活排水処理の必要性

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法の施行等によって、工場や事業所に対する排水規制措置が行われたことで改善されました。

しかしながら水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が、未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

このため、市では、生活排水処理基本計画を平成29年3月に策定し、平成29年度から令和8年度までの10年間の、生活排水処理の基本的な方針を明らかにしました。

第2節 生活排水処理の現況

1 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を下記の表に示します。

処理施設の対象となる生活排水及び処理主体（令和3年度末現在）

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等

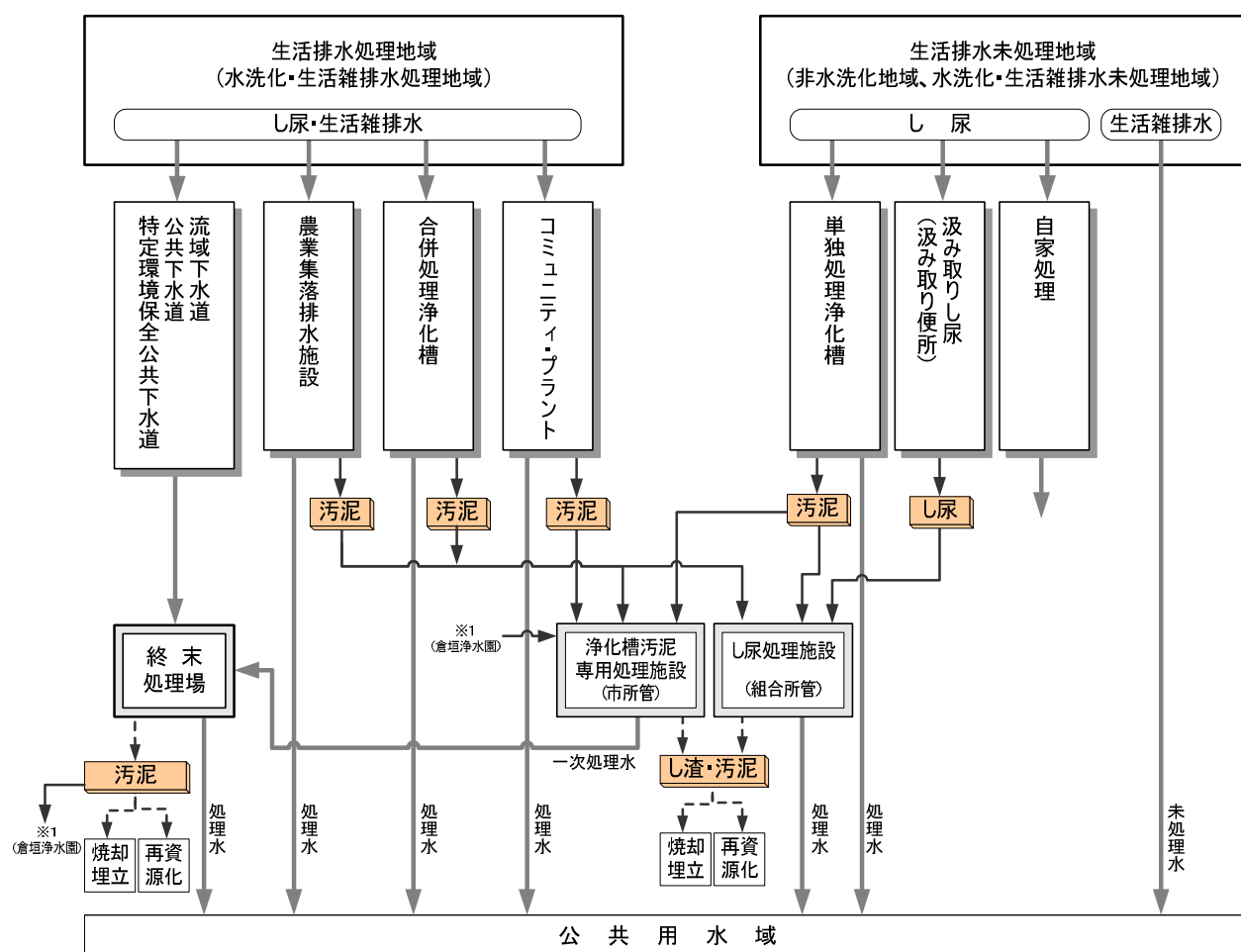
浄化槽汚泥専用処理施設（つばき園）	浄化槽汚泥※ ¹	富山市
し尿処理施設（富山地区広域圏衛生センター）	し尿及び浄化槽汚泥※ ²	富山地区広域圏事務組合

※¹ 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場（倉垣浄水園）の処理汚泥を含む。

※² 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

2 生活排水の処理体系

生活排水の処理体系図



3 コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）

本市のコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備状況、施設概要を以下の表に示します。

令和3年度現在のコミュニティ・プラントは、富山地域にある新保地区、新保南地区の2施設が稼働しています。

令和3年度におけるコミュニティ・プラントの整備人口（＝水洗化人口）は、699人となっています。

コミュニティ・プラントの整備状況

項 目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
整備人口 (水洗化人口)	人	3,341	3,319	3,269	3,211	3,171	3,139	3,089	3,082	2,903	699

コミュニティ・プラントの概要（令和3年度末現在）

地域区分	富山地域	富山地域
処理区名	新保地区	新保南地区
事業計画区域面積	61.0 ha	14.5 ha
計画人口（人）	1,080 人	610 人
処理方式	長時間ばっ気法	接触ばっ気法
供用開始年月	S58.05	H13.04
放流先	新保排水路（神通川）	樋橋川（神通川）
環境基準	A 類型	A 類型
下水道への接続計画	あり	なし

4 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では、平成 12 年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされてきました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成 17 年 9 月に行われ、平成 18 年 2 月 1 日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を次の表に示します。

令和 3 年度における合併処理浄化槽の設置基数は 1,691 基となり、設置人口は 8,038 人となっています。

合併処理浄化槽の整備状況

（令和3年度）

項 目	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合併処理浄化槽 設置基数	基	1,862	1,844	1,846	1,707	1,691
合併処理浄化槽 設置人数	人	10,856	9,894	9,808	8,342	8,038
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	7,607	6,719	6,633	6,627	6,682
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	3,249	3,175	3,175	1,715	1,356

【参考 1】合併処理浄化槽設置整備事業の状況（補助対象事業）（令和 3 年度）

地域区分	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
富山地域	基	0	4	3	2	5
大沢野地域	基	7	5	6	6	5
大山地域	基	0	1	0	0	0
八尾地域	基	1	3	3	1	1
婦中地域	基	0	0	0	1	1
山田地域	基	0	0	0	0	0
細入地域	基	0	0	0	0	0
計	基	8	13	12	10	11

【参考 2】単独浄化槽の整備状況（令和 3 年度）

項 目	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
単独処理浄化槽 設置基数	基	5,679	5,534	5,415	3,310	3,105
単独処理浄化槽 設置人数	人	13,402	13,281	12,996	7,944	6,955

第3節 し尿処理の沿革と現況

1 し尿収集処理について

し尿は、肥料として農村還元処理から、化学肥料の進歩と衛生思想の向上により、次第に施設での処理が必要となり、昭和37年富山市牛島浄化センター(153kℓ／日)を竣工しました。また、広域行政の推進により、し尿処理施設を共同処理するため、富山県中央衛生処理組合(117kℓ／日)、射水地区広域圏事務組合(133kℓ／日)、富山県中部衛生センター組合(72kℓ／日)を相次いで設立しました。

昭和52年～53年、2ヶ年で富山県中央衛生処理組合の第3次改良工事に合わせて100kℓ／日を増設により217kℓ／日の施設としました。

また、富山県中部衛生センター組合は、昭和56年3月から昭和58年3月までの3ヶ年で8kℓ／日を増設、80kℓ／日の施設として稼動し、射水地区広域圏事務組合は、昭和60年8月から昭和62年9月までの3ヶ年で116kℓ／日の新施設を整備し、し尿の処理施設の拡充により万全の体制を整えました。なお、これらに伴い、富山市牛島浄化センターは、平成元年度をもって施設を閉鎖しました。

昭和45年既存業者と市の共同出資により社団法人清掃公社を設立し、収集運搬業務を委託しました。

昭和63年4月1日より名称変更により社団法人富山市環境公社となりました。

近年の公共下水道の整備による水洗化の普及などにより、し尿の取扱業者が年々減少したため、業務内容の見直しを行なってきましたが、将来的により多角的な生活環境に関連する業務を市民に提供するため、同公社が解散し、平成8年3月14日「財団法人富山市生活環境サービス」が設立され、平成24年4月1日より「公益財団法人富山市生活環境サービス」となり、引き続き収集運搬業務を委託しています。

平成9年度の神通川左岸流域下水道供用開始に伴い、射水地区広域圏事務組合に処理を依頼していた和合・呉羽地区のし尿収集が著しく減少してきたため、本市では、平成11年5月から射水地区広域圏事務組合と協議を行ない、平成13年3月31日をもって射水地区広域圏事務組合から脱退しました。

平成17年4月1日より富山県中央衛生処理組合と富山県中部衛生センター組合が統合され、両施設は存続しつつ、富山地域衛生組合として再出発しました。

平成26年3月31日をもって富山地域衛生組合は解散し、平成26年4月1日より富山地区広域圏事務組合と統合しました。富山地域衛生組合が管理運営を行っていた万浄園は施設の老朽化により廃止となり、富山地域のし尿処理は、富山地区広域圏事務組合が運営管理する「富山地区広域圏衛生センターし尿処理施設」及び「富山地区広域圏衛生センター汚泥処理施設」で行っています。

「富山地区広域圏衛生センターし尿処理施設」は上市町のし尿処理施設「中部衛生センター」について基幹改良工事を行なった施設であり、「富山地区広域圏衛生センター汚泥処理施設」は平成26年4月1日より稼動している新施設です。

(1) 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿は委託業者1社と許可業者7社で、浄化槽汚泥は許可業者9社でそれぞれ行っています。

(2) 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、市または富山地区広域圏事務組合が所管する2つのし尿処理施設(浄化槽汚泥専用処理施設を含む。)において、それぞれ適正処理しています。

「つばき園(市所管)」では富山地域の浄化槽汚泥、「富山地区広域圏衛生センター(事務組合所管)」では市全体のし尿及び浄化槽汚泥をそれぞれ処理しています。

令和3年度 施設別 し尿・浄化槽汚泥処理状況

処理施設	区分	年度・前年度比	富山	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入	(単位 キロリットル)	
										計	計
富山地区広域圏 衛生センター	し尿	3年度	2,210.57	287.76	175.62	673.83	1,057.28	0.00	0.00	4,405.06	4,405.06
		2年度	2,435.53	419.60	168.19	537.41	1,128.39	0.00	0.00	4,689.12	4,689.12
		比較増減	△ 224.96	△ 131.84	7.43	136.42	△ 71.11			△ 284.06	△ 284.06
		対前年度比(%)	90.76	68.58	104.42	125.38	93.70			93.94	93.94
		3年度	7.24	1,826.53	107.08	1,947.35	2,092.89	0.00	0.00	5,981.09	5,981.09
	浄化槽汚泥	2年度	35.18	1,775.78	134.40	2,018.54	1,884.04	0.00	0.00	5,847.94	5,847.94
		比較増減	△ 27.94	50.75	△ 27.32	△ 71.19	208.85			133.15	133.15
		対前年度比(%)	20.58	102.86	79.67	96.47	111.09			102.28	102.28
		3年度	2,217.81	2,114.29	282.70	2,621.18	3,150.17	0.00	0.00	10,386.15	10,386.15
		2年度	2,470.71	2,195.38	302.59	2,555.95	3,012.43	0.00	0.00	10,537.06	10,537.06
富山 市 園	計	比較増減	△ 252.90	△ 81.09	△ 19.89	65.23	137.74			△ 150.91	△ 150.91
		対前年度比(%)	89.76	96.31	93.43	102.55	104.57			98.57	98.57
		3年度	19,318.03	—	—	—	—	—	—	19,318.03	19,318.03
		2年度	18,048.46	—	—	—	—	—	—	18,048.46	18,048.46
		比較増減	1,269.57	—	—	—	—	—	—	1,269.57	1,269.57
	浄化槽汚泥	対前年度比(%)	107.03	—	—	—	—	—	—	107.03	107.03
		3年度	2,210.57	287.76	175.62	673.83	1,057.28	0.00	0.00	4,405.06	4,405.06
		2年度	2,435.53	419.60	168.19	537.41	1,128.39	0.00	0.00	4,689.12	4,689.12
		比較増減	△ 224.96	△ 131.84	7.43	136.42	△ 71.11	0.00	0.00	△ 284.06	△ 284.06
		対前年度比(%)	90.76	68.58	104.42	125.38	93.70	0.00	0.00	93.94	93.94
計	し尿	3年度	19,325.27	1,826.53	107.08	1,947.35	2,092.89	0.00	0.00	25,299.12	25,299.12
		2年度	18,083.64	1,775.78	134.40	2,018.54	1,884.04	0.00	0.00	23,896.40	23,896.40
		比較増減	1,241.63	50.75	△ 27.32	△ 71.19	208.85	0.00	0.00	1,402.72	1,402.72
		対前年度比(%)	106.87	102.86	79.67	96.47	111.09	0.00	0.00	105.87	105.87
	浄化槽汚泥	3年度	21,535.84	2,114.29	282.70	2,621.18	3,150.17	0.00	0.00	29,704.18	29,704.18
		2年度	20,519.17	2,195.38	302.59	2,555.95	3,012.43	0.00	0.00	28,585.52	28,585.52
		比較増減	1,016.67	△ 81.09	△ 19.89	65.23	137.74	0.00	0.00	1,118.66	1,118.66
		対前年度比(%)	104.95	96.31	93.43	102.55	104.57	0.00	0.00	103.91	103.91

第4節 街路公衆便所施設設置一覧表

施設名			所在地	面積 m ²	水洗式 汲取式	大便 器数	多目的 トイレ	備考
富 山 地 域	1	山王町街路便所	山王町(日枝神社境内内)	11.31	水洗式	3	有	令和2年度 建替
	2	西別院街路便所	総曲輪2丁目7(西別院内)	15.46	水洗式	3	有	令和元年度 建替
	3	不二越街路便所	不二越町(不二越グランド内)	13.88	水洗式	2		
	4	四方街路便所	四方神明町(唯見寺内)	9.33	水洗式	2		
	5	八重津浜街路便所	四方西岩瀬253	28.30	水洗式	4	有	
	計		5箇所	78.28		14器	3施設	
八 尾 地 域	6	諏訪町公衆トイレ	八尾町諏訪町(すわまち)	34.02	水洗式	4	有	
	7	げんさんの坂公衆トイレ	八尾町上新町(かみしんまち)	45.24	水洗式	7	有	
	8	下新町公衆トイレ	八尾町下新町(したしんまち)	7.05	水洗式	1		
	9	東八尾駅公衆トイレ	八尾町城生(じょうの)	7.04	水洗式	2		
	10	梅苑町公衆トイレ	八尾町梅苑町(うめぞのちょう)	10.34	水洗式	3		
	計		5箇所	103.69		17器	2施設	
合 計			10箇所	181.97		31器	5施設	

用語解説

■あ行

用 語	説 明
赤潮	湖沼や内湾において、主に植物プランクトンなどの大量発生により、海水が赤色又は茶褐色になる現象。
アスベスト	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、せきめん、いしわたと呼ばれている。繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸収してしまうおそれがある。現在は、原則として製造等が禁止されている。
一般環境大気観測局	道路沿道を除いた地域の大気汚染状況を常時監視する観測局のこと。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。
イノベーション	新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。
エコウィル	都市ガスやLPガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、その際に発生する排熱を給油などに利用するもの。
エネファーム	家庭用の小型燃料電池式発電装置。都市ガスやプロパンガスなどに含まれる水素と空気中の酸素を反応させて電力を生み出すもの。
エネルギー効率改善都市	2014年9月に開催された国連の気候サミットで採択された、エネルギー効率およびエネルギーの経済効率向上に具体的な取り組みを実行している都市を顕彰したものであり、日本では富山市が唯一の対象となっている。
温室効果ガス	太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

■か行

用 語	説 明
カーボン・ニュートラル	事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出総量の全てを他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）する取組。
化学的酸素要求量（COD）	水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。
化石燃料	太古の動物の遺骸が地質時代を通じて堆積し、地熱・地圧などによって変成された燃料資源。
合併処理浄化槽	し尿とともに台所、風呂などの生活雑排水を戸別に処理する浄化槽。
がれき類	工作用の建築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これらに類する不要物
環境基準	環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気、水質、土壌、騒音などの基準のこと。
環境基準点	環境基本法等において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい大気、水質、土壌、騒音などの基準の維持達成状況を把握するための地点。
環境基準の長期的評価	大気汚染状況の年間を通した測定結果に係る環境基準の評価方法。
環境基本計画	市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例に基づき策定する基本的な計画。
環境騒音	観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。

用 語	説 明
環境の日・環境月間	環境基本法の規定により、6月5日が「環境の日」と定められている。この6月5日は、国連の「世界環境デー」であり、これは1972年にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して定められた。事業者及び国民の間に広く環境についての関心と理解を深め、積極的に環境保全のための活動を推進するためのものである。富山市でも6月を環境月間として種々の普及啓発の行事を行っている。
環境マネジメントシステム（EMS）	企業や団体などが、環境保全に配慮した活動を行うための手順や体制。
涵養	水が自然にしみ込むように、少しずつ養い育てること。
揮発性有機化合物	揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。
規制基準	法律又は条令に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
健康項目	水中の汚濁物質の中で、人の健康に関連して定められた項目。
光化学オキシダント	揮発性有機化合物などが太陽光線で変化して生成する物質で、目やのどの痛みなどを引き起こすおそれがある。

■さ行

用 語	説 明
最終処分	不要品のうち、再利用や再資源化が出来ないものを埋立てること。
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー（太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など）。
酸性雨	pHが5.6以下の雨、雪、霧などの湿性降下物のこと。
指針値	大気や水中の汚染物質による健康リスクの低減や、騒音問題が生じることを未然に防止するうえで指針となる数値。
シビルミニマム	社会保障、教育、衛生、交通機関など、自治体が備えなくてはならない生活環境の最低必要水準。
次世代エネルギーパーク	新エネルギーや省エネルギーなど新たなエネルギーの生産・利用を市民が目で見えて触れて理解できるよう整備したエネルギーの地域拠点のこと。
自動車排出ガス観測局	道路沿道の大気汚染状況を常時監視する観測局のこと。
ステークホルダー	企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者のこと。
重金属	密度が比較的大きい金属。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
小水力発電	水力で羽根車を回し、その動力で発電機を回して電気エネルギーを得るもの。
使用済自動車	自動車のうち、その使用を終了したもの。
水素イオン濃度指数（pH）	液体の酸性、アルカリ性を示す指標。
3 R	地球環境のため、資源を大切にし、ごみをの排出を減らすための活動。リデュース（抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のこと。
生活環境項目	水中の汚濁物質の中で、生活環境の保全に関連して水域の利用目的に応じて定められた項目。
生物化学的酸素要求量（BOD）	水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。
ゼロカーボン	企業や家庭から出る二酸化炭素（CO2）等の温室効果ガスを減らし、森林による吸収分等を相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

■た行

用 語	説 明
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種の物質群の総称。微量でも強い毒性を有すると考えられている。
大腸菌群数	大腸菌及び、これとよく似た性質を持った菌の総称のこと。
太陽光発電	太陽電池などを利用して太陽の光エネルギーを電気に変換すること。
太陽熱利用システム	太陽光を集光器で集め、その熱で発生させた蒸気でタービンを回転させて発電するもの。
ダイバーシティ	「多様性」のことで性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
チームとやまし	市民や団体・事業者などが自主的にチームを結成し、「チームとやまし」のメンバーとなって温室効果ガスの削減を目指す、市民総参加のプロジェクト。
地球温暖化	大気中の二酸化炭素濃度の増加など、人為的な要因によって地球の平均気温が上昇すること。
蓄電池	充電によって繰り返し使用できる電池。アルカリ蓄電池・鉛蓄電池・ニッケルカドミウム電池などがある。
地中熱利用システム	地上との温度差を利用し、地中から熱をすくい上げる（暖房）、あるいは地上の熱を地中に放出する（冷房）という形で、熱エネルギーとして利用すること。
中間処理	産業廃棄物を埋立て処分する前に、分別・減容・無害化などの処理をすること。
低公害車	大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。
底質	河川などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などの堆積物のこと。
デシベル（dB）	騒音や振動の大きさを表す単位。
テレメーターシステム	観測局の測定データを遠隔地点に設置した受信機に送って記録させるシステムのこと。
電気自動車（EV）	蓄電池などの電力源を積載し、モーターを原動機とする自動車。
特定建設作業	建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、法律で定められているもの。
特定施設	工場や事業場に設置されている施設のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために法律で定められた施設。
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、原油などの爆発性、廃酸、廃アルカリなどの毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

■な行

用 語	説 明
ナノグラム（ng）	十億分の一グラムのこと。
燃料電池自動車	燃料電池を搭載した自動車。ガソリンが不要であり、大気汚染対策として注目される。

■は行

用 語	説 明
ばい煙	燃料その他の物の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウムなどの有害物質の総称。
バイオマスタウン	生物資源（バイオマス）を総合的に有効利用するシステムを構想し、実現に向けて取り組む市町村のこと。

用 語	説 明
ばいじん	燃料その他の物の燃焼等に伴い生ずるすす等の粒子状物質の総称。
100のレジリエント・シティ	アメリカの慈善事業団体ロックフェラー財団による、都市の災害や高齢化などの課題に先進的に取り組む世界100都市への支援プログラム。通称100RC。
ピーピーエム（ppm）	濃度の単位で、百万分の一のこと。
ピコグラム（pg）	一兆分の一グラムのこと。
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が2.5μm以下のもの。粒子が小さく肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。
富栄養化	湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。赤潮等の原因となる。
浮遊物質（SS）	水中に懸濁している不溶性の粒子状の物質のうち粒径が2mm以下のものの総称。
浮遊粒子状物質（SPM）	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm（100分の1mm）以下のものの総称。
プラグインハイブリッドカー（PHV）	ハイブリッドカーのうち、家庭用電源のコンセントなどからモーター駆動用の蓄電池（バッテリー）に充電できるようにした車。
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料とするストーブ。灰がほとんど出ないため、掃除が容易。
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	人工的に作られた主に油状の化学物質。有用性が高く、様々な製品に利用されていたが、有毒性が判明し、現在は製造が禁止されている。

■ま行

用 語	説 明
マイクログラム（μg）	百万分の一グラムのこと。
緑のカーテン	窓の外に、アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を隙間なく植えて、幕のように繁らせたもの。繁った葉が直射日光を遮り、また蒸散によって発生した水蒸気が打ち水のような効果をもたらすため、夏でも室内の温度の上昇を抑えることができる。
ミリグラム（mg）	千分の一グラムのこと。
面的評価	騒音に係る環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価方法。
木質バイオマス	化石資源を除く、再生可能な生物由来の有機資源のことをバイオマスと呼び、その中でも、木材からなるバイオマスのこと。
木質ペレット	木材を粉砕・圧縮して形成される燃料。木材の有効利用につながるほか、小型で品質が安定しているため、他の固形燃料よりも扱いやすく、再生可能エネルギーとして注目を集めている。

■や行

用 語	説 明
有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。
有機塩素化合物	塩素を含んでいる有機化合物の総称。
要請限度	自動車騒音や道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができ、この判断の基準となる値のこと。
要措置区域等	基準に適合しない土地について、健康被害が生ずるおそれの有無に応じて、市長が指定する要措置区域又は形質変更時要届出区域のこと。
溶存酸素量（DO）	水に溶解している酸素の量のこと。

■ら行

用 語	説 明
レジリエンス	地震や洪水などのショックや不況、少子高齢化などのストレスに直面しても、素早く復興し、さらに成長する能力や強靱さがあること。

■アルファベット（A～Z）

用 語	説 明
COOL CHOICE（賢い選択）	2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。
ESD（持続可能な開発のための教育）	持続可能な開発を促進するため、地球的な視野をもつ市民を育成することを目的とする教育。2002年にヨハネスブルクで開催された国連の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（WSSD）で日本が提唱し、「ESDの10年」（2005～2014年）が採択され、現在その後継プログラムの取組みが進められている。
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーを「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりするもの。
ICLEI	持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会。持続可能な開発を公約した自治体等で構成された国際的な連合組織。ドイツのボンに本部がある。世界1,750を超える自治体が加盟。通称イクレイ。
IGES	公益財団法人地球環境戦略研究機関(Institute for Global Environmental Strategies)。持続可能な開発のための政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う機関。通称アイジェス。
JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構(Japan External Trade Organization)。日本の貿易振興や開発途上国、地域に関する研究等を行う機関。通称ジェトロ。
JICA	独立行政法人国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)。日本のODAを活用し技術協力を担う実施機関。通称ジャイカ。
LRT（ライトレールトランジット）	路面電車の長所を生かしつつ、高架や地下化により専用軌道化を図って定時性・高速性を高めるなどした、都市の新交通システム。
OECD	経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development)と言い、世界の経済・社会福祉の向上を促進するための国際機関。欧州を中心に先進34カ国が加盟。
PRTR制度	化学物質排出移動量届出(Pollutant Release and Transfer Register)制度の略。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。
SDGs (Sustainable Development Goals)	「持続可能な開発目標」の略。「世界中の誰ひとり取り残さない」をテーマに、平成27年9月の国連サミットで193の全ての国連加盟国が合意した2030年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものであり、貧困・飢餓、健康・福祉、教育、気候変動、平和・公正といった17分野にわたる目標が設けられ、グローバル化が急速に進む社会、経済、環境上の様々な課題に対して、世界各国の市民や企業、行政が協働して取り組んでいくためのキーワードとなるもの。
SE for ALL	国際連合が提起したイニシアティブ(主導的発案)で経済成長、社会的公平、環境問題を解決し世界が繁栄するための鍵としてエネルギーを位置付けており、「Sustainable Energy for All (SE for ALL)」は“万人のための持続可能なエネルギー”のこと。
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	快適な室内空間を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率な設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等により、エネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。



富山市

富山市の環境

令和4年9月

編集・発行 富山市環境部環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL : 076-443-2053 FAX : 076-443-2122
e-mail:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp
